

り而して李中堂は又大院君に書を裁し、熱心勸むるに米韓條約を成立せしむべきは勿論、此際廣く國を開ひて各國と條約するは、邦家を外患より救ひ社稷を泰山の安きに置く唯一の道なる所以を以てせり。是に於てか米韓條約は立るに成り、英獨諸國との條約亦次ひて容易に調印の運びに至りぬ。此の如きものは第三期に於ける一搬の情勢なりとす。

勿論清廷は此際と雖も素より半島を抛棄せしむるに非ず、獨り抛棄せざりしのみならず、這般の方針を以て實は半島に於ける其勢力を挽回せんとするの階梯と爲せしなり、故に當初李の執筆に係るとの説ある米韓條約草案の條句中には、朝鮮は古來常に中國の附庸たり、米國大統領は之れを承認す、去れと此儀に對し本條約は何等の關係を永遠に有せざるべし (Korea has always been tributary to China, and this is admitted by the President of the United States; but the Treaty shall be permanently regarded as having nothing to do therewith) と書して他日辯難の餘地を存せしめんとせり。華盛頓政府は固より此の如き撞着矛盾の文字を是認すべくもあらず、乃ち之れを抹殺して別に草案を立てしものは是れ即ち現行米韓條約なり。唯夫れ當初の草案滅して現行條約は成りしと雖も、清廷は尙ほ此意を宣言せしめ置くの要ありと認め、乃ち現行條約の調印に先立ち韓廷をして左の往翰を米國大統領に致さしめ、其後自餘の各國と締結せる場合にも亦之れと同一の宣言を其各政府に通せしめたり。

大朝鮮國國主 爲 照會事竊照朝鮮素爲中國屬邦而內治外交向來均山 大朝鮮國國主自主今 大朝鮮國 大美國彼此立約俱屬平行相待 大朝鮮國國主明允將約內各款必按自主公例認真照辦至 大朝鮮國爲中國屬邦其分內一切應行各節均與 大美國毫無干涉除派員議立條約外相應備文照會 須至照會者

右照會

大美國伯理璽天德

大朝鮮國開國四百九十一年即光緒八年 月 日

The King of Corea acknowledges that Corea is a tributary of China; but in regard to both internal administration and foreign intercourse it enjoys complete independence. Now, being about to establish Treaty relations between Corea and the United States of America on terms of equality, the King of Corea, as an independent Monarch, distinctly undertakes to carry out the Articles contained in the Treaty, irrespective of any matters affecting the tributary relations subsisting between Corea and China, with which the United States of America have no concern. Having appointed officials to deliberate upon and settle the

Treaty, the King of Corea considers it his duty to address this despatch to the President of the United States.

Dated the four hundred and ninety-first year since the foundation of Corea, being the eighth year of Kuang Hsu

第四期

明治十五年の謂ゆる大院君の亂は、清韓の關係が其第四期に入るの序幕なりと謂ふべきなり。年の七月二十三日、亂突如として起り、漢城の天地鼎沸の如し、日韓の事局漸く危殆に瀕す、韓王倉惶し、當時北京に派遣せる魚允中に命じて援助を清廷に乞はしむ。李中堂此變を聞き以爲らく、日韓今に於て毀を生せば其結果は知るべきのみ、半島終に日本の附庸となるか、否らすんは日清兵を交へざるを得ざるの不幸に陥ひるか、二者其一を出てし、是れ中華の爲めに利とせざる所、今の計たるもの暫く口韓を調停せしむるに在るのみと。乃ち此意を齎らして馬建忠吳長慶に四千の陸兵に將として京城に入らしめ、丁汝昌をして北洋艦隊を率ひて南陽灣に進ましむ。而して程なく大院君は勝はれて清軍の屯營に囚幽となり、次ひて南洋より天津に送られぬ。其之れを囚送するや、左に掲ぐる論告は馬建忠の名を以て布達せられたり。半島に對する清廷の態度は明かに此文字の上に躍如たるを見るべし。

朝鮮爲中國藩服之邦、比年以來、權臣竊柄、政出私門、毒積禍深、遂有今年六月之變、弑妃辱

王虐吏、一時並發、頃者變告上聞、道路流傳、皆言爾國太公、寔知其事、先以國太公入朝、親問事狀、一俟罪人之得、甲中天討之威、殲渠釋從、明奉典刑、延旨殷切、散弗祗懼、今統領北洋水師丁軍門、暫與國太公、航海詣闕、處人骨肉之間、全恩明義、我大皇帝自有權衡、必不於爾太公有所深責、但舉動倉々、恐爾上下臣民、未諭斯意、妄生疑懼、以元代執高麗、忠宣忠惠爲例、大負乎聖意高深、此外或從前亂黨、因以畏迫、更造異謀、目前大兵、水陸齊進、已有二十營、此後繼發者、海上相屬、爾自度待、王師可以顯拒、兵力可以相抗、嚴陳相待、儘可一戰、否則深鑑禍福、早自効發、勿執迷怙惡、自速誅夷、而震怒良善、嗚呼天朝祝爾朝鮮臣主、誰猶一家、本軍門奉命而來、則昧皇帝之至仁、爲軍力之律令、雷霆月日、備聞斯言、告諭醇々、尙共信諒、特諭。

清國政府は此變亂の善後に關し韓廷の爲めに斡旋せるを機會とし、此時よりして進んで公然半島の政治に干渉し始めたり。爾後引續き馬建忠の下に其兵を京城に駐屯せしむるは勿論、袁世凱は總理駐紮朝鮮交涉通商事宜として儼然韓廷に臨み、李中堂の推薦に係る穆麟德(P. G. von Mollen-ton)は外務の顧問として其樞機を握り、税關は李中堂の幕下たる「Robert Hart」(Sir Robert Hart)の監督の下に處理せられ、兵制は支那風に改まり、曾て我か士官に依り訓練せられたる二百の兵に至るまで又清國式の軍隊となり、要路の有司亦率ね清廷に利ある者を以て充たされぬ。此

清韓通商條約の嚆矢

歲九月中國朝鮮商民水陸貿易章程なるものは新に清韓間に締結せられたり、清韓間に通商條約あるは此時を以て嚆矢とす、次ひて翌年三月奉天與朝鮮邊民交易章程二十四條なるもの復た約定せらる。去れと此兩章程たる素より對等條約にわらず、獨り其内容に於て對等ならざるのみならず、其形式に於ても亦初めより不對等なり。其水陸貿易章程の前文に曰ふ、

朝鮮久列藩封典禮所關一切均有定制毋庸更議惟現在各國既山水路通商自宜亟開海禁令兩國商民一體互相貿易共霑利益其邊界互市之例亦因時量爲變通惟此次所訂水陸貿易章程係中國優待屬邦之意不在各與國一體均霑之列茲定各條如左

其交易章程二十四條の第一條に曰ふ、

邊界陸路交易原係天朝優待屬國專爲便民而設與各海口岸通商情事不同所准隨時往來僅指奉省之與朝鮮邊界商民而言其他各國不在此例

又其第二十三條に曰ふ、

中江新設關市及地方官遇有交涉事件來往文書應遵體制朝鮮必須符稱天朝或稱上國字樣即屬尋常文移亦當遵循成憲不得率書中東等字有違定制(支那に對して中國といひ自ら稱して東國といふか如きを許さすとの義)至奉省邊界官員則稱朝鮮國或稱貴國字樣以示優待即ち該前文の趣意たる、朝鮮は長へに支那の藩屬にして儀式典禮一切の事古來確定するあり、今

天津條約と清廷の對韓方針

に迫んで之れを改定するの必要なきも、朝鮮既に歐米諸國と通商を開くに至りしか故に、清韓間に從來行はれたる非沿岸貿易てふ個條をは廢するの必要あり、將た又清韓間の國境貿易に係る規定も亦此際多少改定するの必要あり、是れ本章程を成す所以なるも、去りとて此章程たる中國か其藩屬國に對し允許せる特典たるを忘るへからず、故に此章程は清韓兩國間に限り適用せらるべきものにして、他國の之れに均霑するは許さるべしと云ふにあり。而して他日此章程の條項を修正するの必要あらば、朝鮮國王と北洋大臣と妥協改定すべしとは該章程の末條なり。故に該章程は其實清韓間の通商條約にわらずして、清廷の韓廷に對する通商上の命令書と云ふこそ適切なるを見るべし。其交易章程に至りても亦實に之れか精神を脱せざるなり。

踰へて我か明治十七年の十二月、謂ゆる甲申の亂なるものは起れり、此亂の結果として有名なる天津條約は現はれり、而して其條款の規する所に依り、日清兩國共に四ヶ月を期限として其駐劄兵を半島より撤去せり、乃ち撤去せりと雖も此際よりして清國は獨り其威を韓廷に振ふに至りぬ。勿論天津條約以前にありても、日清兩國は半島に對して言ふ迄もなく同一の權利を有せしなり、而して天津條約は亦其内容に於て此同一の權利ある所以の精神を是認せり。若し之れを否らすとなし、清國は半島を附庸とするの名義を持つる者とすれば、派兵の手續を日本と對等に定めたる同條約(第三條)の精神は忽ち之れと撞着するあるを免かれされはなり、故に半島に對し日清兩國

各其權利を同一に有せるとは、同條約に於て一層明かに確められたる者と謂はざるを得し。而も後年起れる巨文島事件に於ても、將た韓廷派臣問題に於ても、之れに對する清國の態度たる一に是れ附庸主義の發動に外ならざるを見るへし、即ち清國の此第四期に於ける方針は、半島の主格問題を名に於て争はず唯其實に於て附庸主義を貫くにありしと認めらるべきなり。

派臣問題

巨文島は言ふ迄もなく朝鮮の一領土なり、而も之れか占領問題に關し其英國と折衝せしものは韓廷に非ずして實に清廷なり(第三節參照)。朝鮮と歐米諸國との條約既に成り、韓廷は米國政府の勸めに由り我か明治二十年の九月新に朴定陽を公使に任命し、先づ之れを米國に派せんとせり。夫れ使臣を派遣するは締盟國たるに伴ふ當然の權能なり、條約を締結するの權其れ自身既に使臣派遣の權あるを意味す、故に韓廷の派臣如何に第三國の容喙するは國際の通義に於て素より許さるる所、然るに嚮に韓廷に勸めて條約を締結せしめたる清廷は之れに就ひて異議を表せり、其意他なし、若し韓廷の使臣派遣を是認するあらば、半島の獨立國たる所以を事實の上に舉證せしむるに等しければなり。袁世凱は即ち此旨を李中堂に承けて韓廷に對し詰責的の照會を發せり、曰く使臣派遣の如き先づ之れを清廷に謀り、其承認を得て初めて行ふべきこと屬國の宗國に對する當然の順序なり、何故そ今清廷を措ひて獨り使臣派遣の議を決すとは、加之ならず朝鮮は今日國外に一の貿易も商賈も有せざるにあらすや、徒らに國帑を消費するの外使臣派遣の趣意知らず那

邊にかゝる、乞ふ其計畫の遂行に就ひて再慮する所あれ云々と。韓廷は頗る當惑せり、同時に米國も亦固より厭せざるなり。北京駐劄米國公使デュービー(Charles Denby)は直接に清廷に對し、米韓兩國相互に使臣を派遣し得ることは清廷の斡旋を以て締結したる米韓條約其もの、明規する所、今清廷の之れに容喙するは其意を得ず、との旨趣を以て抗議し、京城駐劄の同公使ディンズモア(Hugh A. Dinsmore)は袁世凱に對し其不都合を詰り、且つ前年韓廷か其使臣を日本に派するや清廷は之れに對し何等の干渉を爲さざりしに、今米國に派せんとするに際して故障を入るは是れ即ち清廷か日本と米國とを異様に遇するものなり、何故に清廷は前者に厚く後者に薄きの態度に出づるあるか、乞ふ其説明を聞かん、と論し立てぬ。

天朝の一喝に恐縮したる韓廷は、當惑の餘り終に辭を卑ふして使臣派遣の允許を清廷に乞へり。清廷は是に於てか其派遣すへき使臣は清國公使よりも降等の者たることを表せんか爲めに。其資格を辨理公使とすへく、如何なる事情あるも全權公使とすへからず、然る上は屬邦に對する禮遇として特別の詮議を以て使臣の派遣を允許すへしと覆答し、踰へて數日更に電信を以て三個の條件を追加せり、其條件に曰ふ、第一使臣其任國に着するの後は先づ以て清國公使館を訪問し清國公使の紹介を得て任國の外務省を訪問すへきと、第二凡そ公會宴會等の席に於ては必ず清國公使の下に立つへきと、第三重要な事件起る場合に於ては必ず之れを陰に清國公使に謀り其示教を

受くへきと。此條件の下に韓廷の使臣は遂に其年十一月十六日を以て米國に向て出發せり。夫れ既に使臣の派遣を是認す、是れ其條件の如何を問はず其獨立國たるを是認するに同し、將た夫れ既に獨立國の使臣なり、故に外交上に普通なる格式典例の外其清たり韓たるの故を以て之れか内外輕重を議すへきにわらし。兎もあれ此の如くにして朴公使は翌二十一年の一月九日に恙なく華盛頓府に到着し、次ひて大統領に謁見せり。國務卿ベイヤードが同月二十六日附を以てデインスモーア公使に宛てたる公文中に、其狀況を記して左の如く曰へり。

(前略)朴氏は本月九日當府に若し、翌日國書捧呈の爲め大統領に謁見を乞ふの照會を本卿に致せり、依つて本卿は承諾の旨を同日回答し置けり。

其前日清國公使は、清韓の關係に關し本國政府より接受せる訓令を本卿に送り來れり、其概要は貴公使第七十三號の具中に係るものと同様なり。清國公使は公會の時に於ける席次の如何に就ひては何等主張する所わらざりき、去れと是れ重要な件にわらず、況んや本省に於ては外交官の席次は着任の順に従ふて之れを定むるの規則なるに於ておや。

國書捧呈の前日、清國公使は本卿を訪問し、朝鮮の使節に對する米國政府の好遇期待につき自身及び清國政府が深く満足の意を表する旨を語れり。同公使は朝鮮の使節及び之れに對する米國政府の措置に關し、何等干涉するの意志を示さず、唯其謂ゆる屬邦の使臣をは米國政府が優

遇するに對し、宗國たる清國深く感謝すとの意を述べしのみ。

清韓の内輪の關係は合衆國政府の知る所にわらず、故に政府は清と韓とを各別の邦國とし、其使臣を各獨立國の代表者として遇する筈なり云々。

(一八八八年合衆國涉外關係文書第一卷第四百四十三頁)

米國政府は朴公使を遇するに獨立國の代表者を以てせり、朴公使は異議を申立つる筈もなし、之れを聞きたる清廷は復た約束違反の廉を以て嚴重なる詰責を韓廷に加へたり、韓廷已むを得ずして朴公使を呼戻すに至りぬ。是れより以後日清戰爭の時までは、使臣派遣の事復た遂に韓廷に行はれず。

附庸主義の反動

夫れ此の如く清國の附庸主義は、當時事實の上に於て若々半島の内外に行はれたり、而も勢極まれば必ず變し、歡樂極まれは哀情多し、去れば之れか反動は此時期に入りてより數年ならずして現はれぬ、而して其第一は外務の顧問にして李中堂の推薦せる程麟徳より起れり。程案と獨逸人、曾て久しく李の幕中にあり、李之れを器とす、後ち韓廷修好通商を各國に開くに迫りて李潜に關する所あり、韓廷に勸めて程を其顧問に聘用せしむ。程人と爲り狡慧にして常に異圖を抱く、乃ち自ら韓人の後裔なりと稱して漸く韓廷上下の輿望を收め、半島の積弱にして且つ外政に疎迂なるに乗し深く自ら期する所あり、乃ち竊に露の使臣と結び、韓廷に建言すらく、日清兩國は共に朝

鮮の社稷を全ふるに利あるものに非ず、其頼つて以て後援とすへきは唯露國あるのみと。此くて露國に條約交渉起るに迫り、穆露の爲めに斡旋する所少なからず。李中堂之れを悟り、倉惶程を天津に呼戻し、元と天津駐在の總領事たりし米人デニー(O. N. Denny)を以て代つて韓廷の内政及び外交に顧問たらしむ、時に我が明治十九年の五月なり。デニー亦李の幕下として任に赴きしもの、而も其韓廷に入るの後、袁世凱の専横跋扈するを見て頗る之れに好からず、遂に清韓論(China and Korea)なる一書を著して平素の積憤を洩せり、且つ其延ひて李中堂の附庸主義を排斥するに至りし結果、却つて反對に露の爲めに謀る所あり、露韓陸路通商條約の締結を見るに至りしか如き、デニー亦與つて力なくんはあらし(デニーは二十三年四月に至り其職を退き、米人リゼンドル(O. W. Legenther)代つて韓廷の顧問となれり)。

十五年の亂は大院君を天津に囚送せしめて結局閔族の爲めに利益を與へぬ。十七年の變には謂ゆる日本黨なるもの一敗地に塗れて滿廷の閔族愈々其權威を獨占するに至れり。去る程に閔族は此等變亂に係る清廷の態度に對し頗る多とする所あり、爾來延ひて深く清廷に歸依せしと雖も、其後清國の干涉甚しきを加へ、袁世凱の驕傲彌加上に増長し來れるか爲め、韓廷漸く其爲す所を厭ふに至り、加ふるに大院君に對する李中堂の交誼厚きの觀あるよりして、閔族の黨與は表面清廷に心服するか如きも、衷心實は不快の感に堪へざるもの、如くになりぬ。此風潮に伴ふて露韓

密約事件なるものは起れり。露韓の密約なるものは果して國王の背領に出てたるや否や知れずと雖も、道路の傳ふる所に依れば當時宮廷内には露國の保護を仰かんとの説漸く勢力を得、金闈元は王命と稱して浦鹽港なる露國兵營に赴き、自今朝鮮兵の指揮は露國に一任すべく、又日清にして朝鮮を覬覦するあらは露國之れを保護すべしとの密約を締結せりとのことなり。十九年の八月露國軍艦仁川港に來れり、露公使は之れを機として潜に該密約の實行を韓廷に迫りぬ。袁世凱は此始末を聞知し、憤然起つて韓廷を詰り、威すに問罪の師を派出すへきを以てせり。韓廷驚愕し、乃ち該密約なるものは統理衙門の與り知る所にあらずとなして辨明し、又金闈元を以て王命を矯むる者となして是れを流刑に處し、同時に露公使も亦袁世凱に對し密約締結を無根なりと打消したりければ、此事件も平穩に局を結ぶに至りぬ。

此の如く當時の大勢は漸く露に利にして清に不利ならんとせり。此氣運を察したる袁世凱は進んで局面を一轉するの畫策に出でぬ、此畫策は先づ王位廢立事件なるものに現はれたり。抑も清廷は十五年の亂に際し、大院君を自國に拘送せしめて半島の政權を閔族に與へたりしも、爾來閔族は前述の如くに漸次清を厭ひ、動もすれば露を謳歌するの情勢なりしか、此際に當りて大院君は保定府より還京せり。既往三歳の間清廷の君を遇するや極めて優厚なりしより、君は却つて深く李中堂を徳とし、同時に閔族に對する憤怨は愈々加はりしか爲め、歸韓後の大院君は排閔排露の

情より遂に固く事大主義を執り、延ひて袁世凱に對する交情其厚きを致すに至りぬ。好機已に到れりと見たる袁世凱は之に於てか一舉して其附庸主義を貫かんと欲し、王を廢して代ゆるに王劬李煥鎔を以てし、閔族を排除して大院君を攝政の職に入るゝの計畫を爲せり。袁世凱は此計畫を實行するに就ひて曾て其訓練せる朝鮮兵を利用せんと企圖し、事爲めに閔泳翊の爲めに露はされて遂に其實行を見るに至らざりき。

小兒誘拐事件

明治二十一年の六月に入り京城に小兒誘拐事件なるものあり。當時京城にて小兒の何人にか誘拐せらるゝもの十數人に達し、人心恟々として安んぜず、而して誰れ言ふとなく此誘拐せられたる小兒は外國人、殊に米國宣教師及び日本人に賣られ、之れを買取りたる外國人は焼ひて之れを藥川に食し、又は寫眞の原料に用ゆとの輩説洽く下民の間に傳はれり。此輩説に迷へる下民の輩は、激して外國人及び其雇用に係る韓人に對し不穩の舉動を示すに至り、現に小兒賣買の仲立を爲す者と目せられたる一二の宗教學校及び貞洞所在の外國人の如きは、今にも暴漢の襲撃に遭はんとするの狀況を示せり。事態漸く容易ならざること、なりたりければ、京城駐劄の米國公使は當時仁川に碇泊せる其軍艦エセックス號 (Essex) に急報し、數十名より成れる陸戰隊を入京せしめ、次ひて露佛の兩公使も其各軍艦ボーマル號 (Bohm) 及びアスピック號 (Aspic) に要求したるを以て各陸戰隊の入京を見るに至れり。而して他の一面に於ては、袁世凱を除くの外各國使臣は連合し

て韓廷に對し、速に訛傳を鎮め在留外國人の安全を計るに必要なる措置を取られんことを以てせり。陸戰隊の入京と、各國使臣の連合照會に對して韓廷の發せる鎮壓布告とは幸に功を奏し、事態程なく平穩に歸しぬ。而も這般の訛傳起るに就ひては、其背面には何等かの魂膽ありて何人か之れを操縦せし者あるやに噂せらる。

乘轎問題

袁世凱の勢力は年一年と衰運の兆を呈し始めたり。獨り韓廷部内に於て然るのみならず、京城駐劄の各國使臣も亦漸く衰に遠さかれり。二十六年の十月、英米露佛四國の代表者相連合して韓廷に抗言して曰ふ、乘轎のまゝ大關に出入するの權は從來清國の代表者獨り之れを占有するに似たり、是れ甚だ都合なり、若し韓廷にして洽く之れを各國代表者に許さるに於ては、自分等敢て復た閣下に參内するを辭すと。袁の勢力益々衰ふ。去る程に袁の衰勢失意に乗し、此時運を好機として着々韓廷、殊に閔后及び其一派の心を收攬するに努めしものは東方二大帝國の一たる日本にあらずして、夙に南下の政策を實行するに汲々たる露國なり。之れを陽はにしては袁世凱の權勢赫々、國王爲めに震慄し廷臣忽ち懼伏す、而して陰にはウェーバー夫妻の名聲噴々として獨り宮中に推さる。此の如きものは其實に謂ゆる第四期の末葉に於ける現象にして、又實に日清戰爭以前の事歴の一斑なりとす。

第三節 露國

露國が其眼を朝鮮半島に注ぐに至りしは、近く西曆千八百五十六年の交にあり。當時清國は英國と事あり、復た他を顧みるに遑あらず、露のムラツキエフ將軍 (General N. Muraviev) 此機に乗し、狡慧なる手段を以て彼の暖簾條約 (Treaty of Aigun) なるものを締結す、之れを同五十八年即ち我が安政五年とす。翌々六十年即ち我が万延元年、英佛聯合軍大舉北京に迫り、遂に之れを陥ひる。露は復た此際を利用し、少壯有爲の外交官イクナチーフ (N. Ignatiev) をして別に北京に於て恭親王と一條約を締結せしむ、此條約の結果として烏蘇里東端プリモルスク (Primorsk) 一帯の地方は一兵に費らすして露の有となり、西北利亞の南端終に豆滿江を畫して韓半島と應呼するを得るに至りぬ。是れ露韓其國境を接するに至りし山來にして、國際上の關係亦實に此際に胚胎せり。

爾來露の對韓經營は漸く其歩を進めつゝあり、而も當時露は歐洲及び中央亞細亞の方面に於て外政頗る多事にして、東顧南下の暇に乏しく、隨つて其半島に對する政略も未だ大に見るべきもの
是れなかりしか、其後二十有餘年、口清の兩國動もすれば弱を半島に相競はんとするの頃、露は會々其對西關係に無事なるの際なりければ、其半島經營是に於てか之れを現實にするの運に至りぬ。當時清國の勢力は、前節述ふるか如く天津條約に前後して漸く韓廷部内に蟠り、李中堂の推薦に係る穆麟德は韓廷の顧問として重きを廷臣の間に有し、其半島駐在官として派せる袁世凱は

威力韓廷を壓して其内治外交に干與し、傲然王室の舉措を監視するの状あり。滿廷の閔族漸く嫌厭を生し、心竊に之れに平ならず。此時は當りて露は其の在北京公使館の書記官たるウエーバー (O. Waeber) の東方の事情に精通するを以て擧げて之れを全權委員となし、半島に遣はして韓廷と新に通商條約を商議せしむ。ウエーバー即ち北京を發して韓京に入る、時に我が明治十七年の六月なり。此くて韓廷は外務督辦金炳始を以て全權委員となし、會議數次、而して穆麟德は此際露の爲めに内より斡旋するあり、遂に年の露曆六月二十五日を以て露韓通商條約及附錄並に特別條約書を議了調印せり。翌十八年露曆四月十四日露帝之れを批准し、次ひてウエーバーは駐韓公使兼總領事に任せらる。ウエーバー才に富み、略に巧に、能く世態人情の機微を解す、夙に宮廷内の信任を博し、其外交術や復た侮るへからざるものあり。其夫人亦敏銳にして談話に能に、交際長す、故を以て入つては深く閔后殿下を始め宮中の信寵厚く、出ては常に社交の勢力者たる趣きあり。此の如くにして露の勢力は隱微の間に徐ろに韓廷の上下に滋蔓せり。

此條約草案に依れば、其主眼とする所は第一、豆滿江より起算し同江の兩岸に於て露韓兩國の間に百韓里(我が約十里)に渉る一帯の地を作り、此地方の貿易は露人及び韓人の爲めに全く自由にすること、第二、朝鮮政府は當時の開港場の外特に露人の貿易及び居住に供する爲め豆滿江より

於ても、此陸路通商條約の件なるものを以て些輕の問題とはせず、衷心甚た憂ふる所あり。李中堂亦之れを聞き、即ち該條約締結の不可を問答牒に陳せる一篇の獻策書を韓王陛下に致せしとそ。今參考の爲め東邦協會報告第二號「露韓の關係」中より之れを左に轉載す。

韓廷の國境より生ずる利害に就き問答の牒にならひ謹んで數言を殿下に獻す。

第一問 露韓の國境に相接するや如何なる距離を以て之れを分割するや

答 豆滿江口より二十里迄は左岸を露國の國境とし右岸を朝鮮の國境とす又同地以外は同江を以て大清吉林省の境界となせり

第二問 露露の境界は滿江口より二十里に渉る其境上に貿易の關係を立つる必要ありや

答 若し境界千里に渉れば以て民富を増進するの源流とし之れに貿易を開く必ず利益あるべし然れとも僅々二十里間の境界線は沿岸貿易を以て足れりとす故に境上の貿易を要せざるなり

第三問 若し露國か此境上に於て兵力を以ても強ひて其目的を貫かんと務むるに際しては殿下は如何に之れに處せんとするや

答 近來朝鮮と他の各國との間に締結したる條約は單に通商條約なるを以て若し露國か兵力に依り其條約を無理押しせんと務めなは曲露國にあり他の條約各國は其是非を決するの權を有す。

第四問 露人は其境上に貿易の關係を立てんと務むるに當り何等か他の目的を有するや否や

答 露國の貿易は極めて微々たるを以て之れを見れば露國は必ず他の目的を其間に有するものとす且つ露人の提出に従ふの不利なることは容易に見るを得べし又租税を境上に於て徵收するは海關に於て徵收するか如く輕便なること能はず船舶にて豆滿江を廻り商品を齎らし來る商人之れを海陸何れの商人と見做すへきや其境上の堡砦は唯一ヶ所に止まるを以て密賣を止むること甚た困難なるべし

第五問 露人が有する不要の目的は那邊にあるや

答 露人は至微の葛籐に就きて朝鮮を蠶食せんと謀る者なり而して陸地貿易は多くの葛籐を生ずるの恐れあり故に朝鮮の爲めに謀るに毫も陸地貿易を有せざるの勝れるに若かず

第六問 露韓兩國間の葛籐を避くるの良手段如何

答 境上の葛籐を生ずる重要なる原因は三種あり

- (一) 境上に堡砦を建設し兵士を屯營せしむること
- (二) 脱走人を庇護して内國に隱匿すること
- (三) 隣國より來りたる脱走人を庇護して之れを歸化せしむること

抑々境上に堡砦を建設するは國際法に於て禁する所なり又各國の間には罪人引渡條約ありて

謀反煽動の罪ある極悪の罪人は必ず之れを其政府に引渡すの例規なりとす故に朝鮮は露國と罪人引渡の條約を締結するにあらざれば必ず屢々葛藤を生ずるの原因起るへし又假令ひ朝鮮にして露國と此條約を締結すればとて同條約は朝鮮政府が遵奉すると同一の方法にて露國の遵奉することを期すへからず何となれば目下朝鮮に於ては守舊改進の兩黨あればなり蓋し此等の黨員は頻に境界を越へて露國の邦土に移り同國に於て安全を得て好機會の到來するを俟受くへし故に朝鮮が爲さるへからざる第一事は同國に移住せんと欲する人物を總て審査すへき關門を境上に設立するにあり而して國際法は以て其國籍を變ずることを人に許せり露國は悠然なる朝鮮人の國境を越へて來るに遭へば是れ我邦に善をなす者なりと揚言し之れを以て其無人境なる千里の沃野に殖せんことを熱望して止まざるへし

第七問 韓露の間に念々陸路貿易を開くの一事は大清の爲めに如何なる要用を生ずるや

答 韓露に接したる大清の國境は豆滿江口より唯二十里に過ぎざるを以て直に適當の委員を派遣して同地に居住せしめ境界を理定し且つ之れを防衛せざるへからざるの必要あり若し此一事を怠ることあらば苟も露人か一度其蠶食を始むる時に於ては如何なる境界と雖も到底全きを待たざるへし

抑も境上貿易問題は最大要件なるを以て若し殿下にして余が列記したる條件に注意を置かるへし

ことあらば余の幸亦之れに如かさるなり

露國若し朝鮮と此條約を締結することを主張して止まされば朝鮮は聰明の人物を選抜して全權委員となし露國公使に説明するに朝鮮は必しも境上貿易を許さるにあらざると雖も其細目は後日を期して決する所あるへしと言はしむへし又同條約にて定むる場所は清國に最も接近し居るを以て同國にも協議を遂げざるへからざるの意を表し且つ此機會を以て國際法に依り脱走人の問題を決すへき要點を一定し置くへし而して若し其談判を口頭にて行ふ場合には宜しく之れか筆記を爲すへし然れとも尙ほ朝鮮が満足の結果を得ることは甚だ疑はし何となれば強國の弱國に對して不正を働くこと古今の歴史に徴して明なればなり且つ假令ひ朝鮮人か此境上貿易より大利益を導き得へしとするも之れに因りて生ずる葛藤の害を償ふへき道を發見すること能はず况んや朝鮮にして之れか爲め若し一利益たに導くことを得ざりし曉には果して如何そや然れとも若し露國公使が條約を締結するに至らずして歐洲に歸り行きたらんに未だ幾何ならずして必ず自ら大難に遭遇せざるを得ず左れば條約は必ず締結する所なかるへからず然れとも之れに就きては大に注意を爲すの必要あり若し朝鮮政府にして此忠告を容れされば其自ら悔ゆるの日は必ず遠きにあらざるへし是れ予か殿下に向ひて敢て言を献せんと欲する所以なり其是非得失は殿下其れ唯之れを斷せよ云々

蓋し露か烏蘇里開拓の方針に着手せし以來、清は露の膨脹を見て之れを猜視し、英も亦清を竊に使嗾して其防露策を實行せしめつゝありしは疑ふへからず、李中堂か這般の獻策も畢竟其對露の關係に由來するや敢て多言を費せし、而も此等獻策の外より掣肘する所ありしに拘はらず、ウエーバーの根強き手腕や漸く其功を奏し、韓廷已むを得ず趙秉式に命するに全權委員を以てせり。是に於てか我が明治二十一年の露曆八月八日該條約は遂に之れか締結を告げ、其翌二十二年十月慶興は新に開市場となるに至りぬ、之れを露韓邊界通商條約と云ふ。唯嚮の草案に於て多大の利益を露に與ふへかりし條項は、此本條約に於て稍々修正せられし所あり、即ち豆滿江の兩岸百韓里に渉る土地を開放せんとするの草案は、單に咸鏡道慶興府一ヶ所を開市することに改まり、特に露人のみに允許するか如き字句は本條約に於て削除せられしか如き、要するに露をして此等の讓歩を爲さしむるに至りしは、清の陽に干渉し英の陰に掣肘を加へたるの結果ならんが。而も露か之れに依つて其南下の方針に一步を進めたるの功や疑ふへからざるなり。

明治二十三年の春ウエーバーは賜暇を得て一時歸朝せり。當時清國は依然其勢力を韓廷に振ひしも、露は邊界通商條約の締結を一段落として日清戰爭の當時までは、其潛勢力を宮廷の内外に發ぶの外復た半島の經營に活潑なる動作あるを見るなかりき。其然る所以のものは何そや。想ふに是れ露か其對韓政策を此際過度に行ふの却つて自國に利おらざるの結果あるを察し、一時其手を

引ひて他日の捲土重來を期せんとせしに非ざるなきか。蓋し露の當時抱ける對韓の方針たる、半島を自國の保護國となすを以て其目的となし、其目的に達せんか爲めに半島を中外に向つて獨立國となすを其手段とせしか如し。此觀察や一見矛盾するに似たるありと雖も、抑も之れを前後の事情より歸納し來れば、復た必しも然らざるを知るに難からし。夫れ當時清韓の關係は概して頗る密、其密なる限りは半島を左右するものは露に非ずして清なり、清に非ずして清の背後に扣ゆる英なり、是れ露の最も脈ふ所、故に英をして威を東方に振はせらしめんと欲せば先づ韓を清より獨立せしむるを要す、是れ其一なり。清韓間に其附庸的關係持續せらるゝ限りは、露の韓に對する外交は常に清に對する交渉となるべきの恐れあり、隨つて露の半島經營に少なからざる障害を招かん、是れ其二なり。弱者を教唆して強者に反抗せしめ、自ら仲裁的態度を取りて進んで其渦中に投し、然る後陰に弱者を煽動するに其獨立を以てし、然る後更に之れを己れの保護に招く、是れ兵力に依らずして他國を領略するの法にして、其往々功を奏すること外交史上之れか例に乏しからず、故に國を保護の下に置くの道は先づ其國を獨立せしむるにあり、是れ其三なり。而も露の此方針を執りて進むや、其邊界貿易條約の問題といひ、駐米公使派遣に關する其好意的態度といひ、延ひて漸く清の猜疑を招けるのみならず、英も亦始めより露に好からざるあり、加ふるに巨文島事件に關する露の態度や、其平素の方針に矛盾して却つて清の政策に利益あるの結果を

の消長は當時
局に當りし人
にあらざるは
其に實を昭は
能はざるべし
一國分を以て
肥實して之を
んと思はるは

れて宮門を出て、露兵に迎らる宮女二十餘名、薰衣を吹かせ清楚の粧ひにて靜々と從ひ宮廷の内臣之に供奉し露兵と共に王宮を見樂て、貞洞の外館に行かせらる已にして露米黨李範晉李允用李完用等は宮中に在りて金宏集一派の生命狩獵を實行せんとして待ちけり此變を聞て先づ入城せる金宏集鄭秉夏を捕へて伴りて轎に入らしめて警務廳に送り門前に至りて忽ち引き出して打殺一番更に刃殺し更らに屍骸を引ずり鐘路に到る亂民群集し屍骸に向つて罵詈雑言し石打し骨肉所々に擊碎し悲惨痛悼の聲を極めたり兪吉潯光化門前にて捕はれんとするや日本人某等之を助けて日本兵營に入らしめ辛ふして一身を免る勅令此日露館内より出て金宏集兪允中趙義淵鄭秉夏權深鎮張傳兪吉潯等の頭を献すべしとの珍奇なる勅令出て聞もなく其取消の勅文出つ是れ皆な李範晉の胸中より出たるものにして陛下の知るところに非ず

露國は更らに仁川碇泊の軍艦より水兵上陸し増して二百餘名となり貞洞の周圍を嚴守せしめたり露兵なくんは即日亦た李範晉等の首尾を罵詈雑言するの市民を見ることを得しならん然れとも十一日の事たるや全く露公使與つて力あり國王外幸の如きも内廷の強誘に止まる聞く國王前日より私かに廷臣の奏上により大院君金宏集を廢して李堦容を立て日本亦た其志を助くるよしを聞き給ひ幽憂せられつゝありしか遂に外臣の德愆によりて一國の王宮を棄て、外館に行幸せらる半島の運命は此時に於て殆んと亡びたり露國にして果して一國の主權者を擁護するを以て平和

となきはよろしく其守兵を以て景福宮を護る何の故かある而して國王自ら好んで露館に外幸せられたりと稱し事變以來勅令雨の如く出つ

(第五百三十三頁)

露は韓王の尊きを擁して半島の政令を一に其公館より出さしめたること約一年、此間に於て第一日露協商は莫斯科府に於て彼我兩全權の間に調印せられたり(二十九年六月九日)、而も此協商の成立に對し露の半島に於ける勢力が事實多分の消長を見るに至るなきは、協商成立當時の國際事情に於て初めより期すへき所、去れば露は上來の好運を機として此際韓廷に對し經營其歩を進めしもの亦少しとせず。

翌三十年九月、東方の近世外交史上に深く其名を刻せるウエーバーは墨西哥國駐劄公使に轉し、當時在東京露國公使館書記官たりしスペーア(A. de Seyer)代つて駐韓公使となる。若しウエーバーにして權謀術數を以て成功せしものなりとすれば、スペーアは其威嚇脅壓を以て成功すべかりしなり、而も動あらは反動あるの古語に洩れず、ウエーバーの末年には韓廷に於ける露の勢力漸く衰進の兆を呈するに至りしこそ是非なけれ。スペーアは職に就き、次いでアレキシルフ問題なるもの起れり。是れより先き露は其勢力の滿潮なるに乗して半島の軍事及び財政上に其權勢を獲んと企圖し、先づ軍部顧問を入れて韓廷をして其指導の下に軍隊を訓練せしむるに至れり。抑も朝鮮の軍隊は明治十四五年の頃には故堀本陸軍中尉の下にて日本式に訓練せられ、十五年の亂

後清國の勢力半島に滋蔓するに及んては支那式の訓練を受け、十八年の天津條約以後は米國式の訓練となり、日清戦争の當時よりは再び日本式に改まり、露國の勢力漸く蟠りし頃よりは更に之れを露國式となせり。此の如く其軍隊は訓練を外國に仰き、而も師を替ゆること實に五回に及へり。露國は此くて韓廷をして軍部顧問を入れしめたる後、更に進んで財務顧問の名の下に強ひて露人アレキシーフ (Kir Alexieff) を雇聘せしめたり、時人之れを認めて以て現總稅務司英人アラオンに對する挑戰狀と爲せり。果然露は此結果として英の感情を害し、韓廷の不快を買ひ、中外漸く露の爲す所に慊焉たるの念を抱き、獨立協會の如きは此舉措を取つて筆舌之れを攻撃するあり、是れ翌三十一年二月三月の交なりとす。是に於てかスベリアは遂に猛然として起ち、三月七日を以て斷乎たる照會を韓廷に致せり、此照會に接したる韓廷の驚愕や一方ならず、此くて先づ三日間の猶豫を露公使に請求し、而して翌八日議政府會議を開きたるに、一二の大臣を除く外皆孰れも財務顧問教練士官共に解備のことを露公使に回答すへしと主張し、閣議之れに決して終に其旨を露公使に回答しぬ。今其往來及び覆束なるものは左の如しと云ふ。

(外務大臣閔種默宛露國公使スベリアの公文)

照し得たり、近來貴國京城内甚た哀むべきの事情あり、外亦間隙無業の人民あり、關政の善才と假稱し、妄りに激端をなし、俄國を患へしむ、而して期せずして自然甚しき訝を俄國大皇帝

陛下に致すに至れり、貴國大皇帝陛下及貴政府已に俄國に請ふて、之をして陸軍教練士官を派遣し軍兵を教練し、亦爾内侍衛の事務に任せしめ、亦一价の度支部顧問官を擇送するを求む、故に俄政府は業已以上の官員を派遣したる者にして、是れ即ち俄國の用意を試み、同じく我隣貴國來頭の自ら能く安らかに其完全の自主を顯はすとを擔當すべきを明指する者なり、然して貴政府は當時緊要の事を做し行ふに於て俄國を以てしたり、爾らさき、現今貴政府俄を防ぎ、其欲する所を做す能はず、以て貴政府の利益に合すとなす、現今の事務、此の如くは俄國は耐忍更らに久くする能はず、故に俄國大皇帝陛下恩命勅詔して、事山を貴國大皇帝陛下に稟問せしめ、亦貴政府に詳問す、貴政府たるもの宜しく立ちに即決定し、單に幫助を俄國に被るに意ある耶、或は否らざる耶を明にすへし、而して俄國以爲らく、若し侍衛隊教練士官及度支部顧問官等の幫助者にして貴國大皇帝陛下及貴國政府に緊要ならんは、則ち俄政府亦此に遵ふて其緊要とする所のものを排設すへし、貴政府唯た一律自意を以て自から後來の自主を守るは可也、本公使貴政府よりの査照を俟つ、該公文、時二十四點鐘を過ぐる勿れ、即ち回音を賜へ、其外亦貴大臣に請ふ所は速に隨て貴國大皇帝陛下に稟請し、本公使をして學公階見以て明かに本公使か俄皇帝陛下より奉する所勅意を奏票せしむるを得可也。

(露國公使スベリア宛外務大臣閔種默の公文)

照會の事をなす、照し得たり、我曆本月七日、貴照會に接准す、之を閱するに詢ふに士官顧問官緊要なりや否やの一事を以てせり。

我國乙未變亂以後、奸細の輩、中より鳴張し、國歩艱難宗社危急の秋に當り、我大皇帝陛下驛を移させられ、歳を貴公館に經、我皇室頼つて以て安泰に、我國家之か爲めに困難を免る、寔に貴國の補助與つて大に力あるに由る也、我皇帝陛下深く貴國を以て徳となし、我政府臣民亦其恩に感ず、爾來貴國大皇帝陛下陸誼を敦うせんとを念はれ、特に教練士官及び度支顧問を派し、我國利益の事務を補助し、我國を誘導し、漸く開明の域に進め、必ず國力の發達を期し、亦我國獨立の基礎を保全せんとす、是皆我國臣民一體となり、興感盛念、奮つて止まざる所也。

此次貴公使の照會に云ふ、我京城内甚だ哀むべきの事情あり、亦無業の間民あつて、關政の善才と假稱し、妄りに激端を作し、以て甚たしき訝を貴國大皇帝陛下に致し、勅命を承くるに至り、敢て教練士官、顧問官の不緊と否とを詢及すと、是我大皇帝陛下及び政府の大に歎歎する所也、蓋し事機の此に至る、其責我政府に在り、我政府自から當さに反省し、從今以後警備自ら勉め、踈虞なきを期し、再び貴國大皇帝陛下の煩腦を胎さざるを圖るべき也、前きに貴國大皇帝陛下及貴政府の我國に對する厚誼を眷念するに、専ら兵政及財務をして許多の進歩を計らしむるに在りとなし、而して該顧問官及士官、深く貴國の眷意を體し、暴露を嫌はず、年勤勞

を致し、侍衛隊は以て其職務を熟識し、財政の事亦皆次第に緒に就く、皆是貴國の賜ふ所、其著大の功德永世不忘と云ふべし。

然るに我政府現に起見あり、今より兵政財務一に貴國の曾て指導する所に適ひ、其の法を襲用し、専ら我邦人をして管掌擔任せしめ、凡そ外國に係はる士官顧問一切勿用確として既定あり、是元老大臣及政府の願ふ所にして、亦全國臣民か公議物論する所、今此事勢の此に至る者、是亦貴國大皇帝陛下及政府か我國の事務に孜孜として我國の獨立を補助し、而して今日の主意を涵養するに由る也、貴國大皇帝陛下及政府、若し我國人民の智識漸く開け、能く國體の形便を知るの本意を悉燭せば、則ち想ふ亦欣然我政府の所望に樂從すべきとを、是本大臣の實心確言する所也。

我國國力發達の前、各國の友誼、補助に依恃せざるを得ず然るに自主獨立の進歩亦願みざるべからず、請ふ自今益々陸誼を修め、或は失墜するとなかれ、是我皇帝陛下及政府臣民の一體囑望する所也、始め派來其襄助を極む、今や功を竣はり深く便宜を軫ふ妥協此に至る、尤も感激を庸ふ、今本大臣聖旨を奉有するに、我大皇帝陛下貴國の厚誼を深謝し、大使を派し貴京に前往せしめ、我大皇帝陛下の聖意を敬奉し、貴國大皇帝陛下に而奏せんとを擬す、本大臣は欽むて此意を將つて一先つ貴公使に報するに當り、本大臣與に光榮あり、請ふ貴公使の照亮を煩は

す、上項一切の情形貴國大皇帝陛下に轉禀し、我大皇帝陛下及政府の衷情を洞悉せらるゝあらは可也。

(以上漢城新報の記事に據る)

スベリアより致したる此文は、讀んで唯夫れ威迫脅壓的に出てたるを知る、此往東に接したる韓廷の驚愕其尋常ならざりしは怪むに足らし、而も半島上下の輿望漸く薄らき來れる露の政略、其効果を奏するの聊か覺支なきは當時多數者の認めて率ね疑はざりし所、隨つて韓廷の回答か一般の賛成を博せしか如きも亦其所、去れば露も亦此回答を是認しぬ。之れと同時に露の對韓方針は稍々一轉の氣運に向へり。時是れ恰も獨逸の膠州灣事件あり、北清問題漸く多事ならんとするの秋、而して他の一方を顧みれば日英同盟の風説は將に盛ならんとす、露は是に於てか東亞の經畧上、其朝鮮半島を顧みるよりも寧ろ全力を旅順大連の經營に盡すの急務なるを感して之れか實行の方策に着手せり、而して此際徒に輸贏を極東の強國と争ふて其感情を害するの不利なるを自覺し、乃ち其權勢旺盛の間に獲得せる慶源鐘城地方の鑛山採掘權、樸陵島の伐木權、其他一二の既得權利を齎したるの外、其餘商工業の開拓を日本に是認し、茲に露は再度の一時引退を半島に演しにき。露か韓と國交を始めし以來其是に至るまでの經過に就ひて、*Russia on the Pacific* の著者ウラジミルは其書に於て簡明に之れを叙して曰ふ、

暖暉條約の締結に次ひてムラツイエフは浦鹽港及びポツシート灣の占領を令しぬ、此時よりし

て露韓其國境を接するに至れり、時に千八百六十年なり。露國は朝鮮の内政紊れ、朋黨相闘、に際して幾ひか干渉の口實を有せざりしに非ず、將た其將來の海軍計畫上必要と感ずる不凍港の如き、半島の南部に幾多是れなかりしにも非ざりしか、而も約四十年の間、露國は東亞に向つて南下するの方針を續行することなくして打過きぬ。去れと露國か半島の一港を占領するに意ありとは、常に世に抱かれし疑念なりき。此疑念の山つて來れる所以は他なし、當時露國は銳意半島東海岸の測量を努め、而して其東海岸こそ適宜の港灣基布せらるゝの次第なりければなり。(中略)露國は朝鮮と其境界を接するに至りし後二十有餘年の間、半島に向つて未だ何等の經營を爲すことあざりき、當時韓民にして地方官の暴政を避け、及び内亂饑饉等の苦境を脱せんか爲めに、其國境を超へて露領に入り來れる者其數を知らずと雖も、露國は曾て此類の舉措を懲慝して半島に勢力を得んとするか如きことを爲さざりき。露國か朝鮮と國際の關係を開くに至りしは實に日米英諸國其他伊國すら既に朝鮮と條約を締了せし其以後のとなりとす。(中略)此時期に於ける露國の態度は、恰もネルチンスクの條約時代より南京條約の時に至る百五十有餘年間、其境界相接せる唯一の國たる清國に對して執りし態度と異なるなし。當時清國に對せし態度に見るも、將た又前述の時期に於て朝鮮に對せし其態度に見るも、露國は未だ朝鮮を列國と争はんか爲めに進んで其好位地を利用するか如きことあざりしなり。

國人入韓の由來を案するに、抑も佛國の革命及び引續ひて起れる那翁の戦亂は、其全歐洲を年久しく擾亂せしむるに至りしこと言ふまでもなく、随つて羅馬法王及び佛國天主教會の傳道事業も一時殆んど中絶の姿なりしか、其後戦亂熄んで歐洲の天地漸く平和を謳歌するの時運を迎ふるに及び、傳道布教の事再び教會の議に上り、殊に東方諸國の開拓は亦忽せにすへからざるの說教會の一勢力となるに至りしか、羅馬法王は豫て朝鮮の信徒より其中請あるを機とし、乃ち先づ半島の傳道に着手せんと決し、之れか監督指揮の任を巴里の外國傳道教會に委任しけりとぞ、之れを其發端と爲す。

當時暹羅の磐谷府にて傳道に従事せる佛國の僧にブルタール(B. Brugiere)なる者あり、此計畫を聞ひて率先自ら此任に當らんことを乞ひ、容れられて朝鮮の宣教總長を命せらる、去れと赴任の途病を發し、盛京に到りて終に死せり、其僚僧モーパーン(P. Mauban)なる者代つて其任を果さんと欲し、蹶起其途に上り、鳳凰城より五名の韓人を伴ふて遂に鴨綠江に到り、更に進んで義州の關門を過ぎ、後ち數日、辛苦を嘗めつゝ、終に京城に達しぬ、時に千八百三十五年十二月なり。踰へて同三十七年一月シャスタン(J. H. Couston)なる少壯僧侶亦竊に京城に來り、翌三十八年の十二月アムベル(H. M. J. Imbert)なる僧亦人目を偷んで無事に京城に着す。此くて三名の佛國宣教師前後相踵ひて京城に入りしかは、傳道布教の集合盛に行はれ、信徒の數當時九千に達せ

入韓の成功

しと云ふ。翌三十九年に入り韓廷は西教撲滅の令を發し、信徒數百人を捕ふ、アンベル等之れに抗す、之れか爲め三名の佛人共に縲絏に陥ひり、拷問三日に及んで終に刎られ、首を梟すると三日、後ち遺骸と共に之れを江畔に委棄す。其他韓人の信徒にして同時に斬首せられし者勝けて計ふへからず。

千八百四十三年即ち我か天保十四年、佛人フェレオル(J. J. Ferreol)新に朝鮮の傳道師を命せらる、然れとも韓廷は爾來國境の監視を嚴にし、復た監吏の目を偷んで關門を過ぎるに由なきより半島に入るは唯海路に依るの外他に道なきに至れり。其後ダヴルイ(M. A. N. Davely)なる一僧亦入韓を企つるあり、乃ち共に上海より漁船に搭し、萬里の波濤を冒して濟州島を過ぎ、進んで全羅附近の諸島を巡りつゝ、遂に京畿の一沿岸に着し、夜陰に乗じて上陸を遂げ、ダヴルイは此地に寓して信徒たる一農民に煙草の培養法を教へつゝ、韓語の研究に身を委ね、フェレオルは其まゝ京城に到り、身を潜めて布教に従事すること數年、會々千八百四十六年の春、佛國艦隊司令官セシル(Admiral Coetle)其軍艦三隻を率ひて江華の附近に來れりと聞き、フェレオル竊に同司令官に乞ふ所あり、セシル即ち一書を韓廷に裁す、其意は千八百三十九年の虐殺を責め、之れに對する償金を要求せんとするにあり、去れと是れ唯威嚇を韓廷に試みしに止まり、近海の測量略々了ると同時に何れにか向つて解纜せり。韓廷是に於てか謂ゆる外夷の來襲せんことを慮りて其返書

佛韓交渉の嚆

佛艦の難破

を草し、北京を経て當時澳門に碇泊せる一佛艦まで之れを送れり、其略に曰ふ、朝鮮國は大佛國及び佛人に對し本來何等の怨恨あるものにあらす、佛人不幸にして難に海上に遭ふ者あらは貸すに我が地を以てし、寛待優遇亦盡さざるなく、只其及はざらんことを是れ恐る、唯夫れ彼の宣教師なる者に至りては、其服を變し其名を偽り、其交はる所の者は叛賊罪科の輩にあらすんは則ち放逸無頼の徒、其我が領内に竄入して此等徒輩と相謀る、心事の陰險なる知るべきのみ、是れ已むなく嚮の擧に出てし所以なり云々と。佛韓互に公文を往復せしめしは實に此時を以て嚆矢とす。是れより先き佛艦ラシロアル號 (La Gloire) 及びラヴィクトリス號 (La Victorieuse) は、司令官セシルの照會に對する韓廷の回答を得んか爲めに朝鮮に向けて澳門を解纜せしか、年の八月十日全羅道沖にて誤つて坐礁し、兩艦共に難破せり。艦員の多數は附近の群島に上陸し、韓民の厚遇を得て其後恙なく澳門に歸着するを得たりしと雖も、砲砲諸器械類は棄て、之れを顧みるに追あらざりき。江華の戍兵か後年依つて以て佛を禦き米を撃ちし利器は實に此銃砲、及び之れに模擬して新に鑄造せる砲礮に外ならざりしなり。去る程にセシル司令官は朝鮮處分問題に就いて親しく旨を承けんか爲め、翌々四十八年を以て、其本國に假朝せしか、時恰も佛の内政亂れて麻の如く、復た事を東方に構ふるの餘力に乏しき際なりければ、此問題に關する佛國政府及び國民の意向も、格別の要領を得るなくして打過きぬ。去れと韓廷の側に於ては、佛國艦隊大擧來襲せん

との風説盛に傳はり、物情恟々として其境に安せざるの有様なり、而も是れ唯風聲鶴唳のみにて何事もあらざりき。

千八百六十年の清國事件は韓廷の内外に一大恐慌を起さしめぬ。同年清國兵を英佛と構へ、聯合軍一擧して白河天津の砲臺を抜き、北京に迫り、清帝難を奉天に避け、老大國の武威は茲に地に墜ち、清廷已むを得ずして終に城下の盟を爲し、英佛に許すに貿易及び宗教の自由を以てするの約を強制的に結はしめられたりとの報忽ちにして韓廷に傳はりぬ。さなきたに版圖廣大、國富み兵強く、勇武天下に冠たりと爲して崇拜至らざるなかりし清國の既に此悲運に陥ひるを見、是に於てか唇滅して齒寒きの感韓廷の内外に起るに至りしは怪むに足らし。加ふるに同年烏蘇里地方一體は談笑の間に露の手に落ちぬ、其從來宗とし事ふる大帝國此の如くにして首を英佛に垂れ、膝を露に屈するの已むなきに至れるを知るに迫りては、韓廷たる者の驚愕寔に察するに餘りあるなり。半島の人心此の如く夫れ恟々として上下色を失ふの際、新に佛國より朝鮮に渡りて布教の一群に加はりし五名の僧侶あり、曰くベルニユー (Bennet)、曰くランドル (Landre)、曰くジョアンノ (Joanno)、曰くリヂェル (Ridel)、曰くカラー (Calais) 是れなり。ベルニユーは其前年に死せしフェレオルに代つて新に傳道長の職に就きし者なり。當時信徒の數は無慮二万八千と號す。此等の僧侶か其入韓後如何に辛苦して朝鮮政府の注目より身を潜めしかは、ベルニユー自身の筆

宣教師入韓後の困難

に係る其日記に依りて之れか一斑を察するを得へし。其一節に曰ふ、

余は京城に入りて後ち一家屋を購入しぬ。其表坐敷には身分ある韓人の一信徒を住はしめ、裏坐敷の一室をば其妻子の住居に充て、他の一室は余自身の居間とせり。此家屋は恰も彼れ家族の所有物たるの體に擬せしか故に、何人も此内に歐洲人が住み居れりとは夢にも思はざりき。此地の習慣として物賣婦は無斷にて他家の構内に來り、其中庭まで進み入るの特權あり。余にして一たび彼女等の眼に映するあらば、余か相貌の赤髯碧眼白皙なる到底朝鮮人とは思はしめざるべきか故に、余は已むなく終日終夜獨り矮小なる一室内に籠居し、庭に出づることを得ず、盛夏燠くか如き際にも窓をすら開くを得ず、耳語以上の聲音を發するを得ずして打過きぬ。此一小室は余か唯一の天地にてありき。余は此室内に一小壇を設けて日夕の禮拜を行ひぬ、此室内にて教法を問答しぬ。但し此室に來るを得る者は四名の信徒のみにして、其餘の信徒は此四名を通して余と消息を通ずるのみ、余の此處に住居することは一般の信徒にも明かさざりしなり。此の如く夫れ余は注意に注意を加へつゝ住居せりと雖も、此家屋は時々世人の怪訝を招きしか爲め、其後數回轉宅せざるを得ざるに至れり、而も前住宅を賣却すること困難なりしか爲め、其度毎に少なからざる損失を蒙りぬ。幾多の信徒中には其一家内にありて互に信徒たるを知らざる者少なからず、夫にして妻の洗禮

を受けしを知らざる者あり、子にして親に隠れて教法を奉ずる者あり、去れば彼等か日夜禮拜祈禱を人知れず行ふの困難なる知るべきのみ。殊に一層困難を感せしめしは他なし、先祖傳來の迷信虚誕の盛に行はるゝ一家族中にありて超然其行動を別にすることは是れなりき。若し一たび西教徒たる所以を發見せらるれば、其身は忽ち毆打致死の運命を免かれざるなり。去れと彼等か信仰の堅固なる、曾て之れか爲めに左右せらるゝには至らざりき云々。

(The Korean Repository 第五卷第三號)

大院君の世

踰へて三年哲宗崩し今上位に即く。世は大院君の世となれり。大院君の最も嫌ふもの天下に三、曰く西教曰く洋夷曰く謂ゆる文明、時運は是に於てか再び天主教徒に不利を呈せんとす。往年來洋夷來襲の輩傳に恟々たりし韓廷も、事實今に至りて更に其形跡なきを見、畏縮恐怖の念は漸を追ふて薄らきぬ。大院君終に意を西教撲滅に決し、即ち天下に令するに西教禁制の嚴命を以てし、同時に教徒を擧げて殺戮するの準備に着手せり。抑も大院君をして決然此暴舉に出づるに至らしめたる其近因は何ぞや、世未だ之れを帯にせるものなきか如しと雖も、今ロッセの History of Corea に依れば、千八百六十五年即ち我が慶應元年、露國軍艦朝鮮の東北の一港に來りて通商を求めしか、大院君之れを以て異圖あるものと信し、當時在韓せる佛國の僧侶ベルニユーに命するに露艦を退却せしめんことを以てせり、去れとベルニユーは之れに應せざりき、大院君是に於てかヘル

四教禁制の原

ニューを始め其餘の僧侶を以て謂ゆる洋夷の間諜なりと爲し、即ち意を西教徒の殺戮に決するに至りしなりとあり(同書第二百九十三頁)。此頭末に就ひてはオッヘルトが其著「Forsiddien Land」に於て説く所極めて詳密なるに似たり、依つて其要領を左に譯載す。

當時韓廷の事情を察するに、平和の手段を以て朝鮮を開國せしむるの好機會は必しも無かりしには非ざりしなり、而も遂に之れを逸せし所以のものは主として羅馬教の傳道長にして人と爲り、寧ろ狹量偏狂の譏りを免かれざる彼れベルニユーの責に歸せざるを得し。日本は當時世界に向つて開國を斷行せり、之れを見たる韓廷は漸く天下泰平を謳ひ難きに感つきぬ、而して千八百六十一年の清軍收績北京陷落等の悲報至るに迫んては、韓廷の恐慌や復た名状すべからざるものありき。議政府會議は是に於てか開かれぬ。此會議に於て開國を國是とするの方針は定まり、尙ほ一步を進めて王宮の一部を壊ち、此處に往年殺戮せる三名の佛國僧侶の爲めに紀念碑を建つるの事まで決せられしとぞ。

韓廷の此決意は殆く國中に知れ亘り、且つ余か其後幸に大院君の殺戮を免れたる宣教師より當時接したる書信中にも記しありし位なるか故に、ベルニユー其人に於て以上韓廷の雲行を無論熟知せざりし道理なし。何か故にベルニユーは己れ獨り之れを吞込み居りし外、敢て此好機會ある所以を諸同人に通信するさへ爲さざりしや、察するに此くするに於ては自己の既に得たる

個人的勢力の失墜するあらんを恐れしに由るか、將た或は開國の曉には他宗の宣教師入り來らんと慮りしに由るか、二者其一を出てさるべし。此の如くにして彼れは遂に此好機會を利用することなくして空しく打過きしこそ遺憾なれ。

千八百五十三年の露清條約に依り、朝鮮の北方國境は露と相接するに至りぬ。之れか爲め韓廷は露か一步を進めて其半島蠶食に着手せんことを憂慮せり、而して露艦か測量の爲め時々沿岸に出沒するに由り、此憂慮は絶へず韓廷を惱ませり。千八百六十五年の或時、一露艦一層近くに來りて果然韓廷に向ひ通商を求めぬ。韓廷恐怖し、倉々ベルニユーに對し若し露人をして其要求を撤し此沿岸を去るに至らしめば、則ち與ふるに西教傳道の全き自由を以てせんとの意を傳へたり。若しベルニユーにして之れを承諾しなば、韓廷の好意を博して身は後年の不幸を免れ得へかりしのみならず、露艦の如きも韓廷の回答を俟たずして間もなく飄然何れにか向ひし事情なるか故に、其依頼に應ずるも強ち困難の業には非ざりしなり。然るにベルニユーは己れは露人に非ず、又露國の信教を奉ずる者にも非ずと云ひて其依頼を斥け、同時に露人は早晩半島の占領に着手すべきものたることを恐れ且つ信ずる旨を表白せしとぞ。

先見の明と判断の力とに不幸にも乏しかりしベルニユーか此得易からざる機會を好んで逸したりし後間もなく、鐵血攝政の忿怒は佛國僧侶及び自國の西教信徒の上に破裂せり、而してベル

ニユー及び其餘八名の僚僧は立ちに逮捕投獄せられにき。一説には此際ベルニユーは半島退去の自由を與へられしかとも、之れに應せざりしとあり、去れと前後の事情より推せば、此説到底疑はしきを免かれず。此くて千八百六十六年の春といふに、死刑は終に宣告せられ、其後數日を経て空しく斷頭場裡に最後の影を見しを哀しけれ云々。(第八十八頁乃至九十二頁)

宣教師の殺戮

西教撲滅の令一たひ下りてより天下の大勢復た支ゆるに山なく、捕虜の偵吏は走つて教徒を捕縛すること其數を知らず、悉く之れを獄裏に投し、其二十有餘名は咄嗟にして刎せらる。當時在韓せる佛國宣教師は總して十二人、大院君其九人を捕へて亦之れを殺す。残れる三人は辛く逃れて山中に入り、身を潜めて其難を避け、其一人リデルは次ひて竊に海岸に出て、扁舟に棹して激浪怒濤を凌ぎ、芝罘に渡り、天津に達し、即ち之れを在天津の佛國艦隊司令官に訴ふ。是に於てか千八百六十六年即ち我が慶應二年の九月、佛國艦隊漢江を溯りて其罪を問はんとするの警報あり。大院君天下に令して盛に城郭を修めしめ、特に江華の砲壘を増築せしめしか、果然同月二十日に至り佛艦二隻來りて江華の附近に投錨しぬ。大院君赫として怒り、即ち三軍營兵の外別に總後軍及び別哨軍の二軍と倭鎗隊(我が長鎗に擬したるものを携ふる隊)及び虎尾鎗隊の二隊とを編制し、又更に檄を廣州及び宣州に飛ばして砲兵隊を組織せしめ、精銳五千を以て盛に沿岸に備ふ、内外爲めに震動す、佛國艦隊遂に意を得ずして去る。

佛艦の江華攻

是に於てか大院君の攘夷主義は愈々強硬となれり、京城の鐘路には洋夷侵犯、非戰則和、主和賣國との一大榜碑は建ちぬ、是れと同時に國中の墨工に令し、製墨の際其面に必ず此十二字を印刷せしめ、若し之れを印刷せざるの墨を鬻くあらは臨むに嚴刑を以てす、而も此際強大なる佛の艦艦相啣して再び來襲すへしとの風説は傳はれり。此風説は事實となり、十二月に入り佛國艦隊七隻遂に現はれ、直に江華海峡の砲壘を破壊し、次ひて陸戰隊をして文珠山を占領せしむ、銳鋒當るへからざるの勢あり、韓廷狼狽計の出つる所を知らず、大院君即ち大に賞を懸けて策を天下に求む、求めて得たる所頗る面白きものあり、「朝鮮王國」の著者輕妙に之れを叙して曰ふ、

上陸隊は十四日江華城を距る五千メートルの地に於て、一山を占め之に據れり、是則ち江華山城より海峡を隔て北東に當る文珠山なり、漢城政府は佛兵江華に上陸せりと聞き、狼狽驚奔して防備の妙策を講したり、半島未開の人民か、狂瀾紛擾の間に奇妙なる作戰の計畫の献策にて未聞の珍事なりけり、大院君の募策に應したるもの、中尤も珍らしきは、鶴羽を以て兵船を作りし一事なり、献策者曰く鶴羽は巨船砲丸も貫通し能はず、自由に屈伸せるには鶴羽を以て兵船を作くるに加かすと、大院君之を奇となして、直に天下の鶴羽を集めて、一大兵船を作りて之を漢江に浮へたり、漢城の市民は珍異となし見るもの山の如し、大院君之を楊花津に浮へ進むこと二三町にして沈没せり、滿堤の看客大笑して其愚を笑ふと雖も大院君敢て驚かず、越

て數日亦た獻策するものあり曰く眞綿を背面に重ねて出兵せば銃丸も貫通せず、刀劍も入らずと、大院君直に製して着せしむ、兵士肥滿眼々として發熱し鼻より出血するに至る、天下其狂奇を罵るものありと雖も大院君意となさず、益兵を募り奇策を求む。(第三百五十二頁)

奇謀妙策も是に至りては寧ろ田單樂毅も及ばぬ滑替にあらずや。去るにても其月十五日より二十日に至るの間、兩軍屢々戦ひ、而も佛軍遂に要領を得るなく、再び退却するの已むを得ざるに至りぬ。大院君愈々以て己れの勝利となし、勇氣百倍せりと云ふ。

當時佛軍に従ひて其戰鬪を目撃せるリデルの從軍日記中には左の如き記事ありと云ふ(「朝鮮王國」の抜抄に依る)。

提督は速に百六十人の兵を以て、此堂塔を陥れんと決せり、予は此時提督の命を以て、通事として其軍に従へり、我等一同朝六時に發足し、斥候兵は遠く本隊より離れずして行き、本隊の後は一の輜重及び糧食を負ひたる二三匹の馬あるのみ、我れ砲兵を率ひざりしは一大失策たり、我兵の行進極めて徐々にして時々休憩す、道路は頗る多く、沿道の家屋は皆人なし、久しく遠く堂塔の聳立するを見る、其位置四山の間であり、山上は高さ四メートルの壁を以て環らしたる天險の地なり、唯其壁は礮砲を重疊せる迄のものにして、此壁に達するには唯一路あるのみなるを以て、我兵其道よりして進みたり、時已に十一時半なれば、諸人攻撃前に糧食を傳

へんと欲せしか將官は之を止め、先づ堂塔を陥れたる後、釋尊の宮殿に午餐を喫せんと云へり、我兵漸く堂塔に近づく時に高麗の一卒の來るに會す、我兵之を狙撃する三發に及ひたれとも中らず、已にして堂塔を距る三四メートルの所に休す、仰ひて堂塔を望めば二個の山上に厚壁屹立せり、砦に石門あり、其上穹狀を爲せり、門は戸なく外よりして内を瞰ふへし、砦中は寂として聲なし、將官進めの命を發す、前隊令に應じて直前す、本隊之に次ぎ門に向つて進む、門を距る百メートルにして敵兵乍ち壁上に現れ、我に向つて一齊發射す、銃丸雨注我兵皆地に伏して之を避け、且撃ち且避け、好地歩を占めんか爲めに漸々退歩す、然れとも軍稍亂れ、號令行はれず、而して歩極めて後を以て常に敵の砲火中におり、之か爲め死傷者三十二名、我軍色動き、壯兵八十名に減せしを以て退く、此經動中駄馬逸去せしを以て衆皆な食ふ能はず、我軍の退くや壯兵をして殿せしむ、敵兵砦を出て我を尾すること三次に及ひたれとも、撃て數人を倒せしを以て尾撃を止め、壁に登り大音に捷鬪を揚げたり(中略)提督は此事を聞き惟然自失し、遂に退軍に決しぬ云々。

(第三百五十四頁)

佛軍の退却は何か故ぞ、軍紀亂れ號令行はれざりしか如きは素より其一因ならん、將た此類の始末なしとなし、佛兵如何に精銳なりしとするも、僅々一百有餘名に過ぎざる陸戰隊を以て五倍乃至十倍の優勢なる敵を撃ち、而も天險に加ふるに砲隊亦備はれる要塞を抜くは到底容易の業に

あらざりしなり、而して一旦退却して更に再舉の活動を演ずるに至らざりし所以のものは、其後間もなく妖雲歐洲に漲り、日夜普國に備ふるに急にして復た外征をなすの餘裕に乏しかりしか爲めならんか。况んや其征韓の業は本國政府の訓令に由りしには非ずして、要するに駐滯代理公使たるペロネーの專斷に過ぎず、司令官ローズ(Admiral Rose)は其艦隊を支那海に引揚げたるの後、本國政府より瀆武の譴責を受けしと云ふほとなるに於てや。去る程に佛軍の退却せし時は恰も清廷と外國政府との交渉問題は危殆に迫りし秋なるに際し、而して佛艦隊に韓人の爲めに攘斥せられたりとの新報は疾風迅雷の勢を以て清國官民間に傳はりしかは、排外の潮流は頓に其急を呈し、遂に激して千八百七十年即ち我か明治三年の六月二十一日の有名なる天津虐殺を見るに至りしか如き、詮し來れば此等の椿事も其近因は職として佛の征韓軍か空しく退却せしに由ると觀察するの史家なきにあらざるなり。

ペロネーは其艦隊をして征韓に出師せしむるに先たち、恭親王に宛て、宣戰の公布に類する公文を送りにき。シリフロスか其著書に於て之れを評騭せしもの、以て能くペロネーの人と爲りを推知せしむるに足る、左に摘譯するもの即ち是れなり。

(前密)ペロネーはレイ、ナポレオンの盛時に生長し、第三次帝政の空氣を呼吸せる者なるか故に、人となり浮誇傲慢なること知るべきのみ。加ふるに多年亞弗利加蕃地の守備に將となりて

ペロネー

學ひ得たる卑野粗暴の言行を以て清廷に臨み、中國外交家の巨擘にして温容優雅、而も衷心剛毅不撓の恭親王と相對す、其氷炭相容れざるは免かれざる所、結核佛國の爲めに不幸ならざるを得んや。(中密)恭親王はペロネーの征韓出師に關する公文に對し、韓廷か佛國宣教師を殺戮せし顛末當否を一應其前に糾すこそ然るべき歟と答へしに、ペロネー赫として怒り此答書を跳返せり。此舉措たる歐洲列強の公使か東洋諸國の政府に對する一種慣用の脅嚇手段に外ならず。

ペロネーは更に十一月十一日附を以て長文の公文を恭親王に送れり、而して其要點は第一清廷は韓廷と共謀者たること、第二韓廷の使節去冬北京に滞在中清廷に告ぐるに佛人虐殺の企圖を以てし豫め清廷より其默諾を得たりしこと、第三清廷の顯官數名は直接に之れを贊成せしこと、第四清廷か長城外の滿州兵を召集して非常準備をなさしめしは佛軍と交戦する韓廷に應援を與ふるの旨趣に相違なきこと等にあり、而して之れに加へて疑心暗鬼に屬する、ノンセンスの言は幾多尙紙上に溢れしか、就中「戦争は吾人の快樂にして佛國男子熱心之を渴望せざるはなし。韓民は吾人を呼ぶに救護者を以てせり。吾人は朝鮮に秩序明法致富の良政を布かんと欲す。」(War for us is the pleasure which the French passionately seek ;..... The people

of Corea address us as deliverers,..... We shall inaugurate the reign of order, justice, and prosperity,.....)」等の驚くべき文字は是れ定に那翁三世當時に於ける佛國の真相を描寫せる

ものと謂ふの外なきなり云々。

(第三百七十七、八頁)

此の如くにして佛軍は終に退却に了りぬ。首を回らせは既に三十有餘年、試に佛國と朝鮮との關係と云へば吾人は今尙ほ直に江華島攻防の史談を聯想せん、此史談や佛艦兩國相見へて以來今日に至る間に於て殆んど唯一の交渉事件にして、其修好通商條約締結(明治二十年五月三十日)の以前は勿論、爾來輒近に至るまで佛國の半島に對するや、其宣教師を保護する以外に格別の利害問題をも有せざりしか如く、一時京城義州間の鐵道敷設權を有するありしも、其後若干の條件の下に之れすら抛棄しぬ。唯今日二三の同國人は入つて韓廷に顧問たり、而して其勢力の將來如何に至りては今に於て豫言するを得ず。若し夫れ同國の代表者としてはプランセー(V. Collin de Planey)去る二十一年以來外交事務官として在任し、二十九年四月代理公使となり、一昨年(一九〇一年)の冬一旦歸朝せしか、本年三月再び歸任するに迨ひ特命全權公使の資格を帯ひて來韓せしに就ひては、佛韓今後の關係を豫測して種々なる想像を描く者は是れあるやに聞けり。

第五節 米國

予は本書第四章に於て、半島を米國に紹介し米國を半島に引合せたる其媒介者は彼の人蔘其物なることを述べたり。案するに朝鮮人蔘と米國人蔘とか其別を支那市場に競ひし當時、即ち今を距る百十年乃至百四十年以前にありては、米清貿易は尙ほ極めて幼稚なるものにして、米は清に向

つて人蔘を供給し、清は米に對して茶を輸出するのみに過ぎざりき。然るに前世紀の末葉よりして米國産の棉花は新に支那市場の需要する所となり、今世紀の中葉、謂ゆる阿片戦争了りて清國の商況一段に振興せし際に至りては、棉花の需要は著しく増加し、随つて米國と清國との貿易上の關係も亦漸を追ふて密接となれり、之れを當時の狀勢とす。

當時米國にては、其東洋貿易を獨り支那に止めず、進んで日本及び朝鮮にも及ぼさしむへしとの意見を有せし者少なからず、現に代議院の議員プラット(Zadoc Pratt)の如きは、千八百四十五年即ち我か弘化二年の初め、米國の東洋貿易擴張の爲め使節を日本及び朝鮮に派遣すへしとの動議を提出せしことあり。然るに當時墨西哥事件は危機に迫り、物情恟々たるの際なりしを以て、其優勢ならざる海軍より一艦すら擱ひて力を他に分つは得策にあらずとの意見多數を制し、遂に其儘に打過ぎぬ。

去れと是れより後七年、即ち嘉永五年の六月、例のヘルリは遂に日本に來れり、日米の交通は是に於てか開かれぬ、此結果として米船の東洋航海は漸く頻繁となり、上海芝罘天津牛莊等の北清地方より我が諸港の間に來往する其船舶少なからざるに至れり。此際に於て不幸にも米船の朝鮮近海にて難破せるもの前後三隻を見るあり、去れは今後の船舶難破の場合を豫想し、此場合に韓民の或は米人を虐待するあらんことを慮り、之れを未然に防ぐの協商を米韓兩國間になすへしと

の議は復た米國政府の問題となれり。但し未だ韓廷に向つて協商を開始するの場合に至らざりしか、踰へて十年、即ち我が慶應二年の六月、米國商船サープライズ號 (The Surprise) は復た黃海道の沖合にて難破せり。當時佛國將に半島に事あらんとするの際にして、隨つて韓民或は此難破者を目するに佛人を以てするも測られざりしか故に、救助を韓民に求むるは却つて危險を招く虞れなきにしもあらずしか、他に如何ともなすへきの方法なかりしを以て、船長マツカスリン (Capt. Mc Casslin) は終に意を決し、乗組員一同を率ひて上陸せり。而も豫想外にも一應地方官の詳細なる審問を受けたる後は、懇待寛養至らざるなく、加ふるに該員一同は大院君の命に依り馬上にて義州に護送せられ、此處に再ひ盛宴を張られて後ち國境外に送られ、此くて無事に奉天を経て牛莊に着し、米國領事館に投ずるを得たりしと云ふ。

然るに同し年の翌々月には、不幸にも方しく之れと反對の一慘事こそ大同江畔に於て起れり、今其次第を述へんに。米國商船にセネラルシヤーマン號 (The General Sherman) なるものあり、天津の英商館メドース商會 (Meadows & Co.) より委託を受けて綿布硝子錫器等を搭載し、之れを試賣するの目的にて半島に向け七月二十九日天津を發し、踰へて數日大同江口に着し、此處にて豫て芝罘より來り居れる支那船の船頭をは水先案内に雇ふて江に溯れり、而して該船頭は其後二日を経て江口に歸着し、其まゝ芝罘に戻れりと云ふ。然るに當時半島の情勢は、上下舉つて佛艦の來

シヤーマン號
事件

襲を期し居れる折柄とて排外の熱頗る上騰し、殊に北方の韓民たる未だ曾て歐米人なるものを見撃せしことなき輩のみなりければ、初めの程は半は珍し氣に該米船の乗組員をは且つ勞ひ且つ寛遇せしにも拘はらず、南方より傳へ來れる敵愾の風潮漸次北方に擴まるに連れ、其佛人にあらざるなきやの疑念は茲に高まり、遂に同船を襲ふて其乗組員をは悉く殺戮し、火を放つて船艙を燒棄するに至りしとぞ。

其原因

之れをサープライズ號の乗組員に對する懇待に比し、今此シヤーマン號の慘事を見る、其短日月の間に韓人の態度夫れ此の如くに霄壤の差を呈するに至りしは何そや、心機一轉にも程こそわれ、想ふに韓人をして其爰に至らしめし所以のものは、必ずや佛艦來襲に基く敵愾の心情以外に別に何等かの原由なくんはあらし。抑もシヤーマン號の朝鮮行を企圖せる真意は何そや、韓人向きの雜貨を試賣するに在りしと云ふと雖も、他の一方に於て同號は其半島に向ふの際商船に不似合なる武裝を爲せりとの説あるは如何。平壤に於ける半島歴代の洪陵には其王柩中に少なからざる金塊を埋藏しあり、との風説は當時盛に支那地方に行はれ居れり、疑心多き史家か同號の目的は通商にありし乎掠奪にありし乎を疑ふも強ち無理ならし。孰れにもせよ該乗組員の殲滅に遭ひし其顛末に就ひては種々の説あるか如し。或は曰ふ、從來支那の海賊屢々半島沿岸に寇し、其財貨を侵掠し、其住民を殺害せしことあり、察するに同號には廣東にて雇へる十名の支那人乗組み居り

しか故に、韓人の眼には武裝せる船と支那人の船員忽ち映し、即ち目して海賊となし、積年の深仇を復さんか爲めに咄嗟此暴舉に及びしなりと。或は曰ふ、同號の大同江に來着するや、附近の地方官直に之れを訪ひ、乗組十官と見ゆる者二名に面し、辭を卑ふして陳ふる所ありしに、此二名は該地方官に對し痛く侮辱の言行を爲せり、該地方官は之れを待つに禮を以てし、同時に外國人の入韓は其國禁なる旨を懇示し、若し強ひて侵入貿易せんとせば災害其身に及ぶなきを保せざる所以を警告したりしも、彼等之れを介意せず、後ち其まゝ江を上りて平壤に入り、直に水營副將を捕縛し、營員の財貨を侵し暴行至らざるなかりしかば、韓民大に憤り、一時に蜂起して船員を殺害し、同號を火中に葬りしなりと。或は曰ふ、同號は誤つて淺瀬に膠着し、干満に及んで船體傾斜せしかば、乗組員船より降りて之れか引直しに努めつゝありし折柄、周圍に群集せる韓人等仕事の邪魔となりしを以て、其追拂ひを試みしこと一再、遂に變して暴力となり、終に激して這般の慘劇を招くに至りしなりと。或は曰ふ、同號の來りて江上に碇泊するや、地方官之れを訪ふて其來意を問ひぬ、時に物珍しかる韓民數百人亦幾多の小船を雇して觀覽の爲め同號に漕寄らんとせり、船員之れを見て來襲の意なりと爲し、試に空砲一發を放てり、幾多の小船忽ち驚ひて去りぬ、此狀況を砲壘上より目撃し居れる數百の韓兵は、同號を以て自國に對し敵意を含めるものと爲し、憤激して直に之れに射撃せり、船體爲めに火となり、事頗る急を告ぐ、船長即ち白旗

を掲げたるも、韓兵其意を解せず、砲撃愈々迫り、終に此慘劇を演ずるに至れるなりと。

此顛末に關しては、米人ケールが會て *The Korean Repository* 第二卷第七號に掲げたる記事あり、

稍々真相を見るに近しと思はるゝか故に其大意を左に摘譯す。

千八百六十六年の陰曆七月、外國船大同江を溯り腰浦附近に來りて碇泊するや、一地方官同船に到りて其來意を問ふ、船員答ふるに其通商貿易の爲めなるを以てす、該地方官即ち告げて云く、外國人と貿易するは我が國禁なり、此國禁を取捨するの權は一に我が國君其人の心にありて吾人にあらざるか故に、今日此儀を應答する能はず、乞ふ之れを中央政府に報し何分の指揮を得るまで此以上に遡る勿れと。然るに同船は程なく纜を解き、更に上りて萬景岱附近なる淺瀬の邊まで進みにき。折しも翌夜大雨沛然として至り、大同江の深さを爲めに幾十尺を加ふ、加ふるに時恰も満月の期、此くて平生ならは徒歩にて渡り得へき瀬の如きも、之れか爲めに以て大船を浮へ得るに至りぬ。水利に暗き同船員は之れを以て平常の水量と信し、其水勢に乗じて難なく羊角島の上まで遡りしこそ不運の始めと謂ふべけれ。

當時大院君は外國船の來韓を以て一概に羅馬教國の來襲と信せし際なりければ、同船の大同江に來りて要求する所あるを聞くや、即ち地方官に命するに断して其要求を斥くべく、若し聽かざれば直に之れを殺すべしとの嚴遠を以てせり。此訓令の平壤に到達する其前日、江水漸く減

して復た元の淺瀬となりしかば、同船は忽ち瀬に膠して進退全く谷まされり。

地方官は即ち其副官李某を同船に遣はし、京城政府の命令を之れに傳へしむ、而して此時既に陸上には戦闘準備着々成れり。此状勢を見たる同船の人々は直に該副官を捕虜となして萬一に備へぬ、而も地方官は其部下に令して曰ふ、副官一人なと何かおらん、猶豫なく砲火を加ふべしと、此令下り忽ちにして砲口は開かれぬ、同船亦盛に之れに應戦し、砲聲十里内外に聞ゆ。戦闘四日に亘りて尙ほ已まず。韓軍の軍曹朴某なる者遂に一策を案し、小船三隻を連ねて筏を作り、積むに薪と硝薬とを以てし、火を附して之れを上流より放つ。筏下りて同船に觸るゝに及び、火は亦同船に移り、焰炎天に漲る。此時韓軍舟を觸し、短兵同船に迫り、艇の捕虜を奪ふて更に船員を襲ふ。一二の船員自旗を掲げて降意を示せしむ、韓軍啗着なく終に悉く之れを屠り、船舩亦全く火中に葬られぬ。

去る程に韓軍は凱旋し、舉つて祝賀の一大盛宴を大同江畔に張り、同時に戦捷の始末を大院君に報告せり。其報告書中に云ふ、朴軍曹の艇に捕虜となれる李副官を敵船より奪掠するや、之れを掖下に狹み、敵船より大同江を降ひて五十間餘を一足飛びに飛へりと。大院君は讀んで此記事に至り啞然大笑し、直に朴某を安州の鎮將に任せりと云ふ。

チャイナ號事件

此シャーマン號事件ありしに次ひて、其翌年又更に一奇事は起れり、之れをばチャイナ號事件若

くは墳墓發掘事件とも云ふへきか、其始末の概要は左の如し。

シャーマン號事件の起りし當時、籍をハンブルグに置き上海に本據を構へて東洋諸方に廣く行商を営める猶太人にエルネスト、オッペルト(Ernest Oppert)なる者あり、曾て半島に渡りし經歷を有す。此者更に或る一目的を抱ひて再び朝鮮に航せんと企圖し、チャイナ號(the China)と稱する六百八十噸の汽船を手に入れ、シレタ號(the Greth)なる六十噸の小汽船を之れに附隨せしめ、北獨逸の國旗を掲げて我か慶應三年の四月三十日上海を發せり。歐人八名、馬來人二十名、西教信徒たる韓人若干、及び支那人百名内外、之れを一行の船員とす。同號は上海を發して後ち長崎に寄港し、石炭飲用水等の外十挺の小銃を求めて之れを搭載し、碇泊二日の後ち解纜して忠清道へ向け航行し、五月八日牙山灣に着せり。翌朝更に小江を廻り、薄暮投錨して此處より更に韓船二隻を雇ひ、夜を俟つて之れに移乗す、艇長オッペルト以下乗組む者若干、總員悉く武装し、四名の人夫手に石炭用の鋏を携へて之れに隨ふ、佛國宣教師フロン(Fern)なる者曾て半島に在り且つ其事情に通するの故を以て進んで之れか一行の先導兼通譯の任に當る、用意全く整ふ、即ち小汽船に命じて該韓船を引廻らしむること數十哩、時に殘月雲に隠れ夜色愴然、兩岸亦隻影なし、一行即ち枚を啣んで徐ろに陸に上り、山谷田畦を傳ふて進むこと數哩、漸くトツタサンの洪陵に達す、此時咄嗟令下りて附近の一墳墓は忽ち發かれ、人夫競ふて柩内の藏寶を獲んとする

に急なり、而も棺槨堅牢容易に破るへからず、須臾にして天將に黎明、四方の韓民傳へ開ひて集まる者前後相踵き、丘上更に白衣の山を成さんとす、一行遂に已むを得ず遠來の大企圖を抛棄して逃走に決しぬ、韓民之れを追襲せんとす、一行の輩袍を空中に放つて追者を脅しつゝ、殿して退き、走つて艇に投し、濃霧咫尺を辨せざるを機とし全速力を出して本船に還り、直に抜錨して一旦江華島に寄り、更に歸清の航に向ひぬ。此役や死者二名、負傷者一名、而も千里の遠征遂に些少の功を奏するなくして同月中旬空しく上海に歸着せしとぞ。

此の如くにして墳墓發掘の計畫は失敗に終れり。此失敗の奇談は間もなく口より口に傳はりて洽く上海租界の一大話柄となり、同時に誰れ云ふとなく此計畫には米國人の關係せるありとの風説擴かれり。果然程なく上海の米國領事館には不法にして破廉耻なる遠征 (Unlawful and scandalous expedition) の被告として一米人の拘留せらるゝあるに至りぬ。此米人は少年の頃より支那語を修めて夙に之れに熟達せる者にして、曾て同領事館の通譯生たりしこともあり、其支那語に精通する所よりして又韓人とも相應に筆談を爲し得る技能をも有せり、此米人こそ即ち該計畫の背後にありて之れか金主に立てりとの噂ある者にして、這般の計畫を爲せし其張本人は要するに金主たる同人、下手の總大將たるオツベルト、及び東道の先鋒たるフアロンの三名に外ならずとのこととなり。去る程に事實の審問は同領事館に於て開かれぬ。被告たる該米人の陳述せし所に依れば、

上海に於ける
同問題

一行か半島に渡航せし其要旨は他なし、元來大院君は非常の迷信家にして、先祖代々の遺物を悉く人知れざる己れか洪陵の地下に埋藏し、之れを以て自己及び一家の安寧幸福を祈り來りしものにして、即ち此洪陵は特に大院君か其生命よりも尊しと爲せし所、故に今發きて以て之れを占領すれば、大院君意爲めに屈して言ふ所従はざるはなきに至るべし、此際を利用して斷然開國の國是と信教の自由とを要求すべく、同時に兼ねて韓廷をして其使節を歐米に派遣せしめ、曩に其國內にて生したる佛米兩國民の被殺害事件に關し、其顛末を親しく兩國政府に陳謝せしめんとするにありしか如し。而も審問の結果該被告は同領事館に於て證據不充分の故を以て終に免訴せられしと云ふ。

附言。謂ゆる墳墓發掘事件に關し予は唯茲に事實の概要を記せしに過ぎず、讀者之れを關して尙ほ隔靴搔痒の感あらは、開夜燈火の下オツベルト自身の著に係る *A Fortifiden Land* を參照せられんことを予は勸むるなり。同著は其第九章に於て這般の計畫を爲すに至れる所以を説ひて最も詳、殊に其第二百九十九頁「余か以下述へんと欲する所の計畫をば讀者一見して奇矯に失し常道を逸せるものと認めらるゝあらんか乞ふ先つ凡そ大業は小手以て能く爲し得るものに非ざる所以を記慮せよ」云々の句の如きは盛暑尙ほ且つ讀んで寒慄するの想ひあり。

同書原本は千八百八十年の三月編逸にて發行せられ、題して *Ein Festschlossenes Land* と云ふ。

一 其英譯亦同年の刻に係る。

華盛頓政府は北京駐劄臨時代理公使ドクトル、ウイリアムス(Dr. S. Wells Williams)よりシヤーマン號事件に關する報告を得、次ひて上海駐在總領事シーワルド(George F. Seward)よりチヤイナ號事件に係る報告に接せり。シーワルドの報告書中には特に米國船の半島沿岸に於ける航海上の保護を急務とするの見地よりして、米韓兩國政府間に條約を締結するの緊切なるを説き、且つ米國既に日本を開かしめたり日本より小國なる朝鮮半島豈之れを開かしむるに難かるべき理あらんや、との意見をも添へて具申せり。踰へて一兩年、華盛頓政府亦米韓修好の議を必要なりと認めて其方策に着手するに決し、時の北京駐劄公使ロー(Frederic F. Low)に命ずるに船舶難破の場合に關する協商、及び若し出來得べくんは通商條約をも締結すべきの全權を以てし、東洋艦隊司令官ロツマアームス少將(Rear-Admiral J. Rodgers)をして其指揮に屬せしむ、時に千八百七十年即ち我か明治三年なり。

ロー全權は是に於てか翌七十一年の五月を以て艦隊を率ひて親しく半島に臨まんと言算し、年の十一月先づ其意を當時北京に在りし韓廷の冬至使に托して朝鮮政府に致さしむ、北京政府亦側らより之を應應する所あり。冬至使即ち特使を派して之れを韓廷に通ず、去れと半歳の間何等の回答なし。ロー全權遂に意を決し、五月八日を以て艦隊旗艦コロラド號(the Colorado)に乗り、其

他小艦三隻を隨へて上海を發し、同月二十三日一旦ニューシニ島沖に碇泊し、其三十日更に進んで永宗島附近に投錨せり。地方官吏來りて來意如何を問ふ、艦員答ふるに實を以てす。翌三十一日韓人七八名、韓廷より交渉委員の資格を齎せりと稱して來り全權に面會を求む、全權先づ其書記官をして之れに應接せしむ、謂ゆる交渉委員なる者其實何等の權能を有するなし、全權即ち謝して會はず。

米韓兩軍の衝突

六月二日艦隊は小汽船四隻に陸戰隊を載せ、二隻の軍艦に之れか護衛を命じて漢江を遡らしむ。小艦隊進んで江華海峡の第一の險所たる孫石頂の前を横きらんとするの刹那、江華の砲臺より一發の號砲は爆然として鳴り、次ひて砲門一時に開かれ、大小の銃丸雨の如くに注かる、米兵之れに應戦し、須臾にして江華に上陸す、此役米軍の負傷者一名のみ。上陸の後更に江華の留守に會し、來意を京城政府に通せしむ、京城政府は傲然として答へらく、朝鮮には數千年來固有の文明あり復た他邦の文明を要せずと。米軍其捕虜にせる韓兵を還附せんと云へは、捕虜の如き我れ之れに關せず唯汝か欲する所のまゝに爲せと回答せる外更に顧みるなし。去る程に此間に於ける米韓兩軍の交戦や、互に一進一退、六月の末に迄んては米兵の死傷する者漸く其多きを加ふ。之れに對するに口舌を以てすれば韓廷の應答は常に要領を得るなく、之に酬ゆるに干戈を以てせんとすれば孱弱なる四隻の小艦聊か敵を懲らすに足らざるの恨みあり、此の如くにして米軍の空し

く韓海に消光すること三十有五日、遂に一たひ之れを華盛頓政府に報告するの要ありとなし、六月の四日を以て芝罘に向けて退艦するの已むを得ること、はなりぬ。大院君復た之れを以て米艦の敗北せるものと信し、洋夷與みし易しと爲して驕心益々増長し、鎖國攘夷の決心は牢として抜くへからざるに至れり。

此時より以降六七年間は、米韓の修好問題も全く中絶の有様に打過ぎしか、千八百七十八年即ち我が明治十一年の初めの頃より、此問題は復た米國に起り、上院議員サーシャント (Sargent) の如きは年の四月八日を以て「米國政府は平穩なる手段に依り、且つ日本政府の懇切なる補助を藉りて朝鮮王國と修好通商條約を締結すべし、本院は茲に政府の我が米國を代表すべき使節を任命せられんことを望む」との決議案を提出するありき、此案や二讀會まで通過せしか、折しも上院休會となりしか爲め、遂に其まゝに消滅しぬ。詎へて翌七十九年、米國艦隊司令官シュフェルト (Commodore R. W. Shufeldt) はチコンテロガ號 (the Ticonderoga) に搭し、朝鮮と條約を締結するの權をも帶ひて世界巡航の途に上り、翌八十年五月八日釜山港に着せり。同司令官は即ち同港駐在の我が領事を通して來意を韓廷に致せしも、韓廷之れに應ずるに意なし、蓋し同司令官の國書なるもの、其宛名に The King of Corea 云々とあるを見て韓廷は驚き、以爲らく我が國君は朝鮮王にして高麗王にあらず、文辭既に妥當を缺く、我れ敢て受けしと。米國の再度の發意は此

米韓修好問題
の再興

清國の態度

の如くにして復た遂に無効に歸せしとぞ。

去れと當時西方の文明は駭々として東洋に擴かりつゝあり、我邦の如きは言ふまでもなく、頑迷世界に鳴る清國の如きにありても、識者は既に銳意泰西の文物を嘯嘯するに汲々たり、李中堂の如きは夙に之れか先覺者を以て中外に推さる。中堂一日書を大院君に載し、勸むるに米國と條約を締結するの些害なくして互利ある所以を以てす、蓋し米は豫め深く中堂に謀る所ありしなり。韓廷漸く動かんとなす、此機を見たる米國の北京駐劄公使アンゲル (J. B. Angell) 及び日本駐劄公使ビンハム (J. A. Bingham) は交々本國政府に具申して曰ふ、宜しく機に應じて韓廷に折衝し得るの權能を豫め附與せる者を手近き日清兩國孰れかに派し置かるべしと。華盛頓政府直に此議を容れ、翌八十一年の春を以てシュフェルトを在北京米國公使館附武官に補し、且つ隨時韓廷に交渉し得る資格をも與へぬ。此くてシュフェルトは北京に駐在すること約一年、米韓接近の機方に熟せり、乃ち翌八十二年の五月軍艦ネオタラ號 (the Albatross) に搭し、清國軍艦の護衛の下に半島に向ひ、月の七日を以て仁川に着しぬ、時は是れ十五年の訥諭大院君の亂に先たつこと二月餘なり。此くて韓廷よりは統理機務衙門の中樞及び金宏集を正副全權に命し、兩國の全權會合商議、遂に二十二日を以て調印の運びに至れり。次ひて米國政府は之れを批准し、翌年二月ゼネラル、フット (General Incins H. Foot) は新に駐韓公使に任ぜらる、之れを半島に於ける米國代

韓廷の使節

表者の先登とす。

同年八月閔泳翊洪英植を初めとし高官十一名韓廷より米國へ差遣はさる。九月一行桑港に着し、次ひて紕育に至り、同地に於て大統領アーサー (Chester D. Arthur) に謁見す。一行滯米すること三ヶ月の後ち歸朝の途に上る、此時よりして米韓の交情其厚きを加ふ。降つて四年即ち我が明治二十年の末、韓廷は更に朴定陽を公使となし、往ひて米國に駐劄せしむ、此舉や前節述へしか如く清韓間の重大なる交渉問題となりて容易に決する能はざりしもの、而も遂に之れか運ひを見るに至りしは、言ふまでもなく米國政府の熱心なる勸告與つて大に力ありしなり。

駐韓米國公使

今の駐韓公使ドクトル、アルレン (Dr. H. N. Allen) は我か十七年の九月教會附醫師として渡韓せられしなり。其渡韓に次ひて間もなく謂ゆる甲中の亂は起り、閔泳翊は亂徒の爲めに郵政局前にて傷けらる、氏即ち之れを療し、兼ねて當時負傷せる幾多の清兵を醫す、氏の名聲漸く傳はる。是れより以後、醫若くは布教の業に従事する米人の渡韓する者年々相踵けり。若し夫れ駐韓の米國公使は、フート去り、ゴフォルク (G. O. Foulk) 暫く之れを代理し、次ひてパーカー (W. H. Parker) 其公使となり、ダイナムモア (H. A. Dinmore) 次ぎに來り、ハート (A. Heard) 之れを襲ひ、四年にしてシム (J. M. B. Sim) 之れに代はり、其職に在ること三年餘にして去ぬる我か三十年の七月現任アルレンと更迭せり。フートの資格は特命全權公使なりしか、十七年の九月に至り米國

政府は其駐韓代表者の地位を改めて辨理公使兼總領事となせり。

シム公使の時代は最も多忙の時代なりき。其就職後二ヶ月にして日清戰爭は生まれり。翌二十八年の十一月二十八日事件の如きは、米人と交誼淺からざる幾多の名優其劇に加はり居りしか爲め、當時の政變を促せし策士中には米人の勢力を利用せしものなきに非ず。米人中野心ある者は、亦此際自ら漢城政局の渦中に投して驅馳を試みしか如し、然れとも此の如きは固より米國政府の意にあらざるなり。即ちシム公使は同年十二月二十日國務卿オルネーより「貴官は米國の臣民及び其利益の保護のみに嚴に行働を限るべく、決して任國の内政上に干與すべからず、貴官は特別の訓令ある場合の外、他國の代表者より獨立して行働するを要す」との電訓を受け、甚しきは翌二十九年一月十日、同國務卿はシム公使に對し「朝鮮の政治的事件に干渉すべからずとの事は數回訓令に及ひたるにも拘はらず、貴官の此訓令に反し引續き干渉の措置に出でらるは我政府の痛く驚き且つ嚴に不承認を表する所なり、貴官は電報にて簡單に其措置につき説明を爲すべし、又貴官は我訓令に違ふを欲せざるや否や封せて回答すべし」との詰責的電命を發したるか如き（一八九五年合衆國涉外關係文書第二卷第九百七十三頁及び第九百七十五頁）、以て明かに米國政府の半島に對する態度と在韓米人の當時の舉措とを比較考察するに足らん。唯夫れ米人の利害關係は由來政權の隆替にあらず、而して利益線の開拓は近時其最も得意とする所、去れば輒近半島に於

ける土木、請負、其他種ゆる事業の企圖と謂ゆる米派なるもの、消長とは、影の形に伴ふか如くに付き廻はること世人の等しく認むる通りなり。

第六節 英獨伊埃白諸國

之れを半島の開國史といふ見地より研究すれば、英獨の如きは其朝鮮に對する關係や清露米等に比して遙に洵しと謂はざるを得ず、其餘伊埃白に至りては唯條約國といふの外、現に何等の關係を半島に有せざるなり。

案するに英人か初めて半島に渡りしは近く數十年前の事に屬す、去れと朝鮮なる國名か英の本國に聞へしは既に今より約三百年以前にあり。千六百〇四年即ち我か慶長九年、其前年を以て王位に即けるジェームス第一世は、東洋印度會社に命するに支那日本朝鮮等を探險し、此等諸國民との貿易を開始すへきを以てせり。雖へて十年即ち我か慶長十九年、英人セイヤー (E. Sayer) なる者此命を齎して對島に來り、此方面を視察して後、復命して曰ふ日本朝鮮共に有望の地に非ずと。是れより四年を経て我か元和四年、英人コックス (Richard Cooks) なるもの會々對島に於て朝鮮よりの貢賦使と相過き、其際切に同使に面晤して修好通商の道を開かんと努めしかとも、我か島守之れを遮きりしか爲め遂に成らざりしと云ふ。爾後八十有餘年を経て千七百〇二年即ち我か元祿十五年の頃、英韓貿易開始の議は再び東洋印度會社の重役會議に上りしことありしも、去ぬる

英獨伊埃白諸國の半島に對する關係

英韓の關係

我か明治十六年までは英韓間に何等の關係を生ずることなくして打過ぎぬ。

明治十六年の十一月、時の北京駐劄公使たるパーキンス (Henry Smith Parkes) 其全權として京城に入り通商條約を締結し (其前年の六月パークスは其艦隊司令官ウィリスを仁川に派して條約を成案せしめたりしことありしも、其條項の韓廷に對し聊か酷に失するものありしか爲め、其本國政府に回送せらるゝに及んでグランヴィルグラットストン等之れに反對し、遂に女皇陛下の批准を得るに至らざりしなり)、次ひてアストン (W. G. Aston) を總領事として京城に駐在せしむるに至りしも、爾來十有餘年間は半島に公使を置かずして、北京駐劄の公使をして之れを兼轄せしめ來りしに過ぎざりき。其半島に專任公使を駐劄せしむるに至りしは明治三十一年の二月、京城駐在の總領事ジョルダン (J. H. Jordan) を代理公使に陞任したるの時に初まる。顧るに英國は朝鮮と條約を締結せし以來、其半島に係るの外交問題是れなかりしには非ず、現に我か明治十八年より二十年に亘れる巨文島事件の如きは之れか尤たるものなりしなり。然るに當時の情勢より推せば、其韓廷に對する外交は即ち清廷に對するの外交なり、清は韓を附庸視す、而して英は之れに忤はざるのみならず、事韓廷に係るものは進んで之れを清廷に交渉せり、故に英韓の今日の關係たる、平たく言へば實に日清戰爭以後に始まると謂つて可なるなり。

日清戰爭以後の今日はいさ知らず、其以前を顧みれば當時英の半島に對する方針たる、全く積極

主義に非ずして消極主義なりしなり。語を換へて之れを云へば、其方針の主眼とする所は進んで半島に經營を爲すには非ずして、退いて唯其商業を保護し、及び露の南下を防ぐと云ふに止まり、カルソンの其「極東問題」中に

The primary interest of Great Britain in Korea is as a market for an already considerable trade. Of far greater moment, however, is the secondary and contingent interest arising out of the political future. (p. 213)

と謂ひしは此趣意に外ならざるなり。蓋し露にして一朝直隸灣峽を制するあらんか、英の東洋貿易は忽ち危殆に瀕するあるを免かれず、露の艦隊にして若し朝鮮近海に其根據地を有するあるに至るとせんか、是れ露をして太平洋上の覇者たらしむるに同し、勢是に至らば極東の均勢は縦し顛覆するに至らざるまでも、痛く毀傷せらるゝあるを避け難し、是れ英國政府の黙して忍ぶ能はざる所、とは即ち此方針を打算せしむるに至りし根源なり。故に此方針にして保持し得らるゝ限りは、半島の其獨立たると他の附庸國たるとは甚しく關する所にあらざりしなり。清にして若し露の南下を防ぐの要塞たるに足れりとせんか、英は進んで清韓の關係に容喙するの必要なきのみならず、寧ろ此等の關係を利用して清と利益の交換を爲すこそ妙ならめ、と當時英の態度は蓋し此の如くにてありき。是に於てか其半島に係るの外交は、京城政府へ往かす將た日本へも往かす

して常に北京に往きしなり、故に英韓其者の外交關係か其當時に於て比較的薄かりしは怪むに足らざるなり。

若し夫れ獨逸の國旗か初めて半島の領海に刷麗するに至りしは、實に前節述へたる墳墓發掘の遺征の際にあり。其後四年、同國の商船チエーザン號黃海道沿岸を航せしことあり、之れを其第二回とす、而も同號誤つて其岬沖にて難破せしこそ不幸なれ。是れより六年即ち我か明治十一年の六月、當時本邦駐劄の同國公使たりしブランド(M. Von Brandt)は、韓廷をして新に通商を開かしむるの目的を以て軍艦ヘルタ號に搭し釜山に航せり、是れ韓人の獨逸國旗を見たる第三次なり。ブランドは釜山に上陸の後、同地駐在の我が領事を通して來意を東萊府使に致したるも要領を得ず、是に於てか其まゝ本邦に復航しぬ。爾來五年間は何等の爲す所なくして打過ぎしか、時運漸く韓廷を促し、各國亦爭ふて半島の門戸を叩くに至りしに連れ、獨逸も亦我か十六年の十一月、時の横濱駐在同國領事ザッペ(Edward Zappe)を京城に派し、茲に獨韓條約を締結せしめたり。問もなくゼトマン(Capt. Zentsch)は同國総領事として京城に駐在し、次ひてケムヘルマン(P. Kempermann)となり、居ること年餘にしてフッテン(F. Krien)之れに代はり、其後數年にしてラインスマン(F. Reinsdorf)となり、輒近更に現任ノイエンハート博士(Dr. H. Weipert)となれり。

獨韓條約の成れる翌年、伊韓の修好通商條約は京城に於て時の北京駐劄伊國公使ド、ルカ(Terdinand de Luca)と外務督辦金炳始との間に調印せられ、降つて我が二十五年の六月、埃太利と朝鮮との條約は東京に於て兩國全權の間に調印を了り、最近時に至り更に白耳義國と韓國との修好通商條約は成れり。去れと伊國と云ひ埃國と云ひ白國と云ひ、其後今に至るも共に未だ自國の代表者を半島に置くには至らざるなり。

第七節 條約

締盟各國に對する半島の開國始末は、上來述ふる所に依り略々其一斑を窺ふを得へし。予は此際之れに附隨する條約をば彼此對照査査し、其内容の重なる異同に就き之れを説明するは、或は讀者の參考の一端に資せらるゝへき所なきにしもあらざるべしと信す、是れ特に本節を設けて筆を此問題に及ぼすに至りし所以なり。

去れと締盟十ヶ國の各條約を悉く茲に比較研究するは徒に煩に失するのみならず、最惠國條款の各條約に悉く明示せらるゝあるか故に(日韓通商章程第四十二款、英韓第十款、米韓第五款第一項及び第十四款、獨韓第十款、伊韓第十款、露韓第十款、佛韓第十款、埃韓第十款、清韓第四款)、事毎に其長短を指摘論評するか如きは、大體の觀察としては殆んど其必要を見ざるなり、況んや其各條約たる、特殊の取極めに係る例へは露韓邊界貿易條約の如き、將た或は日清戰爭と同時に廢

棄に歸したる中國朝鮮商民水陸貿易章程の如きものを除かは、其餘は日韓若くは英韓米韓等の條約と其内容を略々同一にするか故に、一は以て他を推すに難からず(獨伊露佛埃等と朝鮮との條約は英韓條約と其條項を全然同一にすと謂つて可なり)。唯夫れ英韓條約若くは米韓條約の如きは、其規定する所日韓條約以上に亘るものあり、他の締盟國之れを取りて其範圍と爲す所極めて多きのみならず、日韓間の修好通商に係る條規にして、今日之れに均霑して運用せられつゝあるもの亦現に少なしとせざるなり。思ふに英韓若くは米韓等の條約を以て之れを日韓條約に比する、其幾多の條項に於て我れ能く彼れに優るものなきに非すと雖も、之れを大體より云へば、英韓米韓等は日韓に比し概して其條項の詳密にして、之れか運用に便利なるものあるを覺ゆ。乞ふ以下日韓條約に對し其異同ある主要の條款を擇み、目を次して之れを左に對照せん。

一、國家の主格に關する件

日韓修好條規第一條に曰ふ、
朝鮮國は自主の邦にして日本國と平等の權を保有せり嗣後兩國和親の實を表せんと欲するには彼此互に同等の禮義を以て相接待し毫も侵越猜嫌する事あるべからず先づ從前交情阻塞の患を爲せし諸例規を悉く革除し務めて寬裕弘通の法を開擴し以て雙方とも安寧を永遠に期すべしと、然るに英韓條約は其第一款第一項に於て

大朝鮮國大君主、大英國大君主兼膺五印度大后帝、及兩國後代嗣君、與其人民、彼此皆各永遠和平友睦、此國人民住彼國者、必受該國妥行保護身財產之益、

と規定し、其他各國との條約亦英韓と大差なきも、謂ゆる朝鮮國は自主の邦にして日本國と平等の權を保有せりとの字句は、特に日韓に記する外他に是れあるを見ず。

領事裁判權に關する件

一、領事裁判權に關する件

我邦は朝鮮に對して領事裁判權を有す、自餘の各國亦同し（日韓第十款、英韓第三款、米韓第四款第二項乃至第四項、獨韓第三款、伊韓第三款、露韓第三款、佛韓韓第三款、清韓第五款）唯日韓修好條規の第十款は

日本國人民朝鮮國指定の各口に在留中若し罪科を犯し朝鮮國人民に交渉する事件は總て日本國官員の審斷に歸すへし若し朝鮮國人民罪科を犯し日本國人民に交渉する事件は均しく朝鮮國官員の查辨に歸すへし尤雙方とも各其國律に據り裁判し毫も回護袒庇することなく務めて公平允當の裁判を示すへし

と規定するに止まると雖も、英韓（及び獨伊露佛埃皆同し）條約第三款第八項には

在朝鮮境內、所有兩國國民人、一應詞訟刑名交涉之案、如應在英署審訊者、朝鮮國即可遣派委員聽審、如應在朝鮮署內審訊者、英國亦可遣派委員聽審、其奉派聽審之員、彼此承審各官、皆應

優禮如儀相待、聽審官如欲轉請傳訊人證、以便自行駁詰、亦聽其便、如以承審官審斷爲不符、猶許聽審官逐一駁辨、

と規定し、米韓條約第四款第四項には

朝鮮民人如有欺凌美國民人、應歸朝鮮官按朝鮮律例懲辦、美國民人無論在商船在岸上、如有欺凌騷擾損傷朝鮮民人性命財產等事、應歸美國領事官或美國所派官員按照美國律查拏懲辦、

其在朝鮮國內美國民人、如有涉訟、應由被告所屬之官員、以本國律例審斷、

原告所屬之國、可以派員聽審、審官當以禮相待、聽審官如欲傳訊查訊分訊證見、亦聽其便、如以審官所斷爲不公、亦許其詳細駁辯、

とあり。去れは日韓には罪科（英譯に offence とあり）即ち刑事の場合の規定のみにして民事に就ひては何等の規定なしと雖も、英韓及び米韓には刑事及び民事の場合共に規定するあるを見るべし。又民刑裁判に於て兩國互に聽審官を派し必要の場合には之れをして訊問辯駁を爲さしむるを得るの件は、日韓條約中に規定あるを見ず。又英韓（及び其他）條約同款第九項及び第十項には

凡有首告朝鮮民人、有犯本國律禁、在英國商民開設行棧居住寓所等處、及英國商船隱匿者、由地方官、照知英國領事官、應由領事官、設法將隱匿之人、查拏交出審辦、領事官尙未照諸、除寓主自行依允外、朝鮮官役、概不得擅入英國商民行棧寓所等處、其在船上者、應由船主相許、

凡有英國國民人、被人控告違犯法律、或師商各船在逃人犯、一經英國領事等官照知朝鮮官員、即應設法查緝交出、
と規定して犯罪者の逮捕方及び之れに附帶する權利義務を明にせる條項あるも、我れにありては此類の明規なきなり。

一、開港市場に關する件

日韓修好條規の第四款及び第五款には

朝鮮國釜山の草梁項には日本公館ありて年來兩國人民通商の地たり今より從前の慣例及廢遺船等の事を改革し今般新立せる條款を憑準となし貿易事務を措辦すへし且又朝鮮國政府は第五款に載する所の二口を開き日本人民の往來通商するを准聽すへし右の場所に就き地面を賃借し家屋を造營し又は所在朝鮮人民の屋宅を賃借するも各其隨意に任すへし
京折忠清全羅慶尙咸鏡五道の沿海にて通商に便利なる港口二個所を見立たる後地名を指定すへし開港の期は日本曆明治九年二月より朝鮮曆丙子年正月より共に數へて二十個月に當るを期とすへし

とあり、之れに依りて其後釜山元山仁川は開港せられ、又同條規續約の第一款の

開港市場に關する件

元山釜山仁川各港の間行程今後擴めて四方各五十里(朝鮮里法)と爲し二年の後を期し(條約批准の日より周歲を算して一年と爲す)更に各百里と爲す事今より一年の後を期し楊花鎮を以て開市場と爲す事

に依り楊花鎮を開市場と爲すの約はありしも、英韓條約第四款第一項

兩國所立條約、從施行之日起、朝鮮國仁川府之濟物浦、元山、釜山、各口(釜山一口設有不宜之處則可另揀近附別口)、并漢陽京城、楊花津(或附近便宜別處)、皆作爲通商之處、任聽英民來往貿易、

に云ふか如き京城は含み居らざるなり、又釜山一口云々の如き一條なし。將た又英韓條款の同款第二項

英國商民、前往以上指定處所、或欲承租地段、或欲賃購房屋、起蓋房室、設立棧房、作房等工、均聽其便、至於本教典禮各儀、均聽隨意自行、在朝鮮通商口岸處所、所有揀擇地畝、立定界限、經營基址、作爲洋人居住之處、及轉行承租地段各事宜、應由朝鮮官員、會同各國所派官員、妥行商辦、

に云ふ作房の意義を我れに於ては缺くに似たり、又本教典禮各儀等に關し我れに何等の規定なし。其他英韓條約は同款第四項に於て

如英人欲行永租、或暫租地段、賃購房屋、在租界以外者、聽惟相離租界不得逾十里(朝鮮里)、而租住此項地段之人、於居住納稅各事、應行一律遵守朝鮮國自定地方稅課章程、とありて租界以外十韓里の範圍内にて土地家屋を賃借若くは購買するを得るの規定なるも、日韓條約中には此明文なし。

日韓修好條規附録の第四款に曰ふ、

嗣後釜山港に於て日本國人民行歩を得へき道路の里程は波戸場より起算して東西南北各直徑十里(朝鮮里法)と定む東萊府中に至ては里程外に在りと雖も特に往來を爲す此里程内に於て日本國人民隨意歩行し其地の物産及び日本國物産を賣買するを得へし

と、此外日韓間には明治十六年七月二十五日を以て調印せられたる朝鮮國間行程取極約書に依り、該里程の境界を別に規定せるものあり、去れと内地の通商遊歴に關しては、英韓條約第四款第六項

離通商各處百里内者(朝鮮里)、或將來兩國所派官員、彼是議定界内、英民均可任便游歴、勿庸請領執照、惟英國國民人亦准持照前往朝鮮各處、游歴通商、并將各貨運進出售(惟朝鮮政府不允之書籍、印板、字帖等、不准在内地銷售)及購買一切土貨、所持執照、應由英國領事官發給、朝鮮地方官、或加蓋印信、或乘筆書押、所有經過之處、如地方官、飭交驗照、即應隨時呈驗、

無訛放行、至雇覓所需車船人夫等、裝運行李貨物、亦聽其便、如英民逾越以上界限、并無執照或在内地、有不法情事、應行擊交就近領事官懲辦、其逾界無照英民、即可酌罰、并行監禁、或只罰不禁、惟罰款不得逾洋百元、禁期不得逾一月、

の如き明規を日韓條約中に見す。又旅行券なくして旅行する場合に於ける罰則に就いて、英韓間には以上の如く條約を以て規定せること注意すへきなり。

又同條規附録の第六款には

議定したる朝鮮國各港に於て日本國人民若し死去したる時は適宜の地處を審み埋葬するを得へし但他の二港の埋葬地は釜山埋葬地の遠近の例に依る

とあり、去れと埋葬地を免稅にすとは規定せず。英韓條約第四款第五項には
朝鮮官員、應在各通商處所、護出妥善之地、作爲外國營葬之區、其地價、及一應年租課稅等項、一律蠲免、所有管理營地章程、統由以上紳董公司、自行定奪舉辦、

とありて此規定あるを見るなり。

一、運輸貿易及び工業に關する件

日韓修好條規第九款に曰ふ、

兩國既に通好を経たり彼是の人民各自己の意見に任せ貿易せしむへし兩國官吏毫も之れに關係

運輸貿易及び工業に關する

することなし又貿易の制限を立て或は禁阻するを得ず若し兩國の商民欺罔街賣又は貸借償はさることある時は兩國の官吏嚴重に該通商民を取糾し償欠を追辨せしむへし但し兩國の政府は之を代償するの理なし

又日韓通商章程第二十二款に曰ふ、

朝鮮國沿海運輸の便相整ふ迄の間日本國商船は其何國の物品たるを問はず之を搭載し通商各港の間を往來するを得へし但各通商港にて買入れたる朝鮮産物を朝鮮國の他の通商港へ輸送せんと欲するときは其物品の輸出税に等しき金額又は其金額を擔保すへき相當の保證人(税關長の満足すへき者)を選び其證書を其輸出港の海關に預け置き而して他の通商港に到りて右物品を陸揚するとき陸揚證書を其港の海關より受取り(尤輸入税を拂ふことなし)輸出の日より六ヶ月以内に之を輸出港の海關へ指出し最初預け置きたる金額を請戻し又は證書の返却を乞ふへし然れとも若し其輸送船の難破に遭ふことあれば輸出の日より一ヶ年内に右證書の代りとして日本領事官の確認したる難破證明書を差出すへし但朝鮮國の船隻不足なきの日に至れば此口の貨を彼口へ運載するに他國の船隻を用ひず

右二款は通商の自由に係る規定なり、而して其第二十二款に依れば、我が商船は其何國の物品たるを問はず之を搭載して通商各港の間を往來するを得へきも、此規定は搭載すへき物品は何國の物品にても可なること及び往來するを得る各港は通商港なること(朝鮮の通商港の意なること勿論なり英譯文參照)に係り、其通商港と他國港との間の運輸を規定せるものに非ず、又以上の條款中に朝鮮に在る他國の臣民との貿易に就ひては明示するものなし、又工業を興すの權に關しては何等の規定あるを見ず。

英韓條約は其第五款第一項に於て

英國商民、由別國口岸、或由朝鮮各通商口岸、欲將貨物載入朝鮮某通商口岸、均聽其便、其一切進出貨物、除條約明禁之物不計外、應准英國國民人、與朝鮮國人、及在朝鮮之他國人等、概行賣買交易、并所交易貨物、任便載往朝鮮通商各口及他國口岸、朝鮮官員等概勿阻止、惟進出貨、先應按照後開稅則、完納稅項、始可聽其出入、凡英國商民、一切工作改造洋土各貨之事、朝鮮官員等亦可任聽其便、

と規定す、之れに依り英國臣民は第一、朝鮮の開港場と他國港との間に運輸を爲すを得ること、第二、朝鮮の開港市場に於て他國の臣民と貿易を爲すを得ること、第三、朝鮮の開港市場に於て一切の工業を興すを得ること知るべきなり。

米韓條約を見るに其第六款第四項に

美國商民、不得以洋貨運入內地售賣、亦不得自入內地採買土貨、并不得以土貨由此口販運彼口、

との規定あり、此規定に依れば米國人民(American citizens)は内地に入りて洋貨を賣り若くは土貨を買ふことを得ず、又土貨を甲通商港より乙通商港に運輸するを得ざるなり、去れど此末段の條句に就ひては、米國上院は其批准に同意するの條件として左の決議を爲せしこと注意すべし、Resolved, that it is the understanding of the Senate in agreeing to the foregoing resolution, that the clause, "Nor are they permitted to transport Native produce from one open port to another open port," in Article VI of said Treaty, is not intended to prohibit, and does not prohibit, American ships from going from one open port to another open port in Corea or Chosen to receive Korean cargo for exportation or to discharge Foreign cargo.

即ち此決議に依り、米國政府は「不得以土貨由此口販運彼口」の字句を以て輸出品の船積若くは輸入品の陸揚の爲め米國船の甲通商港より乙通商港に航するを妨ぐるものに非ずと解釋するなり。日韓通商章程第二十二款に依れば、第一、朝鮮産物を甲通商港より乙通商地に輸送する場合には其物品の輸出税に等しき金額又は其金額を擔保すべき相當の保證人を選び其證書を其輸出港の海關に預け置くを以て足れりとし、第二、陸揚證書を輸出港の海關に送るは六ヶ月を限り、第三、難破證明書の差出期限は一年内とし、第四、其難破證明書は日本領事官の確認したるものなるを要するなり。然るに英韓條約第五款第三項

朝鮮土貨、如由朝鮮此通商口岸、載往朝鮮彼通商口岸、所已納出口税項、應於原出之口、全行給還、惟載貨之人、先宜呈交所進口之海關給發進口憑單、始可發還、倘該貨中途有失、亦應呈出失物確據、方能將稅發還、

に依れば、第一の場合に於て我か便宜法に該當すべき規定なく、第二第三の場合に於ける期間を限定せず、又第四の場合に於ては唯確據たるを要し必しも領事官の確認あるを須ひざるなり。

日韓通商章程第二十四款に曰ふ、

輸入貨物の税を納めしめて之を海關倉庫に預けんと欲するものは倉庫規則に従ひ海關長の免許を受けざるべからず然るときは右荷物を再び日本國へ積戻さんとするときはその儘輸出するを得べし又既に納税したる荷物と雖も右倉庫内より直に積戻すに於ては其既納の税金を返還すべし尤一旦荷主の許に引取りたる荷物は第二十款の例に據るべし但朝鮮政府にて借庫を建築せざる間は荷物を引取たる後と雖も原包の儘なれば海關に於て既納の輸入税を還附し積戻すことを許すべし尤一ヶ月を過るものは第二十款の例に同じ

右に依れば第一、再輸出の場合に輸入税の還附を要求し得るの期限は一年なり、第二、荷物を引取りたる後に係る場合は朝鮮政府にて借庫を建築せざる間といふを條件とせり。英韓條約第五款第二項

凡由他國口岸、販來一切貨物、進入朝鮮口岸、既經貨主、或寄交之人、納清以上稅課、復欲載往他國口岸者、由進口之日起、期在十三個月內、如係原貨原包、應行發給該貨物已經完稅存票一紙、以抵該貨已納之稅、此項存票、該商或持往朝鮮海關領價、即應照付、或持往朝鮮通商各口、低作貨物納稅之款、均聽商便、

に依れば、第一の場合に於ける期限は十三ヶ月にして、第二の場合に於けるか如き條件は其規定なきなり。

日韓通商章程第三十一款に曰ふ、

朝鮮政府に於て後來通商各港内を修理し及び燈臺を設くへし尤之を維持する費用に充つるか爲め日本商船の各通商港に來航するものは噸税として每噸百二十五文つゝを納むへし(但何石積と稱する船は日本の六石五斗五升を以て一噸と算定すへし)右噸税を納むれば海關より四ヶ月限の手形を渡し右期限中は朝鮮國何れの通商港に到るとも復た噸税を納むるに及はず又入港の商船荷物を陸揚せしめて他所に赴かんとするもの二日以内に出境するときは噸税を納むるに及はず尤風雨或は大霧等にて出境し難きものは其次第を海關に届出へし但漁船は噸税を納めず尤噸税は他國の商船若し日本船と同數の多きに至れば公同協議して改定することあるへし即ち噸税率は每噸百二十五文にして、其免稅に屬する船舶は漁船なり。英韓條約第五疑第七項に

は

英國商船、駛進朝鮮各通商口岸、應納船鈔、每噸墨洋三十先時(即洋元百分之三十)、各船所完鈔項、每四個月、征納一次、其已完鈔項之船、在四個月内、准其前往朝鮮各通商口岸、無須再納所徵船鈔、皆須用爲建立燈樓浮塔望樓等項、在於進朝鮮通商各口門次、及沿海各處、并備辦船隻停泊處所、淘挖整頓各工之費、其在通商口岸、撥貨船隻(boats employed in landing or shipping cargo)、不得完納船鈔、

と規定し、米韓條約第五款第四項には

美國商船進朝鮮口岸、須納船鈔、每噸銀五錢(five mace)、每船中歷一季(three months, according to the Chinese calendar)一次、

とあり。即ち其税率は英韓にありては墨銀三十仙にして、米韓にありては銀五錢(mace)なるか故に我か五錢よりも多きは勿論なり)とす。其一次有効期限は日韓及び英韓にては四ヶ月にして、米韓にありては三ヶ月なり。又日韓の「入港の商船荷物を陸揚せしめて二日以内に出境するとき」の免稅に係る規定は英韓及び米韓共に是れあるを見ず。其他英韓に於ける免稅船は通商口岸にある解船の類なり。

日韓通商章程第三十三款に曰ふ、

日本商船若し朝鮮國の不開港場に於て密商し或は密商せんと謀るものあらは該商品は勿論其搭載する所の商品を朝鮮政府に沒收し船長に五十萬文の罰金を課すべし但風波の難を避け或は薪水食料を求むる爲めに一時寄泊するものは此例に非ず

此密商の件に關し英韓條款には其六款

英國商民、如將貨物偷運非通商口岸、及禁住處所、不論已行未行、均應將貨物入官、違犯之人、按入官貨物之價、如倍示罰、以上違禁貨物、可由朝鮮地方官酌量扣留、其希圖違禁之英民、無論事成與否、并可查拿、隨即轉送就近英國領事官、由英國所派刑訟之員、審議貨物扣留、俟定案後、再行分別辦理、

とあり、即ち我れにありては不開港場と限り、彼れにありては不開港場及び禁住處所 (Port or place not open to foreign trade) とあり、其制裁我れにありては五十萬文の罰金にして、彼れにありては當該貨物價格の倍額の罰金なり、又彼れにありては朝鮮官吏は密商貨物を差押へ密商者を逮捕するを得る旨を規定せるも、我れにありては此明規なし。

日韓通商章程第三十七款に曰ふ

若し朝鮮國水旱或は兵擾等の事故あり境内缺食を致すを恐れ朝鮮政府暫く米糧の輸出を禁せんと欲せば須く其期に先たつ一ヶ月前に於て地方官より日本領事官に照知すべし然るときは豫め

其期を在各港の日本商民に轉示し一體遵守せしむべし米穀類は進出口ともに五分税を課すと雖も朝鮮國に災荒ありて進出口を要し或は日本國に災荒ありて出口を要するときは知照を経て進出口を免すべし

之れを英韓條約に見れば、其第五款第六項に

如朝鮮政府、因有事故、恐致境内缺食、大朝鮮國大君主、降旨暫禁米糧出某通商口岸、或各道商口岸、經朝鮮官員照知某口領事官一月之後、則該口英國商民、即應一體遵守、惟此禁既係因時制宜、自當設法、酌爲早弛、

とあり、又米韓條約第八款第一項には

如朝鮮國、因有事故恐致境内缺食、大朝鮮國君主暫禁米糧出口、經地方官照知後 (upon due notice) 由美國官員轉飾、在美國國商民一體遵守、惟於已開仁川一港、各色米糧皆行禁止運出と規定す。即ち英韓には事情の許す限り速に米穀輸出の禁を解くべしとの意を明規せるも、日韓及び米韓にはこの明規なく、日韓には米穀の輸出入税を免する場合を掲ぐるも、英韓及び米韓には此規定なく、日韓及英韓には輸出禁止の照知を一ヶ月前にするを要するも、米韓には此期限なく、又米韓には一切の米穀を仁川港より輸出するを禁止するも、日韓及び英韓には此禁止の條句なし。

一、船舶難破に關する件

日韓修好條規第六款に曰ふ、

嗣後日本國船隻朝鮮國沿海にありて或は大風に遭ひ又は薪糧に窮竭し指定したる港口に達する能はざる時は何れの港灣にても船隻を寄泊し風波の險を避け要用品を買入れ船具を修繕し柴炭類を買求むるを得へし勿論其供給費用は總て船主より賠償すへしと雖も是等の事に就ては地方官人民ともに其困難を體察し眞實に憐恤を加へ救援至らざるなく補給敢吝惜する無るへし尙又兩國の船隻大洋中にて破壊し乗組人員何れの地方にても漂着する時は其他の人民より即刻救助の手續を施し各人の生命を保全せしめ地方官に届出該官より各本國へ護送するか又は其近傍に在留せる本國の官員へ引渡すへし

而して英韓條約第七款第三項には

撈救保護被難船隻、及打撈該船貨物之費、應將船貨交換原主、時由原主照數付還、不得向英國政府索價、

とあり。米韓條約の第三款第三項には

如美國船隻、在朝鮮海岸破壞、朝鮮地方官一經聞知、即應飭令將水手先行救護、供其糧食等項、一面設法保護船隻貨物、並行知照領事官、俾將水手送回本國、並將船貨撈起、一切費用或由船

主、或由美國認還、

と規定す。以上の條文を對照するに英韓の規定は日韓及び米韓の規定の精密なるに若かず、唯救助入費に對する政府の責任に就ては日韓は黙し、英韓は明かに之を否認し、米韓は之れを是認するの差あるを見るべし。

一、軍艦及び測量船に關する件

日韓通商章程第三十二款に曰ふ

軍艦其他日本政府に屬し商品を搭載せざる船舶の朝鮮國通商港に到るものは入港手數及び出港手數及び出港手數を爲すことなく又噸税を拂ふことなく且海關海吏之を監守すること莫るべし然れとも其船中所用品の内不用の分を陸揚して之を賣拂ふときは其買主より之を海關に届出て相當の關税を納むべし

今英韓條約の第八款第一項及び第三項に依れば

兩國師船、無論是否通商口岸、彼此均許駛往、其所需一切修船材料、及食用各等物件、均應彼此互相幫同購取、以上船隻、勿庸遵守通商及口岸章程、其購取物料、一應鈔稅各等規費、均應豁免、

英國師船所用軍裝物料、及一切餉需各件、可在朝鮮通商各口存寄、交英國委派之員看管、此項

軍裝物料、概行免稅項、尙有因事轉售者、則由買客、將應完稅課、照例補交、
 となり、本條項に係るものは彼れにありては師船(Ships of war)のみなれとも、我れにありては
 日本政府に屬し商品を搭載するに船舶をも含む。軍艦は彼れにありては總ての港灣に入るを得れ
 とも、我れにありては通商港に入る場合の外規定なし。彼れにありては其修膳及び物品の需用に
 關し便宜を與ふべきを明示すれとも、我れにありては此類の明示なし。而して彼れにありては以
 上の規定は相互の港灣に於て相互の軍艦に適用すへきも、我れに於ては相互なる場合を規定の上
 に豫想せず。又彼れにありては英國軍艦の一切の需用品を免稅にする規定なれとも、我れに於て
 は之れに關し明確なる文字なし。

日韓修好條規第七款に曰ふ

朝鮮國の沿海島嶼岩礁從前審檢を經されは極めて危険となすにより日本國の航海者自由に海岸
 を測量するを准し其位置淺深を審にして圖誌を編製し兩國船客をして危険を避け安穩に航通す
 るを得せしむべし

又同條約附錄第九款に曰ふ

修好條規第七款に載する旨趣に従ひ日本國測量船小船を放ち朝鮮國沿海を測量する時或は風雨
 に逢ひ或は干潮の爲め本船に飯る能はざる時は該處里正より其近傍の人家に安着せしむべし若

し需用の物品あらは官より辨給し後日其入費を完済すべし

右規定は頗る詳密に亘ると雖も英韓條約第八款第四項には

英國師船(とわれとも英文には Ships belonging to British Government とあり)在朝鮮沿海處所、
 踏看水路形勢、朝鮮政府今應竭力相助、

と云ふに止まる。但し末段「朝鮮政府亦應竭力相助」の意義に該當する字句は我れに無きなり。

一、雇傭に關する件

日韓修好條規附錄第五款に曰ふ、

議定したる朝鮮國各港に於て日本國人民は朝鮮國人民を雇傭するを得べし朝鮮國人民其政府の
 許可を得れば日本國に來るも妨無し

此條句は朝鮮國人民を雇傭する一方の場合の規定に止まるなり。又日本國人民とありて朝鮮國各
 港に於ける日本の官署か朝鮮國人民を雇傭するを得るやは本款に規定なし。英韓條約には其第九
 款第一項に

英國官民人等(The British Authorities and British subjects)在朝鮮者、均可約雇朝鮮民人、作爲
 幕友通事及服役人等、勤執分内一切事業工作之端、朝鮮官民人等、亦可分別約請雇用英國民人
 幫同辦理一切未干例禁之事、朝鮮官員、概應聽准、

雇傭に關する
件

と云ひ、米韓條約の第十款第一項には

凡兩國官員商民(The officers and people of either nation)在彼此通商地方居住、均可備請各色人等勤執分内工藝、

とあり。即ち英韓及び米韓にありては、雇傭に關し相互の場合を規定すると同時に官民共に雇傭者たるを得るを明示するなり。

一、通關に關する件

件
通關に關する

日韓通商章程第三款に曰ふ、

積荷目録の遺漏若くは錯誤は入港手数を畢りてより二十四時以内なれば之を書入れ或は書改むることを得若し此時限を過るときは手数料七千文を納むるにあらざれば之を書入れ又書改むるを得ず又右の時限を過き誤脱あるを知らずして陸揚するものは其物に課すべき税の二倍を徵す

英韓條約附續通商章程の第一款第二項及び第三款第三項に依れば

進口總單内、倘查有錯誤者、從遞單之時起、在十二個時辰内(禮拜及停公日不計)即可改正勿庸納費、如在十二個時辰之外、遇有增刪更改、應納規費墨洋五元、

凡英國商民進出各貨、未經遵照前法預向海關報明擅行裝卸及單貨不符並違禁者、無論事成與否

貨物均應入官、逃犯之人、按入官貨物之價、加倍示罰、

とあり、即ち二十四時間以後に於ける積荷目録の書入れ又は書改めには、其手数料我れにありては七千文にして、彼れにありては墨銀五弗なり。又我れにありては二十四時間を過き誤脱あるを知らずして陸揚けするものは其物品に課すべき税の二倍を徵收せらるゝも、彼れにありては荷も單貨不符即ち品物の其證書面と相違するあらは元價の倍額を罰金として課せられ、且つ其品物を沒收せらるゝなり。

日韓通商章程第五款に曰ふ

輸入荷物を陸揚し或は輸出荷物を船積せんと欲する者は先づ陸揚願書又は船積願書に仕入書を添へ海關に指出すへし然るときは海關官吏は速に陸揚免狀或は船積免狀を交附すへし荷物を船卸し又は船積するには先づ此免狀を本船を監守する所の海關官吏に示すを要す又荷物を船移する者も右に准して海關の免許を受くべし

英韓條約附續通商章程第二款第一項には

凡商賈運貨進口欲行起卸者、應赴海關呈遞報單、單内載明本商姓名、船名、及運進貨色數目記號價值各節、書押以爲實據、如海關欲驗各貨原處發票、應即呈驗、若無發票、亦不言明未能呈票之故、應由該貨主加倍納稅、始可聽其起卸、俟發票呈驗時應將多納之稅、即行償還、

と規定す、即ち彼れにありては荷物仕入書なきときは二倍の税額を納入して陸揚げを許すの餘地ありと雖も、我れにありては此規定なし、即ち仕入書なきに於ては絶對的に陸揚げを許されずと解するも不可なきか如し。

日韓通商章程第六款及び第七款に曰ふ

日没より日出までは海關の特許を受くるに非ざれば荷物の陸揚船積又は船移するを得ず且海關官吏は日没より日出までの間艙口を封鎖し其他荷物の在る處には相當の取締を爲し置くべし若し該官吏の許可なくして其封鎖を開き或は取締を破る者あれば其船長に三萬文の罰金を課すべし

若し海關の免狀を得ずして荷物を陸揚船積若くは船移する者或は海關の免許なくして兩國議定の埠頭外より荷物を陸揚し若くは積出す者あらば並に本品を沒收すべし

英韓條約附續通商章程には其第二款第六項及び第三款第五項として

凡進出貨物、除朝鮮海關指定處所不能起卸裝載、其時在日出之前日没之後並禮拜日及停公之期須由海關特允方能起卸裝載然應公平酌納勞務規費、

以上章程内、所開各節、如有違犯、未經聲明如何懲治者、均應隨時隨勢酌擬示罰、惟罰款概不得逾墨洋百元、

の規定あり、即ち彼れにありては日曜日及び休日と雖も手数料を納めて海關の特許を得、荷物の揚卸を爲し得るを明示すれとも、我れに於ては此特例を設けず、將た又彼れにありては條文に違背したる者を處するに、之れか罰則を特に其條文中に記せざるものにありては、墨銀百非を超へざる範圍に於て適宜罰金を課するを得る規定なるを以て、本項に係る場合は其制裁亦百非以下の罰金にあるべしと雖も、我れにありては其第六款に係るものは船長に三萬文の罰金を課し、其第七款に係るものは該貨物を沒收するの制裁あるなり。

日韓通商章程第九款に曰ふ、

輸出入品とも其通關の時本書附錄の税則に従ひ海關税を納むべし又船中自用品と雖も之を陸揚して拂ふときは税則に照して納税すべし但從價税を徵收するときは荷物の產出若く製造地に於ての實價に該地より其荷物を陸揚する港までの運送費保險料及口錢等の諸費を合算し之を原價となし其定則の税を賦課すべし

英韓税則章程の第一款には

進口貨物估價、照則納稅者應視原產原造之處價本、加以原處運載船脚並保險等費、通合若干、即爲該貨價估、至出口土貨估價、應以朝鮮市價爲准、

とあり、即ち我れにありては輸出品の從價税も亦其產地若くは製造地に於ける實價に運賃諸掛り

を加算したるものを以て原價となし、之れに定則の税を賦課すべきも、彼れにありては輸出品の從價税は朝鮮に於ける市場價格を目安として課税するなり。

日韓通商章程第十三款に曰ふ、

輸入貨物の途中にて損傷したるものあれば輸入人は其趣を海關に届出て二人以上の正實なる鑑定人を選ひて其損高を鑒定せしめ各包の記號番號と其損高を記載したる證書を認め鑒定人をして之を調印せしめ之を陸揚願書に添て海關に差出し減税を請ふべし但此場合と雖も第十二款に載するか如く更に鑒定評價するを妨げず

之れを英韓條約附續通商章程の第二款第四項

各項進口貨物、如在中途受有損壞者、應行酌量分別持平減免稅課、如所減之稅、貨主以爲不足、應照前條辦理、

に比し大體の順序に於て相違なしと謂て可なるも、彼れにありては二人以上の鑒定人を選ひ等の手數なきを見るべし。

日韓通商章程第二十五款に曰ふ、

日本商船修復の爲め其積荷を陸揚することあらば關稅を納めずして之を陸揚し海關所轄の上屋或は倉庫に入置き(但藏敷料及諸雜費は船長より支辨すべし)修復済の後之を船積することを得

へし然れとも若し其荷物を賣拂ふことあらば相當の關稅を納むべし又朝鮮海邊にて破損したる船舶の船材船具及び船用品を賣却するときは其輸入税を免除すべし

英韓條約附續通商章程第二款第九項には

凡船隻應行修理者、所載貨物均可起卸上岸存放、勿庸納稅、此項岸上貨物全由朝鮮官員自行看管、其一功運物脚力、存棧租銀及看守辛工、統由該船船主楚付、惟各價均需核實取索、不得浮

とあり、即ち我れにありては其陸揚げせる積荷を入置く所を海關所轄の上屋或は倉庫と限定するも、彼れにありては由朝鮮官員自行看管即ち朝鮮官吏の保管に屬せしむと決定し、上屋或は倉庫の設備なき場合にも本項の運用に差支なからしむるの餘地を存す。唯難破船の材具用品を賣却するは就ひて之れを免稅に爲すの規定は彼れに於て見ざるなり。

日韓通商章程第二十九款に曰ふ、

郵船は同日若くは同時に入港手數と出港手數を爲すことを得へし又輸入積荷目録には其港に於て陸揚し若くは船移する所の荷物の外之を掲記することを要せず又輸出積荷目録は船長より差出し能はざるときは其郵船會社の代理人より出港三日内に之を指出すも妨げなし

英韓條約附續通商章程には其第一疑第七項に於て

英國輪船進出各口、均可同日報明出入、其貨物總單、除在本口起卸並撥載他船外、其餘貨物勿庸報明、

と規定す、彼れにありては輪船(Steamers)と記し、我れにありては郵船とあり、而して之れを日韓條約の英譯文に就ひて見るに、郵船なる字を Mail steamers としてあるなり、孰れにしても用語聊か精確を缺くの嫌あるに似たり。又我れには積荷目録を會社の代理人より差出すを得るの規定なるも、彼れに於ては此規定なし。

上來擧げたる異同の外、尙ほ其海關稅率及び罰則等に於て彼我の條約中幾多相違の點あるを見るべし。又以上掲げたる諸事項中若くは其以外に於ても、予か研究の足らざるよりして脱漏誤解等或は是れなきを保し難しとす。將た夫れ以上の所論は彼我の條約の締結の當時に遡つて其異同の諸點を明かにせしに止まり、其既に各實施に至りし爾來に於ては、甲の獲たる權利には乙之れに均霑し、丙の有する特典は丁亦之れを享有するに至れること勿論なるを以て、條約の明文其も、の上に於ける異同は必しも各現行條約の内容に便不便の懸隔あるを致すには至らざるなり。加ふるに予か管見を以てすれば、其甲にありて乙になきの項目條句にして一見便否の差等を生ずべきに似たるものも、實は明規を俟たざる自明の理を故さら掲げたるなしとも謂ふべからず、解釋其法の如何に依りては條句のなきもの却つて其運用に利便あるの場合なきを限らざるなり。讀者乞

括言

以上の異同を一閱して漫に良惡美醜の斷案を甲乙條約の文字其もの、上に下す勿れ。今參照に便ならしめんか爲め、半島と諸盟各國との間に現行せる重要の條約に就き、其種類及び締結年月等を一表にして左に示す(但し年月日等は便宜を圖り悉く之れを我曆にせり)。

國別	名	稱	日	附	調	印	者
	修好條規	續約	明治九年二月二十六日江華府に於て 調印同年三月二十二日批准同日公布		正) 黑田清隆 副) 井上馨 正) 申滋 副) 尹承禧		
	修好條規	附錄	明治九年八月二十四日京城に於て 調印同年十月十四日公布		宮本寅一 趙寅熙		
	修好條規	續約	明治十五年八月三十日仁川に於て 調印同年十月三十日批准同年十一月二十 一日東京に於て交換同年十一月二十 二日公布		花房義賢 (正) 李裕元 (副) 金宏集		
	在朝鮮國日本人民 通商章程并海關稅目		明治十六年七月二十五日京城に於て 調印同年九月二十七日批准同年十月 十五日公布		竹添進一郎 閔泳穆		
	間行里程取極約書		明治十六年七月二十五日京城に於て 調印同年十月三日公布		竹添進一郎 閔泳穆		

韓 獨		韓 英		韓 米	韓		
附續通商章程	修好通商條約	附續通商章程	修好通商條約	修好通商航海條約	通漁規則	在朝韓國日本漁民犯罪取扱條規	間行里程取極約書附錄
同上	明治十六年十一月二十六日京城に於て 調印翌十七年十一月十八日批准交換	同上	明治十六年十一月二十六日京城に於て 調印翌十七年四月二十八日批准交換	明治十五年五月三日仁川府に於て調印 翌十六年五月十九日批准交換	明治二十二年十一月十二日京城に於て 調印同二十三年一月八日公布	明治十六年七月二十五日京城に於て 調印同年十月十五日公布	明治十七年十一月二十九日京城に於て 調印翌十八年一月三十一日公布
同上	ザツ 泳 穆	同上	バ 泳 穆	(正)申 (副)金 宏 集 樹	近藤眞劔	竹添進一郎	竹添進一郎

韓 埃		韓 佛		露		伊	
附續通商章程	修好通商條約	附續通商章程	修好通商條約	附續通商章程	修好通商條約	附續通商章程	修好通商條約
同上	明治二十五年七月二十三日東京に於て 調印翌二十六年十月五日批准交換	同上	明治十九年六月四日京城に於て調印 翌二十年五月三十日批准交換	同上	明治十七年七月七日京城に於て調印 翌十八年十月十四日批准交換	同上	明治十七年六月二十六日京城に於て 調印翌十九年七月二十四日批准交換
同上	ヒ グ レ ー ベ ン	同上	(正)金 (副)デ ン ニ 植	同上	ウ エ ー バ 始	同上	金 炳 始

清 韓	修好通商條約	明治三十二年九月十一日京城に於て 調印同年十二月十四日批准交換	徐壽朋 朴齊純
白 韓	修好通商條約	明治三十四年三月二十三日京城に於 て調印	レオン、ウインカルト 朴齊純

第十章 各國の利益線

未開半開の邦國に對して土地の占領を客位にし、利益線の擴張を主位にするは、蓋し十九世紀より二十世紀に亘れる列國競争上の新趨勢なり。今や半島は漸く各國の利益線の焦點となり、従來鯨鯨として輸産を沿岸諸港の小天地に競ひしものは進んで内地に切込み、鐵道嶺山水産航運土木等の事業の上に沿ねく張厝利目して、殖産興業の利益を根底より掌握せんとしつゝあり。想ふに韓國も日清戦争以後は清國と相並んで東方權力問題の中心點となれると同時に、其富源にして尙ほ遺委せられ居るもの尠なからざるべしとの報告は遠き歐米までも傳へられ、而して韓民自身はその富源を開拓するの意氣と資力とに乏しとは廣く中外に知れ亘れるを以て、世界の企業家が進んで諸般の事業を半島に計畫せんとするは蓋し趨勢の避け難しとする所、乞ふ先づ之れを鐵道より見んか。

韓國に於ける鐵道の既設線及び豫定線は京城仁川間、京城釜山間、京城義州間及び京城元山間の四線を以て其主幹とす。此内業已に其敷設を了りて運轉を爲しつゝあるものは京仁鐵道にして、京釜鐵道は今之れか實測中にあり。京義及び京元鐵道に至りては唯豫定線なりと云ふの外何等の消息を聞かず、而して此兩豫定線の敷設權が韓廷の手にあり、且つ資本の供給を他に仰かざる以

上は、三年五年は愚か、五十年百年を経るも到底物になるべき筈なきは言ふまでもなし。
 京仁鐵道は去る明治二十九年の三月韓廷より其敷設權を米人モールズに允許せしものにして、モ
 ールズは同三十一年の十月に至りて此線路を我がシンヂケートに讓與せしものなり。其之れを讓
 與するに就ひては、當初は此線路の工事をモールズをして全部完成せしめ、鐵道として運轉し得る
 ものを讓受くるの計畫なりしか、其後狀勢一變し、工事を中途にして其まゝ引受け、我が手に依
 りて工事を完成せしむることとなりぬ。是に於てか我が京仁鐵道會社なるものは、一百八十萬圓の
 借入金と七十二萬五千圓の合資に依りて組織せられ、一昨年四月を以て工事に着手し、九月に至
 りて仁川より鷺梁津に至る二十哩間の竣工を告げ、此間を直に開業せると同時に其餘京城に至る
 六哩有餘の工事を進行せしめ、昨年七月遂に全線の開通を見るに至れり。鷺梁津より京城方面に
 渡る漢江には、鐵橋二千六十尺餘、木橋六百六十尺の相連なり合して二千七百尺の長橋架設せら
 るゝあり。蓋し漢江の流幅は平素に於ては六七十間に過ぎずと雖も、毎歲七八月驟雨の季に至ら
 ば、河水氾濫して兩岸相距る數百間に達すべし、此際鐵車輛々黒煙を吐ひて長虹の上を走る、其
 壯觀他に類なきなり。左に同鐵道總支配人足立太郎氏の漢江橋梁の記を掲げて其の一斑を明かに
 す。

漢江橋梁概記



漢江鐵橋

漢江本流の橋梁は鋼鐵桁張より成る其一張の長さ二百六十呎にして總長二千六百二十呎なりとす東西に二個の橋台あり河身中には九個の橋脚あり第一號より九號に至る其橋脚は平水面より高きこと三十七呎十寸橋桁の最高頂迄は七十四呎餘なり最大洪水の時に於て水面より橋桁の下端迄六呎の距離ある計算なりとす旅客腰掛の面は平水面より四十八呎の上にあり本流最深の所は七號橋脚の近傍にして十五六尺なりとす

橋脚の最下部は橢圓形にして大徑三十尺小徑十六尺殆んど水面以下に隠る水面上長方形となりては長廿七尺二吋巾七尺四吋頂上最小の所にて長廿五尺十吋巾六尺其高さは前記の如く平水面上卅七尺十吋なりとす水面以下に没する部分は第九號に於ける十二尺を最短として最長は第二號の四十二尺なり其他は二十尺以上卅尺迄とす故に橋脚の總長は五十九尺以上殆んど八十尺に達す

使用せし材料は鐵鋼千二百屯煉瓦百廿萬本石材五万セメント五千樽足代丸太三千本木材尺六千本等なり工費材料を概算すれば本橋の總費凡四十萬圓を要せり

初め京仁鐵道合資會社が引請けたる當時は未だ東西の橋臺五分通り竣工したるのみにして他の工事は一切會社の自營たり卅二年四月下旬に起工して六月下旬より降雨に會し七月上旬に至り大水害を蒙り假工事流失の不幸に遭遇せり幸に此損害は直ちに回復せられたりしも其後同様の

災害二回に及び漸く十月に入りて尋常の工役に從事し得たるも尋て冬期に入り又例外の寒威に犯され工事を中止するの不得止に至れり如此種々なる災厄に遭遇して實際卅二年中に於て施工の正日数は百五十日を出でず越て三十三年に入りたるも寒威猶ほ去らず三月上旬に至り漸く起工するを得爾來幸に天候本順なりしを以て着々工事を進捗し百廿日間を以て茲に竣工を告ぐるに至れり此間前後の日数を通算すれば實に二百七十日、月を閲すること十六ヶ月なりとす抑本橋は韓國第一着の鐵道橋梁にして然かも東洋屈指の大橋なり殊に其設計は米國最新の學理を應用し數十の日本工夫と數百の韓人とを使役し百因萬難を排して漸く今其成功を見るに至りたるは余(足立氏)の最も欣喜に堪へざる所なりとす

京釜鐵道

京釜鐵道の我が軍事外交及び通商上に至大の關係を有するや敢て多言を須ひざる所、乞ふ其理由を措ひて茲に該鐵道發起以來の經過の概略を述へんに、抑も去ぬる二十七年、日清の開戦に次ぎ我が政府は韓廷と暫定合同條款なるものを締結し、其第二條に於て「内政改革の節目中京釜兩地及京仁兩地間に建設すべき鐵道一事は朝鮮政府に於て其財政未だ裕ならざるを慮り日本政府若は日本の或會社に訂約し時機を見計ひ起工せむことを願ふと雖も目下委曲情節ありて其の運に及び難し依て其法を案出し可成丈速に訂約起工の運に至るを要す」との事を規定せり。然るに戦後多端にして復た此問題を顧みるに遑なく、空しく歲月を經過し以て二十九年に至りぬ。此時に當り

米人モールズは前述の如く京仁間の鐵道敷設權を韓廷より獲たり。蓋し暫定合同條款の締結より既に二年有餘を過せしも、本邦人の未だ同鐵道敷設を計畫せる者あるを見ず、而して同條款は謂ゆる暫定にして永遠に拘束を生ずべきものに非ず、とは當時韓廷の執りし意見なりしか如し。去れば本邦人にして尙ほ爲す所なくんば、京釜間の鐵道敷設權も亦他國人の手に歸せんとするの情況にてありき。是に於てか百五十有餘名の發起人は集會して左の契約書を作り、委員三名を選み、此委員をして同年七月八日附を以て京釜鐵道特許條約を締結せんことを時の伊藤内閣に請願せしめぬ。

發起人契約書

- 一、今般我等發起人となり朝鮮國京城釜山の間に鐵道を敷設し運輸の業を營む特許を朝鮮政府より得んとを期し尾崎三頁大三輪長兵衛二氏を我等總代として朝鮮國に派遣し彼國に於て彼政府と右に關する特約を締結せしむると
- 二、右契約の條件は米人モールズ氏京仁鐵道特約の條件を標準とし成るべく一層の便利を得べき様精々盡力すべき事
- 但起工期限は三年以内竣工期限十年以内を目的とする事
- 一、右特許條約締結の上は我等發起人となり速に會社を組織し廣く株主を募り工事に着手す

き事

但其設計追加發起人及假定款を調製する等の事は猶協議の上決定すべき事

一、發起人中委員十名を撰み本事件に關する事務の取扱を委託する事

一、朝鮮國へ派遣總代理費其他の入費とし連名者各自金壹百圓宛假りに出金すべき事

但此集金は後日會社創立費の内に繰入れとなすへし若し會社成立に至らざる時は剩餘金は各自に割戻しをなすへき事

伊藤内閣は此請願を容れ、京城駐劄の原公使に訓令を與へて韓廷に交渉を開かしめぬ、而して是れと同時に發起人委員は尾崎三真大三輪長兵衛の二氏を韓國に派遣せり。去れと時機未だ熟せず、該特許條約の協定は急に運ひ難きを以て、同委員は程なく返朝せり。而も其後約二年を経、三十一年の九月に至り、時の京城駐劄たる加藤公使の折衝遂に其効を奏し、月の八日を以て京釜鐵道合同條約なるものは該鐵道發起人代理者と韓廷當局者との間に調印せらるゝに至りぬ。其全文左の如し。

京釜鐵道合同條約

第一條 韓國政府は京城釜山間に鐵道を敷設使用の權及經過する所の江川に築橋するの權を以て日本人の京釜鐵道會社發起人に許可し其代理人佐々木清麿乾長次郎と辨理事務條款を定む

ると左の如し

第二條 鐵道線路の敷設及江橋建築の方法は京釜鐵道會社若くは其代理人の撰定する技師の測量に依り取極むへし而して江橋は高架橋にして船舶の往來に差支なからしむべきものを要す否らざる時は明け閉ちの出來得る橋を作り毎日幾時間の時期を定め閉閉すへし又其橋の左右には人道を作り往來を別にし行人の衝突を避しむる様致すへきと

第三條 鐵道の尺量は開國五百年勅令第三十一號國有鐵道規則第二條に各地方の鐵道は務めて均一に歸し以て通行に碍なからしむへしとあるに依り該鐵道の幅は京仁鐵道の軌路に準すへし其線路の地段及停車場倉庫作場轉轍器側器等に充つべきの地段は韓國政府より供給して以て該鐵道の敷設に便ならしむ該會社が該鐵道を管理するの年限内及韓國政府が該鐵道を買收する迄は右の地段を該會社に專屬するを許す韓國の軍用品兵丁郵便物及郵便遞送人の往來は無賃たるへし韓國政府が該鐵道を買收する時は右專屬の地段は韓國政府に返納すへし線路に當り若し墳墓あるときは迂回して其墳墓を犯すなかるへし且つ道路を横斷する場合には必ず地形に従ひ宜く量て其道路を通し行人及車馬の容易に往來し得る様致すへきと

第四條 停車場は一を京城に置き一を釜山に置く其他の停車場は便宜に従ひ列置すへし而して其基所には別國人の居留を許さざると

第五條 凡そ鐵道に要する所の機器及各種の物件にして外國より輸入し來るものは海關税と鐵道所管の地段に係る一切の地稅とを免し又該鐵道所管の種々の利益には徵稅せざると

第六條 韓人及外國人の別なく雇用するとは監督の意見に遵ふと雖も而も必ず韓人の多數を用ゆべし土役の人雇人に至ては十分の九の割合を以て韓人を使用すべし工事繁忙の時に方り韓人の雇料漸や昂貴する爲めに別に他國人より雇入れたるときは該鐵道落成の後其他國人を本國に還送するとし其入港出港の時に於て海關より銘々驗査し一人たりとも留め置くことを許さず木材は韓地產のものを用ゆ若し韓產木材需用に適せざるときは日本產のものを混用する

第七條 該會社若くは代理人に於て本事業を執行する爲めに會社を設立し資本を蒐集することを該會社は該鐵道の敷設運轉等の爲めに必要な契約を結ひ所需一切の物件は該會社の所有財産として自分に處分するを得而して諸般の事務の處理するに當り一般鐵道會社の享有する一切の權利を享有する

第八條 該會社發起人或は其代理人は入用の資本を精算し之を蒐集すべし韓國政府は前條記載する所の地段の供給を除くの外更に給する所なきと

第九條 倘し其他の地方に於て支線を添設せんとする場合には韓國政府暨其臣民か自ら敷設す

るにあらざるよりは別國政府暨其臣民に敷設するを許さるべし

第十條 本契約調印の日より起り三ヶ年以内に速に會社を組織し工事を起行すべし此期限内若し起行せざるときは更に契約するに非ざるよりは本契約を以て廢紙となす該會社戰爭若くは其他種々なる不慮の事故に妨害せらるゝ如き己むを得ざる事情に依り起工を遅延するときは更に延期を與ふ而して其起工の時より十ヶ年以内に落成せざるときは本契約の廢止を行ふ但し十ヶ年内に於て戰爭暨不慮の事故あるに遇はば其事故の月日を按し期限を延ばすを得ると

第十一條 若し鐵道に關し措辦し難き場合を生じるときは韓國政府と該會社と各一人を派出して協議處分せしむると若し協議整はざるときは該二人は局外者一人を招き斟酌裁定せしめ此裁定を以て終結となすと局外人にして自ら裁斷するを欲せざるときは其局外人と該二人と別に局外二名を招き立合の上協議處分する

第十二條 鐵道落成後十五年の終りに於て韓國政府若し該鐵道を專有するの意あらば則ち上條第三項の人員に公平の評價を致させ買収する能はざるときは十年を延期す其十年の終りに於て尙買収する能はざるときは又十年を延期す延期は毎に十年を以て期となすと

第十三條 何時たりとも韓國政府の財政整頓し該鐵道を經營し得るの場合に至ては該政府は該鐵道を以て日韓間の共同事業となすの旨意を以て更に該會社と協議の上本契約を改正すると

を得ると

第十四條 韓、國の會社若くは、臣民は何時たりとも、該鐵道の株主たることを得而して該株主は他と同一の權利を享有することを得ると

第十五條 該鐵道會社は如何なる場合と雖も日韓兩國の政府暨臣民に非る外は該株券を他人に譲與するを許さざると

以上特許の各條各其確實なるを保證し互に記名調印して以て憑信を昭らかにすると

大韓光武二年九月 日

外部交渉局長 李 應 翼
農商工部通信局長 姜 寅 圭

大日本明治三十一年九月八日

京釜鐵道發起人代理人 佐々木清麿
同 乾 長 次 郎

此合同條約成るや、次ひて委員大江卓氏は技師を伴ふて韓國に渡り、線路の踏査及び沿道旅客貨物集散の實況を視察せり。視察了りて同氏歸朝し、爾來發起人は會社の組織に着手せんとせしも、當時我が經濟界の狀況は巨額資本の募集に便ならざるのみならず、其他諸般の事情ありて會社の

成立に障礙を與へしか爲め、空しく一年有餘を其儘に送りなき。而も特許條約調印の日より三年内に起工せずんば該特許は無効に歸すべき規定あるが故に、荏苒歲月を経過するは邦家の爲めに不幸此上なかりしなり。去る程に第十四議會に於て、該鐵道速成に關する建議案と外國にて鐵道を敷設する帝國會社に關する法律案とは、兩院共に大多數を以て通過しぬ。時運此の如くにして熟せしか故に、昨年二月該鐵道創立委員及び創立事務所は設けられ、同委員竹内大江大三輪の氏は更に韓國に到り、線路の實測停車場用地の選定、及び其他諸般の準備に關して盡す所あり。年の四月韓廷は新に鐵道院なるものを設け、農商工部大臣閔丙寅氏を以て其總裁に補し、大三輪氏及び今の本邦駐劄公使たる成岐連氏を以て其監督官に任し、専ら京釜鐵道に關する事務を管掌せしむることとせり。而して他の一方に於て線路の實測は京城釜山屯浦靈山の四ヶ所より着手し六月末に至りて全く其業を了へり。

年の九月、外國に於て鐵道を敷設する帝國會社に關する法律及び勅令は公布せられ、同月末特別保護に關する左記の命令書は、外務大臣遞信の三大臣より同創立委員に對し下附せられぬ。去れは京釜鐵道株式會社の成立を見るも近きにあるべく、隨つて其工事に着手するも今より遠きにおらざるへし、果して然らば吾人の久しく渴望する該鐵道も、今後數年を経れば遂に能く其運轉を見るに至るべきか。

京釜鐵道株式會社發起人

男爵 澁澤榮一

外六名

明治三十三年九月出願京釜鐵道株式會社補助の件は左の通り心得べし

第一條 其社は明治三十年九月八日附を以て韓國政府より得たる京釜鐵道敷設條件に基き韓國京城釜山間に鐵道を敷設し運輸の業を營むを以て目的とすべし

其社の線路若くは其附近に於て京仁鐵道の線路に接続し釜山に於て海岸に達し海陸運輸の連絡に必要な設備を爲すべし旅客の宿泊食事及貨物貯藏の用に供する設備を必要とする停車場に於ては之が設備を爲すべし

第二條 其社の資本總額は二千五百萬圓とす

第三條 發起人總員は少くも其第一回募集に對する株金の十分の二を引受くべし

第四條 其社設立發起の日より起算し十五箇年間は運輸開始前に在りては拂込株金(額面を越ゆる拂込金額を除く)に對し一箇年六分の利子を下附し運輸開始(一部の開始亦同じ)の後其社の利益一箇年六分に達せざるときは政府は六分に達する迄其不足を補給すべし

利子補給額は如何なる場合と雖も株金拂込總額(額面を越ゆる拂込金額を除く)の年六分に相當する金額を限度とす

第五條 補給利子は其社設立登記前の株金拂込額に對しては設立登記の日より其登記後の拂込額に對しては其拂込登記の翌月より之を下附す

第六條 第四條に於ける其社の利益を計算する場合には法定の準備積立金を控除して之を計算す社債の利子は營業費中に之を算入せず

第七條 其社が社債を發行したる時は其拂込登記の翌月より其社が社債に附したる利子と同一の割合を以て政府より利子を補給す但し其補給額は現在社債の額面に對し年六分に相當する金額を限定とす

利子を補給すへき社債は鐵道竣工期限迄に發行したる者に限る但し低利借替の場合には此限に在らず利子補給期限は社債拂込登記の日より起算して十五箇年とす但し前項但書の場合に於ける借替社債に對する利子補給期限は元社債利子補給の年月を通算して十五年とす

第八條 政府が利子を補給すべき株金及社債は合して二千五百萬圓を限度とす

第九條 其社の拂込株金(額面を越ゆる拂込金額を除く)に對する利益一箇年六分を超過するとき時は其超過の金額を社債の利子に充當すべし此場合に於ては第七條に依り政府より補給すべし

き金額の該充當額を控除して之を下附す

第十條 其社は毎年度拂込むべき株金及募集すべき社債金額豫算社債發行の價額又は其最低價額及社債の利率を定め政府の認可を受くべし

第十一條 第九條に依り利益を社債の利子に充當し因りて第七條の補給を要せざるに至りたるときは尙利益の過剩あるときは拂込株金(額面を越ゆる拂込金額を除く)に對する二分を控除し其殘額の一半は既に政府より受けたる補給金の償還を終る迄政府に納付すべし

社債を發行せざる場合に於て政府の利子を補給する株金資本に對する利益一箇年八分を超過するるとき亦同し

第十二條 其社は豫算決算及會計並に營業に關する規定を定め政府の認可を受くべし之を變更するるとき亦同し

第十三條 其社毎事業年度の工費豫算及營業收支の豫算は豫め政府の認可を受くべし之を變更すること亦同し

第十四條 其社は毎月前月中の工事費及營業收支の現況及事業年度毎に其年度の工事費及營業收支の決算並一般事業の實現を政府に報告すべし

第十五條 其社重役の任命は政府の認可を受くべし

第十六條 其社は政府の許可を受くるに非ざれば鐵道敷設權若くは營業權を他に移し營業の管理委託を爲し鐵道及附屬物件を譲渡し貸付し若し之を質、抵當として負債を爲すことを得ず

第十七條 其社は兵亂、一揆の避難者及其救護に要するの人員、物件又は凶年に於ける食料品は必要の時期に他の輸送に先ち之を輸送すべし

前項の運賃並移住民、出稼人夫の運賃は特別に割引を命ずることあるべし

第十八條 政府は必要と認むるときは帝國の鐵道及私設鐵道株式會社に實施する法令の規定を其社に適用す

前項の場合に於ては政府は豫め適用すべき法令の條項を其社に示達す

第十九條 其社に於て本命令書に違反するときは政府利子の補給を停止し又は廢止することあるべし

第二十條 本命令書中利子補給に關する條項は帝國議會の協賛を経て確實するものとす
本命令書承諾の上は請書を提出すべし

明治三十三年九月二十七日

逓信大臣子爵 芳川 顯正
大藏大臣伯爵 松方 正義

外務大臣子爵 青木 周 藏

之れを聞く、該鐵道線路總哩數は二百八十七哩にして、停車場總數三十九箇所、勾配は六十分一より急なるはなく、而も其部分は僅少にして餘は殆んど平坦なりと、又工事の概要は土工總計三百八十一萬五千坪、隧道總延長四萬七千八百八十八呎、橋梁總延長二萬一千九百九十九呎なりと云ふ。若し夫れ其沿道に於ける旅客貨物の往來集散は、該鐵道創立に關する説明書なるもの之れか狀況を説ひて簡明なるを覺ゆ、左に轉載するもの即ち是れなり。

(前略)韓國の人口は蓋し壹千二百萬内外ならん其官簿に據りて之を調査するに全國中最も人烟稠密なる地方は所謂三南即ち忠清全羅慶尙の三道なり而して、京釜鐵道線路の交通範圍は之に京畿道を加へて實に全國富源の要區を網羅するものとす右四道の戸數を全國の戸數に比例するに其十分の七弱に居り又四道の耕作地を全國の耕作地に比例するに其七分の五強を占むるを見る且夫三南の地は錦江洛東江二大長江の平原曠野を繞るありて土壤膏腴氣候温暖大に農業に適せり今從來の未熟なる農業を改良し之に加ふるに無數の荒蕪地を開墾して田畑となすを得は穀物の收穫を倍蓰ならしむるは容易の業ならん而して我國に對する穀物の供給地たらしむべきは識者の夙に豫想する所にして此豫想は京釜鐵道の竣工と共に事實ならしむるを得べきなり又韓國の習慣として家々日用需用品と雖も必ず市日の開場を待つて之に赴きて贖ひ來るを常と

するにより都鄙一般に小賣店若くは賣捌商を見ること甚だ稀なり故に其市場は卸賣と小賣とを兼ねるものにして凡そ日用需用品として一も市場に陳列せざるはなき程なり而して其市場は各地方の重なる都邑に開かるゝものにして毎場一箇月六回宛定日あり例せば甲地は一日の乙地は二七の日とも云ふか如し其市場の群集は實に驚くべきものにして多きは四五千人少きも壹千人に下らず而して其市場に赴くものは近郷近在は云ふ迄もなく遠く二十哩外の土地よりも群集し來るあり又其市場の配置は一郡中に二箇所若くは三箇所にして其方面にりよて之を開くものとす現に京釜鐵道豫定停車場中に於て其市場なるもの三十箇所、多きに及ぶか故に其線路即ち停車場に於て開市するもの一日に六箇所宛に當れり今假りに之に赴く人數を毎市平均二千人と見積れば即ち六箇所の合計壹萬貳千人を得而して其三分の一即ち四千人は乗車すると見做せば大差なかるべし

右の外京釜鐵道豫定停車場の近傍即ち交通範圍内を通して尙五十箇所以上の市場ありと概定するを得可く而して是亦毎月六回宛開場するにより即ち一年中毎日八九箇所は開かるゝものなれば其往復に便宜乗車するの人數も亦前の停車場地の市場に往復する人數に劣らざるべし

又各地方に於て毎月六回宛の小市場あるの外に尙每年春秋二季に開かるゝ大市なるものあり俗に之を令と云ふ蓋し官より命令して之を開くの謂ならん而して右の大市は其實各道の互市貿易

とも認むべき盛大のものにして其開期は三十日以上に及べり八道即ち全韓國より出場の人数は小市に数十倍するを常とせり京釜鐵道停車場に於ては大邱及公州の二大市あり是亦鐵道の爲めに年々歳々其貨物と乗客を供給すべきの一大原動力なり

明治三十一年中仁川釜山兩港より我國に輸入したる米麥其他雜穀の總計は百六十四萬四千七百石に上れり勿論年の豊凶によりて多少の差異あるべきも兎に角韓國米の産出高は餘蘄ありて輸出の供給に富めり又海産物の如きも其數量少なからず(其の他牛皮等は孰れも價格拾萬圓以下なれば茲に算入せず)之を要するに現時輸出入物の總數量七分の五は京釜鐵道の範圍に産出し又消費せらるるもの如し

韓國輸出入の統計に徴するに其輸入品の多數を占むるものは唯我國と支那に過ぎず而して其輸出品に至りては即ち殆んど擧げて我内地に致すものにして他の邦國へ輸出すべき物品を有せざるなり故に韓國の貿易上對しては孰れの國の商人も片商ひたるを免かれざるに獨我國のみは彼是の輸出入互に相須つの關係離るべからざるものあり且つ海運の至便を占め得て宛かも我内地の往復に異ならず隨て日韓貿易の年々歳々に發達すべきは自然の趨勢なりとす

以上に述ふる如くなるか故に京釜鐵道竣工の上は旅客貨物は年月を迫りて増進すべきは疑を容れず京仁鐵道營業の實現に徴するも京釜鐵道營業上の利益は大に有望なりと云ふべし況んや

京義及び京元線

西比利亞東清兩鐵道の連絡するの日に於て歐亞縱貫の大鐵道と爲るの望みあるに於ておや京義鐵道の敷設權は去る明治二十九年七月韓廷より佛國人に允許せしものなりしと雖も其起工契約期たる一昨年七月に至るも遂に敷設の運びに至らずして其權利を韓廷に返納したる以て韓廷は直に之れを韓人組織の國內鐵道會社なる無形の會社に許可せり。京元鐵道の敷設權に至りては一時獨逸人の運動熱心なりしも遂に之を獲得するに至らずして己みぬ、而して該權は今國內鐵道會社にありと雖も、素より韓民の意氣資力は鐵道の如きものを經營するに足らず、其敷設を實際に望むの迂なるは百年河清を俟つの迂なるよりも尙ほ迂なり。其他木浦全州間、昌原釜山間、平壤鎮南浦間の諸線に若目して其敷設權を獲んと多少の運動をなせしものなきにあらずと雖も、當分の間は到底物にならざるか如し。

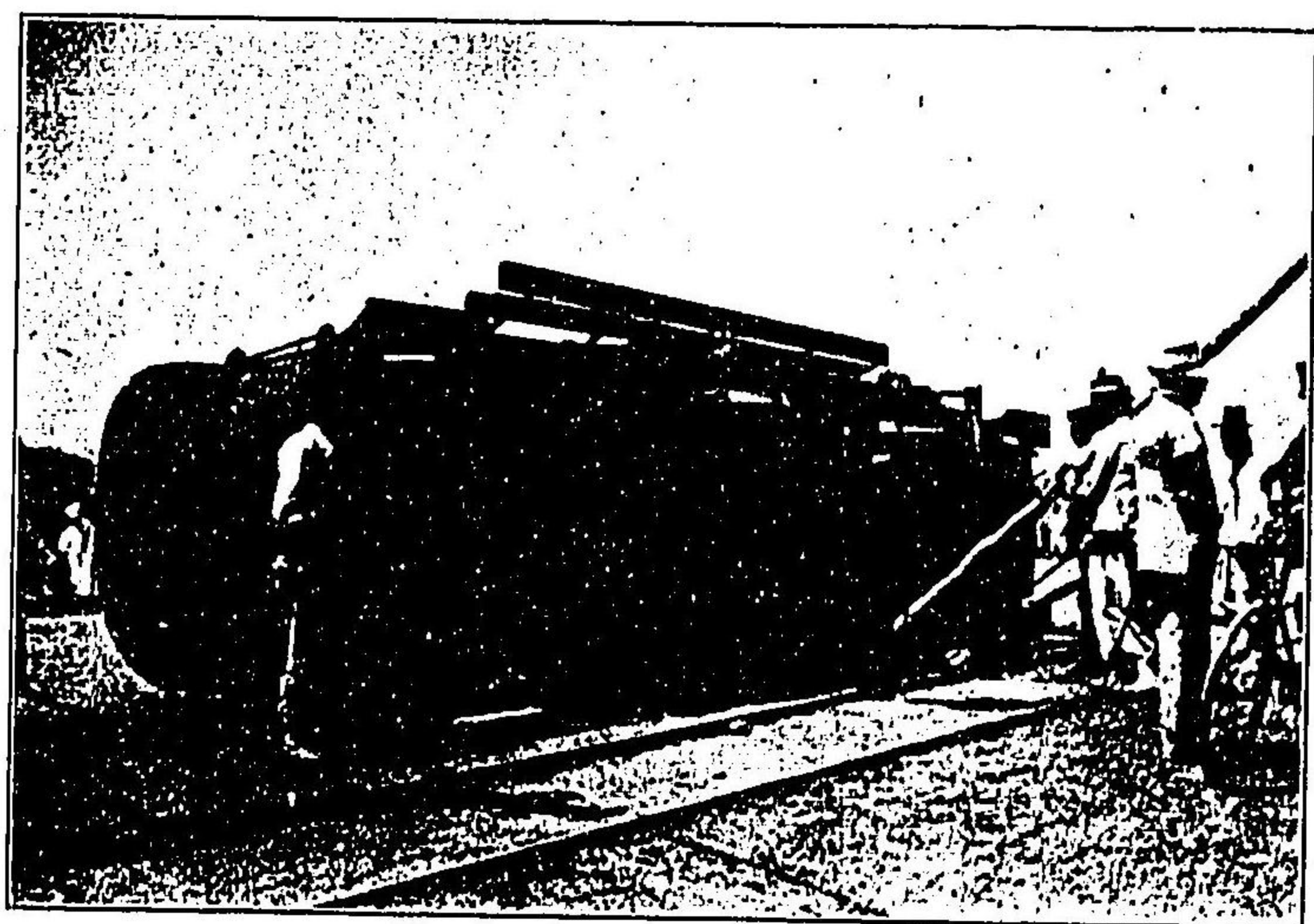
電氣鐵道

京城の電氣鐵道は米人コルプラン及びポストウイツク合名會社の設計に成り、稱して漢城電氣會社と云ひ、社長には曩には故漢城府判尹李采淵氏、今は副將李允用氏を推せり。其開業せしは一昨年五月にして、現在線路は西大門外より清涼里に至る五哩間(此敷設費二十二萬五千圓)及び鐘路より龍山に至る三哩間(此敷設費十五萬圓)なりとす。目下毎月の收入高大約二千五百圓に對し支出の高大約四千圓なるを以て、其差千五百圓は月々の損失なり、故に同會社にては同一の機械を利用して傍ら電燈業を營み、宮中諸官衙を始め一般の點燈に應じ、加ふるに電話事業をも創め、此

暴民電氣車を襲ふ



(一 其)



(二 其)

等の利益を以て目下の損失を補填せんとするの計畫あるやに聞けり。抑も同會社の損失此の如き
の原因は、主として其月々支出する外國人の給料の尙多なるに在るか故に、此まゝにては維持の見
込到底覺束なく、畢竟之れか維持を圖らば、外國人を使用せずして低廉なる賃銀にて使役し得る
韓人を以てするか、或は本邦人のみを以て之れに充つるに外なけんのみ。尤も當初開業の際にあ
りては、機關手運轉手車掌等は悉く本邦人なりしか、折しも當時晴天打續きて數旬の間一滴の雨な
く、城外附近の農夫等之れが爲めに頗る閉口したることありしか、一種の迷信は忽ち韓人中に起
り、約するに電車か天地間の靈氣を吸收したるか爲め此の如く旱天あるを致したるなり、と甲唱
へ乙和するの際に加へて、路上の韓人等未だ電車に慣れざるか爲め、注意を與ふるも之れを避く
るに遲鈍なるより、屢々誤つて轢死者を出したるか爲め、人心俄に激昂したるの極、暴民相集り
て電車を途上に要し、咄嗟して客車若干を破壊せしことあり（一昨年五月二十六日）。此珍事あり
し以來程なく、本邦人は職務中生命危険の虞あるか故に俸給を増加せされは就職し難き旨を申込
みしが、議成らずして遂に一同辭職せしかは、同會社にては新に米國より機關手運轉手等を招聘
せり。目下韓人にして亦運轉手たるもの十數名あり、技術熟練孰れも外國人と擇むなきに似た
り。

漢城電氣會社は現在線路の外更に漢江沿岸蟹岩より人蔘の産地たる開城府までと、清涼里より楊

州に至る所とに電氣鐵道を敷設し、其他所々に其支線を延長するの計畫あり、即ち總線路を二十五哩内外になすべしと聞く。案するに韓國に於ける電氣鐵道事業は寧ろ容易にして、旅客貨物及び運輸業者の便否如何と云ふか如き問題に就ひては更に顧慮する所なく、加ふるに其地質の如きも京城及び其附近の街道は概して平坦にして且つ地盤固きを以て、道路其ものゝ上に直に枕木を並列敷設するに止まるか如し、故に工事の極めて容易なるや疑ひを容れず、而も顧みて既往敷設の線路に對する其敷設費を見れば、僅々通計八哩に對して實に三十七萬五千圓を要せりと聞くに至りては豈亦頗る高貴の感なきを得んや。道路の説に依れば、同會社が韓廷に對する事業請負の内情たる、初め實費の大約倍額を豫算して其請負の契約をなし、先づ其半額即ち實費を要求して工事に着手し、竣功の後其物件を抵當として殘餘の半額に利子を附して要求する仕掛なる山なるか故に實際は半額以上の利潤あること知るべきなり。加之ならず其工事に至りては全然粗笨を極め、單に抵當期限間を保存するを得は以て足れりとし、請負費の全額を領收するの後は忽ち破損を生ずるあるも敢て意とせざるものゝ如く、現に電車の如きも唯形體を具備すれば可なりとの眞意を以て嚮に本邦に注文せしものに係ると聞く。去れば幾多の電車は業已に處々破損を生じ、遠からずして使用に堪へざるに至るべしとは一般の鑑定なるに似たり。凡そ韓廷を對手とする外國人の企業は概して此の如きなり。

朝鮮國內の各開港市場間及び朝鮮外國間の通信機關は、今日實に我が勢力の下にあるなり。先づ之れを郵便に就いて言はんには、半島の開港市場には率ね我が郵便官署の在らざるはなく、以て日韓間の郵便事務を管掌するは勿論、進んで各開港市場間及び朝鮮と外國との間に於ける其事務を取扱ひつゝあり。電信に至りては其日韓間に關係を生したるもの實に明治十六年三月の海底電線設置條款に始まる。是れより先き日本政府は丁抹の北部電信會社と海底電線布設の儀に關し協定する所あり、此協定に關聯して該電線設置條款は日韓兩國政府間に妥商せられ、次ひて同年十一月海底線布設工事は同會社の手に依りて其竣工を告げ、翌十七年二月に至り初めて通信を開始せり（此電線は肥前の呼子村より壹岐及び對馬を経て釜山に到るものなるか、其内呼子對馬間は明治二十三年十二月本邦之れを同會社より買收せるを以て、現に同會社の所有に屬する分は對馬釜山間の電線のみなるなり）。翌十八年七月清國は新に韓廷と條約を訂し、京城仁川間及び京城より義州を経て鳳凰城に至る電線を架設しぬ、此結果にや同年十二月、日韓兩國政府は更に海底電線條款續約なるものを締結せり。踰へて二十年七月、韓廷は京城釜山間の電線を架設し、二十四年七月京城元山間の同工事を竣れり。後ち日清戰役のときに迫りて我が陸軍電信線は新に京城釜山間及び京城仁川間に架設せられにき、今日に至るも公私の通信は一に之れに依りて行はるゝなり。其會て清國政府の所有たりし京城義州間及び京城仁川間の電線は、同戰役の際我軍一旦之れを占

領し、後ち之れを韓廷に讓與せり。

附言。以上述べたる日韓及び清韓の電線問題に關しては、第四回帝國議會開會の際（明治二十五年末）衆議院に於て井上角五郎氏の質問、及び時の外務大臣たりし故陸奥伯の答辯あるありき、讀者試に参照せらるゝし。

又言ふ。現今京城釜山間の通路には三線あり、其一は舊來の韓國官道、其二は各郡守にて造れる道路にして、其三は我が電信線路に依るもの是れなり。其内最も提程にして且つ最も安全なるは我が電信線路（我が百里弱）にして、每六七里の沿道に電信線保護の任に當る我が憲兵屯所あり。去れば他の二通路には往々盜賊出沒して旅行者を襲まし、財貨の掠奪は勿論、時に生命を奪はるゝの危険あるを免かれざるか如きに反し、獨り我が電信線路には此類の危険稀なるを以て、輒近此通路に依りて旅行する者漸く其多きを加ふるに至れり。

釜山は半島の一大富源なり。即ち半島は金銅鐵炭等の諸礦山に富み、殊に金鑛と鐵鑛とに於て名あり。金鑛中其最も有名なるは平安道の雲山般山、咸鏡道の永興端川、忠清道の稷山等にして、其他金産地の小なるものに至りては殆んど計ふるに遑わらざるなり。今金鑛中其著名なるものを擧ぐれば左の如し、

（京畿道）×安城 ×通津

(忠清道) × 稷山 × 清州 × 忠州 × 文義 × 公州
 (全羅道) × 金溝 × 南原 × 全州
 (慶尙道) × 青松 × 義城 × 星州 × 慶州 × 昌原 × 晉州 × 蔚山
 (平安道) × 平壤 × 順安 × 殷山 × 雲山 × 宣川 × 義州 × 厚昌 × 价川 × 寧遠
 (黃海道) × 松禾 × 長淵 × 遂安 × 載寧
 (咸鏡道) × 富寧 × 端川 × 長津 × 甲山 × 永興 × 吉州
 (江原道) × 春川 × 三陟 × 金城 × 洪川

備考 右金鑛中×印を附せるは悉く宮内府の所管に屬する鑛區とす。蓋し晚近外國人の鑛山探掘特許運動盛なるに對し、韓廷か一種の牽制策として俄に此等有望の鑛山を擧げて帝室御料の名目の下に宮内府の所管に屬せしめたるものと知るべし。

若し夫れ鐵鑛の産地として最も能く知らるゝものは平安道の价川及び龜城、黃海道の鐵原、江原道の江川、慶尙道の慶州、咸鏡道の文川及び北青等なりとす。

此の如く夫れ韓國は鑛山に富み、殊に金鑛に至りては世界の上位に列すといふほとなるを以て、近時外國人の利益線は専ら此事業に向つて張られ、樞要有利の金鑛は着々外國人の手に落ちんとするに至れること怪むに足らず。案するに歐米人が望みを半島の鑛山に屬して其探掘特許の運動

に着手せしは晚近五六年來のことなり、而して其先鋒第一の任に當りしは米人モールズの去る明治二十八年七月を以て探掘特許を獲得せる雲山の金鑛なりとす。モールズは二十九年の九月其探掘權をニューシャシーの朝鮮鑛山會社に讓渡し、同會社は三十一年の五月に至りて更に之れを米國のシンデケートを代表する米人ハントに讓渡せり。去れば此事業は目下ハント及び外二名と韓國皇室との四名を以て組織せる有限責任會社にて營まれ、資本金は該米人側にて之れを負擔し、利益は四分して各其一分を分配すべく、其事業に關しては該米人側にて一切處辨し、韓廷は之れに關與せず、其事業契約は二十五年にして、二十五年の後は更に其期限を延長するを得るの約あり。探掘區畫は雲山郡一體にして、方域實に六百二十五平方哩なりと聞く。然り而して同鑛山の一年の産出額幾何なるやに就ひては人に依りて其説を異にし、或は二百萬圓といひ、或は五百萬圓といひ、甚しきは二千萬圓と概算する者あれとも、果して此ほとまで多額の産あるや否やは疑ひなき能はず。蓋し同鑛山の産金は半島に於て消費せらるゝものに非ずして、付か九までは開港場より輸出せらるゝものとす、而して税關の統計に依り之れを見るも、全道の金地金輸出額は合して三百萬圓内外に止まれはなり(縦し多少の密輸出は此他にありとするも)。ハントに次ひて探掘權を得たるものは、三十年中に於ける獨逸人ウオルターの江原道金城郡堂峴の金鑛とす(金城の金脈は試掘の結果、豫想ほど良好ならざるを發見せしを以て、目下該獨逸は他に之れに代は

るべき金鑛を要求しつゝあり、其目指すものは江原道の洪川及び平安道の宣川なりとの説あり。然り而して昨年に入りては、雲山と同系山脈にして其鑛脈を一にせる般山の金鑛遂に英人モルガンの手に飯せり。是れより先きモルガンは韓廷に對し一鑛區を選定して其採掘權を得るの約ありしを以て、乃ち般山を選んで之れか允許を要請せしに、韓廷之れを拒みしかば、モルガンは斷々乎として條約上の權利を主張し、交渉の落着するを俟たずして直に其實行に着手し、其後韓廷も遂に讓歩するに至りしなり。其他本邦人の手を下したるものは昌原松禾長淵豐川安城等のあるありと雖も、資本率ね潤澤ならずして或は失敗し、或は僅に縲命を繋ぐに過ぎざるか如き、之れを歐米人の爲す所に比すれば遜色の著しき知るべきのみ。幸にして忠清道稷山は昨年八月本邦資本家の手に移れるあり、今後の成績こそ刮目して見るべきか。之れを要するに半島の金鑛は、今後權力と資本と運動方法との如何に依りては、着々之れを外國人に奉納せられざるを得ざることは是れ之れを目下の實況なりとす。其他韓廷亦良好の鑛山を有せざるにわらず、其宮内府に屬する數十の鑛山中にも、將た又農商工部の主管する鑛區の内にも、頗る有望と認めらるる鑛山ありと雖も、而も此等鑛山よりの收入に至りては割合に極めて僅少なは何そやと云へば、要するに經營管理の方法其宜きを得ざると、當局者其人の概しては不正不信怠慢等の惡徳に職由せずんはわらず。故に極言すれば半島の鑛山も、之れを韓廷に委ぬる以上は以て偉大の富源を開發すること寧ろ覺

支なしと謂つて可なるか如し。

韓國の鑛業に關し理學士石井八萬次郎氏の所説として東洋經濟新報(第百五拾九號)の報する所は以て斯業の一斑を知り得べきか故に其要を左に掲ぐ。

(一) 韓國の地質は、地質學上太古大統紀百生大統と稱する石期岩質に屬するもの多く、中生近生の岩層極めて少なし、故に日本鑛山地の主位を占むる第三系煤炭層同石油層の如きは、朝鮮に於て未だ廣大なる地積を占めたるを見ず。且つ日本全地を振動せる火山力の發現も亦此半島系に見ざる所なり。

(二) 同地の岩質古紀に屬し、且つ花崗岩は到る所此古紀岩層中に噴出せるを以て、古紀岩と花崗岩の接觸する所多く鑛脈を存す。鑛脈の成因斯の如し、鑛産の所在茲にありとせば、韓半島の鑛物大に望ありと云ふべし。

(三) 般山金鑛は粘板石及び石灰岩中に在りて、雲母片岩も亦其下部に位す。此山の鑛石は、今日までの所にては万分の一内外にして、金粒細微なれとも銀を混すること少なし。安城稷山の鑛石は、金の含有般山に優ると雖も、銀を混すること多し。般山は鑛脈偉大にして鑛量大なるか故に、大設備を以て採掘に従事するに適せり。稷山安城は金分豊富なるも鑛脈短少、且つ各所に散亂せるを以て、小資本の計畫に便なり。

(四) 鐵鑛は黃海道各所に産出し、亦有望なり。然れとも其鐵鑛は、韓國内に製鐵所を設けざる限りは、之れを日本若くは支那に輸出するの外なし。

(五) 平壤無烟炭は採掘運搬の便良好なるも、鑛屑錯亂し掘進困難なり。且つ岩質微塵粕炭にして僅に固結し、塊炭状を爲すに過ぎざるか故に、此炭の用法は煉炭に外ならず。

(六) 永興の砂金は、水流欠乏せる爲め利益少なきも、水道を設けて山を洗ふ時は收利莫大なるべし。之れの調査に依れば、永興砂金採收額は毎月五貫目乃至七貫目なりと云ふ。

本邦人の手にて買収する金塊及び砂金は、直に釜山又は元山に出つるあり、或は京城に來るあり。清國商は從來獨り金塊の買収輸出權を掌握せしものにして、即ち清國商は韓國に對しては賣込を主とすると同時に、之れに代へて清國に輸出すべき貨物は極めて僅少なるを以て、通貨の支拂を受くるの意に依り熱心金塊の買収と其輸出に努めしものなりと雖も、此趨勢は近年に至りて一變し、一昨年初夏以來我が貨幣に對する韓貨の暴落より來れる商調と、在韓第一銀行及び第五十八銀行兩支店より金塊買収資金の貸出しに對して特別の便宜を金塊商に與ふるに至りしとは、一轉して金の買収輸出權を我が商買の手に收むるに至りしこと注意すべき現象なりとす。京城は砂金及び金塊の主たる集散地にして、元山釜山之れに次ぐべく、仁川には金の集散殆んど無しと謂つて可なり。而して京城に輸入せらるる金は南は全羅忠清の大部、北は江原黃海平安の諸道より産出す

る全部にして、元山に出つるものは咸鏡道産出の分、釜山に出つるものは慶尙道に産するものとす。故に京城は半島の各金集散地中實に其第一に位するや知るべきなり。

何か故に京城か此の如く金集散地として其第一に位するやと云へば、南方忠清全羅を控へ、北方平安黃海江原等に臨むか如く、里程及び地形上の便を占むるもの其一因ならざるにあらざるも、其舊韓錢時代にありて(今日と雖も地方の大部分は其通貨尙ほ舊韓錢なるか故に)政府への上納金、其他個人の取引携帶等、荷屠の大にして實價少なき韓錢を携へんよりは、僅少の分量に過ぎずして實價多き金地金を携帶して京城に來り、之れを交換するの利便多きに若かさるか故に、自然京城に最多の金地金を集散せしむるの大原因をなせり。又何か故に京城と目眩の間にある仁川か殆んど金地金の集散を見ざるやと云はんは、蓋し仁川には常に金地金の賣買と匹敵すべき穀物の集散多くして、仁川商人の多數は之れに従事し、隨つて金地金の賣買には熱心ならず、延ひては韓人も自ら其賣買に就ひては仁川を相手とせざるの傾向あるに由るならんか。要するに半島に於ける金地金の集散地は以上の三ヶ所にして、特に京城を第一とし、元山之れに次ぎ、釜山更に之れに次くと知るべし(第十一章第十九表参照)。

金地金集散の方法は頗る簡易なり。各産地方面の韓人か京城に持來るものは悉く淘選したるまゝの砂金にして、之れを合せて塊となしたるものは寧ろ稀なり。其數量の如きは固より一ならずと

雖も、金の需要者たる本邦人若くは清國人に向つて地方韓人か直接に賣買するか如きは近來絶無と稱すべく、概して城内中央の鐘路附近に於ける韓人の金問屋(大小凡そ二十軒)に來りて之れを賣却し、該問屋は砂金のまゝ之れを買溜め、其積集するを俟つて百匁、二百匁、乃至一貫目の塊となし、之れを本邦商若くは清商に轉賣するものにして、金地金産出の數量は年一年増加しつゝ、あるの實況を認むれとも、毎年京城方面に輸送せらるゝ其量目は三百貫目乃至四百貫目にして、之れを價格に積り百二十万圓乃至百六十万圓と見れば大差なかるべし。

韓廷への上納税金は、外國人にして採掘の特許を得たるものは純益の四分の一を納むるを常とし、韓人にありては通常採掘者より其採金高の多少を論せず毎月鑛夫一名につき一匁宛を納めしむと云ふ。又鑛區採掘の名義主を楹大と稱し、楹大か鑛夫を使役するには其採金を四分し、其一分を楹大の所得となすの慣習ありと聞く。若し夫れ宮内府には鑛山監督なるものありて其所管の鑛山を總轄し、各道に鑛山監理なるものを派出し、監理の下に委員なるものありて上納金を徵集す、此上納金は凡て陛下の御手許金となり、隨時諸般の費途に支拂はるゝものとす。要するに半島にありては、之れを貨幣としては勿論、其他の器具裝飾品としても未だ金地金其物を利用するの世運に達せず、故に其産する金地金は概して外國人に買収せられ、且つ輸出せらるゝの實況にして、謂ゆる上納金なるものも、其多分は結局外國人の手に落つるなり。故に半島は金輸出國にして其

銀鑛、銅鑛、炭鑛

輸入國にはわらず。

銀鑛は半島に全く無きにはわらずと雖も、其採掘は絶無と云ふも可なり。蓋し銀の收利は固より金に比すへからざるに拘はらず、其費用と勞力とは金の採掘に於けると大差なきが故に、政府も人民も銀鑛を捨て、顧みず、悉く擧げて金の採掘に従事する故ならんか。而も其需要に至りては極めて多く、婦人の指輪等を始めとし、煙管及び其他諸器具の裝飾品として都鄙一般に需要せらるゝが如し。之れを日清戰爭以前に見るに、彼の冬至使なるものは年々韓廷より紅蔘を齎し、其一部を以て馬蹄銀に交換し、歸國の上は之れを以て諸種の器具裝飾品に更製せしか、北京貿易廢りたる今日にありては、五兩銀貨及び我か舊圓銀は動もすれば銀細工屋の手に渡り、鑄潰されて此等の諸作製品に變形せらるゝを免かれず。銀の需要は大略此の如し、故に其價格は之れを我か内地の相場に比し常に一二錢方の上位にあるなり。其他銅鑛にありては、成鏡道甲山の産頗る好評あり。炭鑛に至りては平壤通津の無煙炭、鏡城咸興慶州の有煙炭、共に近時其需要を増せりと雖も、未だ東洋の市場に上るの名譽價值を有するには至らざるなり。

水産

半島の水産事業に就ひては、其利害關係を現に有する主要の外國は本邦及び露國あるのみ。慶尙全羅二道の沿海は日韓通漁章程に依り我か漁民の各種漁業に従事するもの頗る多く、年々其數を増し、一昨年釜山の海關にて漁業免狀を受けたる我か漁船は其數一千三百有餘隻、乗組人員約六

千有餘人、其他免狀を受けずして山漁するの漁船亦夥多にして、慶尙全羅江原咸鏡四道の沿岸には到る所として我か漁船の往來せざるはなく、韓民の水産事業幼稚なる今日、韓海漁業の利権は殆んど我か漁業者の獨占に係り、其漁利毎年二百萬乃至三百萬圓の巨額なりと云ふ。加ふるに京畿道沿岸は、昨年十一月以降新に我か漁業権内に入りしか故に、韓海に於ける我か今後の利益は察するに尠少にあらざるへし。若し夫れ東北部沿海に於ける捕鯨は、昨年に於て露人グーゼリフク伯の所有會社に對し韓廷は咸鏡道新浦江原道長津浦及び慶尙道蔚山の三個所を捕鯨引揚場に允許し、又昨年二月我か遠洋漁業會社の代表者河北勘七氏は、日韓通漁章程に依り京畿忠清全羅三道の沿岸に於ける捕鯨の特許を韓廷より得たり（漁業免許の鑑札を受けたる漁船と雖も特許を得るにあらざれば海濱三里以内にて捕鯨するを得ざるの規定なり）。之れを要するに韓國其れ自身の水産業は今尙幼稚にして殆んど見るに足るものなく、隨つて韓海の漁業権は全く之れを外國人に開放せりと謂ふも不可なきなり。

韓海に於ける水族は概して本邦の沿岸に於けるものと大差なく、即ち鯨、鱈、鮑、鰻、鱺、鯢、鰒、鱈、鱓、鱚、鱚、鱈、鮑、鮑、比目魚、鰈、鮭、鱒、河豚、海豚、海鯿魚、鱔、鱮、鰻、鱈、帶魚、鱈、鱈、章魚、蟹、海鼠、鮑、牡蠣、蛸螺、海扇、文蛤、淡菜、昆布、石花菜、裙帶菜、紫菜等は皆是れあるを見ると雖も、我か出漁者の主として漁獲するものは鯨、鱈、鮑、鰻、鱓、鰒、鱈、鱓、鱈、章魚、

鮑、海鼠、蝦、鰹等なりと聞く。鯨は多く日本海にて獵し、鱈は濟州島を根據地として巨文島獅子島より釜山に至る朝鮮海峽を重なる漁區とすれとも、江原道にも年々五六隻の出漁あり、春秋二季に多く出稼き、漁法は悉く延繩を使用するか如し。鰻漁は出漁者を逐ふて多きを加へ、其漁獲高も亦尠少にあらすと云ふ。漁場は馬山浦附近巨濟島の周圍にして、出漁季節は處に依り差あれとも概して八月中旬より十一月中旬に至る約四ヶ月間なりとす。漁具には多く曳網を用ひ、漁船は網船魚船釜釜運送船の四種を用ゆ。其漁獲したる鰻は沸騰せる鹽水中に投し、魚體の浮き上るや直に之れを抄ひ上げ、陸地の乾場に撒布して乾燥せしめ、其製造了りたるものは直に本邦に輸送す。鰻の製造には火勢の最も強烈なるを要するか故に、其燃料は本邦より石炭を輸送して之れに充つるか如し。鱓漁は群山附近より巨文島雁島嶺島南海諸島を主とし、仁川木浦釜山元山等諸港の附近亦多く是れあるを見るへし。漁期は春秋二季にして、漁具には延繩を用ひ、餌料には章魚海母の類を用ゆ、其漁獲せるものは附近の韓地に鬻ぎ、若くは本邦に輸送するなり。鱈の漁區は群山附近にては竹島を中心とし、北は安眠より南は智島西は金叱音島に至る、其他にありては巨濟島堂浦附近は之れか主たる産地なりとす。鱓は巨濟島の周圍馬山浦統營等を重なる漁區とせり。海鼠は慶尙全羅方面にありては濟州島を主とし、巨濟南海巨文の諸島之れに次ぎ、江原咸鏡二道にありては各要港率ね其漁場たらざるはなしと雖も、特に之れか主要なる漁場を舉

くれば竹濱、淡津、注文津、新浦、城津、龍載、楡津等なるべしと云ふ。海鼠の製造法には眞製、合の子製、炭製の三種あり、其需要地は悉く支那なりとす。又海鼠の漁獲に従事する潜水業者には潜水業者と裸潜水業者の二種あり、潜水業者の出漁船数は一ヶ年百二十隻に及び、春季には慶尙全羅の沿海にあるも、夏季には漸次北進して豆満江附近に至るあり、故に十月十一月は咸鏡道北部の盛漁期となるなり。其漁獲は一隻につき少なきも二樽、多きは六七樽に及ぶ、然り而して酒樽一挺の海鼠は製造して十七斤乃至二十五斤の海參を得べく、即ち百斤の價格を平均二十七八圓とするも以て一日の漁獲高の些少にあらざるを知るに足らん。裸潜水業者は慶尙道の沿海に止まり、他の方面に出漁する者稀なり。潜水業者には寧ろ女子を多しとす、其大半は孰れも伊勢地方よりの出稼に係ると云ふ。其他鮑、帆立貝、石花菜、昆布等は率ね潜水業者の副産として採取するものにして、鮑は之れを粗製して乾鮑と爲すか常例なりと聞く。是れ韓海に於ける漁業の現状の大略なり。然り而して其漁業より得る本邦漁民の收額に就ひては、在馬山浦帝國領事館の昨年八月の報告に左の如く云へり(通商彙纂第百七十七號第六十一頁)。

我漁民の韓海に渡航し漁業に據つて得る所の收額は統計の因るべきものなき爲め其成案を立つること甚だ困難なり而して鱒魚の一漁期間乃ち四ヶ月に收むる處は貳拾貳萬九千六百圓此の一ヶ月の平均額は五萬七千四百圓なり之れを各漁業者即ち鱒魚、潜水器船、鱈繩、鯛、鮭魚、及

ひ手線網等総合し毎月同額に達することを得るものと見做し通算すれば一ヶ年の收額は六拾八萬八千八百圓の巨額に達すべきなり是れ只管轄管轄區域内のみに於て收むる處の利益にして之れを兩國通漁規則に基き全羅、慶尙、江原、咸鏡の四道に於ける各領事館則ち木浦、群山、釜山、元山、城津、及び管轄の六個領事館の管轄内に於て同等の收額あるものとすれば一ヶ年間韓海の遺利を拾ふこと實に四百十三萬二千八百圓の巨額を觀るに至れり本邦人の韓國に於て諸種の事業を營むもの多しと雖も斯業の右に出づるものあらんや云々

況んや今後は之れに加ふるに京畿の沿岸を以てす、其謂ゆる韓海の遺利を我手に拾ふの大なる知るべきのみ。

附記。韓海の一大産物として特に名あるものは明太魚なり、明太魚の年々の漁獲高は六七十萬圓を下らず、其需用地は朝鮮全道は云ふに及はず、遠く露領までも輸出し、販路頗る廣く、韓人の殊に嗜好する所にして、其大典大禮の際には必ず之れを盛膳に供するなり(是れ太祖李成桂曾て咸鏡道に在るの日、好んで之れを喫せりとの歴史的事由に基くものにして、必しも其賞味の點より然るには非すと云ふものあり)。明太魚一に北魚といふ、蓋し咸鏡道咸興より城津に至る沿海の特産物なればなり。漁期は陰曆十月より十二月までを盛期とし、北方に至れば一月より三月に亘りて漁獲す、其年内に漁獲せるものは冬太といひ、一月乃至三月の間に捕漁せる

ものは春太といふ。其漁期の南方に早くして北方に晩るゝ所以のものは、明太魚は年々一定の季節に於て先づ洪原郡北青村の近海に來りて卵を産し、漸を追ひ北方に移るを以てなり。其南方に於て漁獲するものには孕卵魚多きか故に上等品として賞味せらるゝと雖も、北方にて捕獲するものは産卵後の魚多きを以て肉瘠せ味亦衰へ、隨つて價格低廉なるを常とす。漁者は其漁獲せる明太魚を附近の村落に積來り、之れを仲買人に賣渡し、仲買人は更に之れを製造者に托して製造せしむるなり。製造者は魚腹を割き、卵子、白子、肝臟等を區別し、魚體は二十尾つづを一連として之れを屋外の乾場に架列し、寒氣を利用して之れを凍乾せしめ、卵子は鹽藏して別に販賣し、白子は食用に供し、肝臟は之れを燈油に製す、故に一も廢棄せらるゝ所なきなり。要するに明太魚の漁業は一獲千金の巨利を占め得るものなりと雖も、復た甚しき不漁に會遇する恐れなく、漁業としては最も確實なるものなりと聞く、而も從來本邦人にして未だ此漁業に注目せるもの多からざるか如し、予は我が漁業者の將來進んで斯業に着手するの其利益少なからざるべきを思ふなり。

航運

半島沿岸の航運に至りては今日本邦獨り其權を掌握すと謂つて可なり。抑も韓國は三面環らすに海を以てする謂ゆる半島なるに拘はらず、其航運の古來今に至りて微々振はざるや寔に驚くべきものあり。其帆船なるものを見るに、帆は蓆を用ひ、船體は脆弱にして且つ矮小、其五百石積以上のもは極めて稀なり、隨つて航行の容易ならざるは素より其所、往昔貢米を運漕するに當りて其什か一二は常に覆没を免かれざりしとの實話に徴するも、以て其一斑を察すべきなり。

明治二十六年の頃と覺ゆ、時の有力者たりし閔泳駿鄭乘夏禹慶善等相謀り利運社なる汽船會社を創設せり、之れを韓人設計に係る海運業の嚆矢とす。同社所有の汽船は利運、顯益、蒼龍、慶濟、漢陽の五隻なりしも、利運慶濟漢陽の三隻は其後外國人の手に入り、殘る蒼龍顯益の二隻を以て航業を營みしか、創業幾くもあらずして社運萎微し、遂に業務を拋棄しぬ。其後我が日本郵船會社は韓廷と約して其管理の下に該二隻の船舶を運用せしことありしも、是れ亦幾くもなく廢絶せり。夫れより後更に該二隻は獨逸人の經營する世昌洋行の管理に屬し、北關及び浦鹽間、仁川上海又は芝罘間、仁川長崎間等の不定期航行に使用せられ、引續き今日に至りぬ。其他韓國々旗を掲ぐる慶濟、慶寶、京畿の三隻今日仁川萬景岱間及び仁川濟州間を航行するありと雖も、其取扱は在仁川本邦人堀某の手に係るなり。

今日半島の沿岸に於て航運上の霸王たるものは實に我が日本郵船會社及び大阪商船會社の定期不定期船に外ならず、是れに次ひては露國セベリヨフ汽船會社、露國義勇艦隊、其他世昌洋行の不定期航運あるのみ。日本郵船會社の船舶にして韓國の沿岸に寄港するものは神戸韓國北清線(四週一回)神戸浦鹽線(二週一回)と外に復航の際仁川のみに寄港する長崎香港線(四週一回)等にし

て、大坂商船會社の大阪仁川線及び大阪鎮南浦線は毎週一回双方より發着の豫定を以て韓國の沿岸を航行す。露國セベリヨフ會社は元山釜山仁川に代理店を置き、義勇艦隊と共に時々航行を爲すありと雖も、共に未だ利益の大なるを見ざるか如し、而も旅順大連一たひ露國の借租に歸してより、日本海黃海の航運は漸く露國の注目する所となり、多大の補助を此會社と艦隊とに與へて盛に此航路を獎勵するの形跡あるは注意すへきことなりとす。將た夫れ河川の航運に至りては亦其主要なるもの全く我か手にあり、即ち漢江には荒木某の取扱ふ二十五噸乃至三十五噸の小蒸汽船四隻日々往來し、大同江(及び沿岸二三の開港場間)には前述の如く堀某の經營に依り百噸乃至四百有餘噸の汽船三隻航行するを見るなり。

若し夫れ半島の外國貿易界に於ける各國の勢力に就ひては、第一章及び第十一章に論述する所に依り其概況を推知するを得へし。即ち輸出貿易に於ては本邦商人實に獨占の地位に立ち、輸入貿易に於ては日清兩商殆んと互角の勢を以て相戦ふと謂つて可なるべく、更に之れを商品別にして見れば、輸入貿易大約一千二百萬圓中、其英國産に係る貨物の輸入は金巾約一百七十萬圓、シヤチンク約五十萬圓、紡績系約十萬圓、雲齋布約六萬圓、其他諸雜貨等合して其價額大約二百五十萬圓と見積るを得べく、其米國産貨物は石油約五十萬圓の外、綿布綿糸類に於て約五萬圓の輸入あるを見るへし。更に轉じて古來の陸路貿易を見んか、謂ゆる陸路の外國貿易には二方面あるな

り、一は鴨綠江岸に行はるゝものにして、他の一は豆滿江岸に見るもの即ち是れなり。鴨綠江岸の貿易は古來義州貿易と稱せらるゝ、又一に柵門貿易の名あり、蓋し往古義州には柵の設けらるゝあり、而して韓廷の使節か毎歲北京に伺貢する往來時節を限りて清韓兩國國民の貿易を許したるの事歴あるに由る。其際に開かるゝ貿易には時節の三期なるに應じて特殊の名稱あり。第一期は十一月二十日より十二月三十日に至るものにして、之れを冬至使假期市といひ、第二期は二月二十日より五月三十日に至るものにして、之れを冬至使假期市といひ、第三期は九月十日より十月二十日に至るものにして、之れを皇曆使市と稱せり。此時節以外に於ては兩國國民の來往は禁せられ、隨つて其貿易も亦途絶せられしなり。然るに明治十六年に入りて貿易章程は新に成るあり、次ひて仁川元山等の諸港は開かれたるを以て、同時に義州に於ける柵門は撤去せられ、一歳を通じて任意貿易を爲し得ることゝはなりぬ。其輸入する貨物は支那麻布馬尾雜貨等にして、輸出貨物は獸皮五倍子砂金等なりとす。去れと其景況は素より往時に比して遙に衰運を呈し、輸出入額の如きは現時記するに足らざるほどの少額に過ぎざるなり。

豆滿江沿岸の貿易は、往古にありては支那珲春地方との貿易にして、會寧を中心とし、毎年結氷の時節を期して開市をなせしなり。而して我が明治二十一年の八月、露韓兩國邊界通商章程は督辦趙秉式と露公使ウエーバーとの間に調印せられ、其結果として慶興は翌年十月露人の爲めに新

に開市場となり、又同條約に依り露國は豆滿江岸の借地權を得たるを以て、此地方に於ける露人の勢力は順に進み、百里の沿岸亦露人の足跡を見ることがなく、貿易上に於ける北關地方と浦鹽港との關係は隨つて頗る密になれりと云ふ。其北關に輸入せらるゝものは金巾染粉其他雜貨にして、浦港に向けて輸出せらるゝものは生牛毛皮燕麥黍等なりとす。殊に生牛の輸出は頗々相繼ぎ、其盛況驚くに堪へたりとは同地方を旅行せし者の實話なり。

上來記する所に依りて之れを觀れば、我邦は半島に對して他の諸國よりも大體に於て比較的多大の利益圈内にあるは事實なり、然れとも之れを他の諸國の在留人員等に比較して考ふれば、我が現有の利益事業は尙ほ進んで獲得せざるべからざるの度合には遠し居らざるなり。蓋し今日半島に在留する外國人員は本邦人實に二萬を出て、清國人は約五千と見積るを得べく、米人約八十名、英人約六十名、佛人露人合して約五六十名、獨逸人約十四五名なりとす。故に今清國人を除ひて商量すれば、本邦人の數は實に歐米人の全員に百倍せるを知る、然らば則ち半島に於ける外國人の利益圈内に於て、本邦人果して彼れ歐米人に對し百倍の勢力あるや如何と云へば、遺憾にも事實之れか倍位の勢力たに覺支なきなり。看よ前述の如く鐵道及び航運の事業に於ては本邦幸にして獨占の姿ありと雖も、鐵山事業の如きは稷山を除けば其餘は擧げて之れを萬里の遠客に委し、若干の捕鯨基地に關する權利は曩に本邦人の手に獲られしものなりと雖も、是れ畢竟露人の既得權利に

雇外國人

均露せるに過ぎすと謂つて不可なかるべし。電氣事業は米人コルフラン合名會社の占有に係り、韓廷の御用達業は仁川の世昌洋行即ち獨商概ね之れを占む。轉して韓廷部内に於ける雇外國人の勢力を見んか。抑も今日韓國の雇外國人は總して三十有餘名にして、其主要なる者を國別にすれば本邦人にありては鐵道院監督大三輪長兵衛氏、宮内府精米所監督吉川佐太郎氏、内部雇技師内田儀平治氏、學部雇中學校教師幣原進氏、同語學校教師岩崎厚太郎氏、同長島島次郎氏、同岡與一氏、醫學校教師小竹武次氏、農商工部技師宇津盛氏等其他二三にして、米國人にありては宮内府顧問サンズ氏、量地衙門雇技師クラム氏、學部雇師範學校教師ハルバート氏、語學校教師アッペンゼラー氏、英國人にありては總稅務司アラオン氏、語學校教師ハリファックス氏、皇太子英語教師チヨリリー女史、佛國人にありては郵遞司雇クレマンシー氏、學部雇語學校教師マーテル氏、法部顧問クレーマス氏、露國人にありては學部雇語學校教師アリコフ氏、機器局雇マルミヨフ氏、獨逸人にありては學部雇語學校教師ボリアン氏、音樂教師エツケルト氏、丁抹人にありては電報司雇ミョレンステス氏、清國人にありては學部雇語學校教師胡文韋氏等なりとす。以上は率ね京城に於ける雇外國人にして、此他各開港場の税關には孰れも雇外國人(主席は英國人)の二三名宛あるを見るなり、然り而して此等雇外國人中、韓廷部内に於て近年最も勢力ある者は蓋しアラオン氏其人ならんか。氏は總稅務司なる本業以外に宮内議定官、法規校正所議官、參政檢察大員、鐵道總監

督等の重職を兼ね、正一品資憲大夫の榮位を有し、殊に財政上に於ける其勢力は確固不拔にして國務大臣と雖も容易に之れを動かすを得ず、權勢赫々實に諸雇外國人中の巨擘たり。其他宮内府顧問サンズ氏の如き、就職其日尙ほ淺きか故に充分なる根柢と勢力とは未だ韓廷部内に蟠れりとは謂ふべからざるも、由來王室即ち政府たる韓廷内に於て其職掌が既に職掌なり、隨つて之れを學部農商工部等の雇外國人に比すれば、其權勢の自然に纏ひ來るは同日の談にあらず。將た夫れミユレンステッス氏の電報司に於ける、クレマンソー氏の郵遞司に於ける、孰れも其主管事務に就ひては韓廷の掣肘し能はざる獨立の地位に立ち、通信機關の全權能を有し居るの觀なきにあらず。故に之れを頭數より見れば、本邦人は韓廷の雇外國人中に現に最大多數を占むるありと雖も、其韓廷部内に於ける顯勢力若くは潛勢力に至りては、彼れ歐米少數の輩亦必しも侮るべからざるものあるを見るべし、隨つていさ事業の計畫とならば其運動上彼輩に一倍の便利あるや多くの場合に於て蓋し疑ひなきなり。

之れを要するに現時の趨勢に於ては、利益の集まる所乃ち國際上總ての權勢の集まる所たる所以を知らば、半島に於ける我が利益線の開拓擴張は今一層に歩を進むべきの必要昭乎として復た多言を要せざるなり。況んや本邦は半島に對しては種々の點に於て至大の關係を有し、利害痛痒を感するの度合曾て他の外國に譲らざるものあるに於てあや。而も今日我が事業の比較的振はさ

括言

るは事實掩ふべからず、其然る所以のものは何そや、一言にして論斷すれば資本の缺乏にありと云ふの外なけんのみ。夫れ事業の如何に依りては小資本の到底引合ふべからざるものも、大資本を投すれば以て偉大の収益を博し得るもの往々にして是れあり、而して鐵山事業の如きは之れが尤たる例證ならんか。想ふに本邦人の資本に乏しきは中外の夙に認めて疑はざる所、唯夫れ資本に乏し、故に半島の商業場裡にありては輸贏を清國商賈と競ふを得ずして動もすれば貿易上の劣者となり、事業界にありては着々機先を歐米企業者に制せられて我れ唯拱手傍觀せざるを得ざるに至るの恐れあるなり。然るに顧みて半島の産業社會を洞觀すれば、從來の米と金巾との物品交換に過ぎざる簡單なるパートナー時代は漸く經過し、將に進んで大仕掛の事業に依り富源を根柢より開發獲得せられんとするの外寇的氣運を迎へつゝあると同時に、其企圖計畫すべき事業は今日積んで山をなすと謂つて不可なきは即ち半島の現態なり。去れば此際に處して我が利益線を益々半島に擴張せんとすれば、差當りに必要なる先決動議は先づ以て資本の供給如何の問題に外ならざるべし。資本の供給問題、之れを當世風に別言すれば即ちシンヂケートの組織を意味す、今の事業たるもの個人の力能く之れを充し得るは稀なり、苟も規模大にして収益亦多大なる事業ならんには必ずや合資を要す。謂ゆる合資とは必しも獨り我が資本家のみの合同力を意味すとは限らざるなり、金融界には國境なし、故に廣く内外の資本家合して一大シンヂケートを組織すること

亦可ならずとせず、而も是れ當事者其人の如何に依りては必しも望みなきにあらざるべし。半島の如きにありては獨り事業其ものに資本を要するの多大なるべきのみならず、其事業を企圖計畫するに必要なる運動に於ても亦諸種の方面に少なからざる貨幣を要す、此貨幣を支出するに客なるに於ては如何なる容易の事業も到底成效せざるなり、故に資本其多きを望むと同時に毫も之れを裡面に支出するに吝なるなからんことを要す。兎もわれ地理上歴史上將た又交際上繰返すまでもなく特殊の關係を有する此半島に對しては、我邦進んで利益線を相應に擴張すること當然の權利にして、又當然の義務なり。而も事實此權利の上に眼り、其天職を盡すを敢てせずとせば、我が資本家企業家の他日勝を嘆むこと必ずや遠きを俟たざるべしと信せずんばならじ。

第十一章 半島に關する諸統計

凡そ統計に關する智識は韓人に於て全く零位なり、隨つて由來韓國には統計なるものは皆無なり。唯戸籍人口の調査に就ひては建陽元年九月勅令第六十一號を以て之れが規定を設け、光武三年七月同第三十一號を以て多少の改正を加へしものあり。即ち京城五署及び各府牧郡は毎年二月内に管内の戸口數を調査して三月内に之れを漢城府及び當該觀察府に送致し、漢城府は五月内に、當該觀察府は六月内に更に之れを内部に報告し、内部は之れを統計製表して奏上すべく、若し之れを隱匿し若くは故なく其期限に違ふあらば官民共に懲罰を免かれずとあり。此の如き規定は則ち是れ有りと雖も、其精確なる統計は尙ほ當分之れを得るに由なきこと韓國の事情として殆んど疑ひを容れざる所、統計の初階級たる戸口統計すら既に然り、况んや一步進める經濟統計及び社會統計の如き、其未だ全然備はらざるや知るべきのみ。幸にして在韓各地の我が領事館及び我が商業會議所は年々經濟統計の一部を調査するあり、將た又英人の管理に係る韓國稅關の調査報告は、兎に角貿易の大勢を示すに足るものあり。予は今此等諸般の書類を參考し、其他狹隘なる予が見聞の及ぶ限り幾多の斷片零墨をも覈査し、茲に半島に關する諸統計表を調製して左に掲ぐ、要は韓國々勢の概要を一目の下に示さんか爲めのみ。

乞ふ先づ國家經營の標準たり將た政務を運用するの基礎たるべき豫算より見ん。甲午改革以後に於ける累年の豫算及び國債負擔額は左の如し。

豫算及び國債

第一表 自開國五百四年度 至光武四年度 豫算及び國債表

年 度	歳 出			歳 入	國 債
	經 常	臨 時	合 計		
光武四年(明治卅三年)度	六〇五八、九七三	一〇二、八九九	六、一六一、八七一	六、一六二、七九六	一三三、九五五
同 三 年(同三十二年)度	六、四二八、三三九	四二、九〇三	六、四七一、三三三	六、四七三、三三三	一三九、三、四九一
同 二 年(同三十一年)度	四、四一九、四三三	一〇六、〇九八	四、五二五、五三〇	四、五二七、四七六	四二二、六九〇
同 元 年(同三十年)度	三、九七七、六四七	三三三、七八〇	四、三〇、四二七	四、一九二、一九三	五二〇、六二六
建陽元年(同二十九年)度	五、九四四、五三一	三七二、三〇〇	六、三一六、八三一	四、八〇九、四一〇	四九七、三八一
開國五百四年度(同二十八年)度	三、八四四、九一〇	四、四六八、五八七	五〇八、八〇五

備考

- 一、本表は韓國官報に依り調製す。
- 一、歳入は豫算表に於て經常と臨時とを區別せず。
- 一、開國五百四年度歳入四百四十六萬八千五百八十七元の内其三百萬元は我政府よりの借入金なり。

一、建陽元年度の歳入豫算は歳出豫算に對し不足すること一百五十萬七千四百二十一元にして此不足は國債に依り補充せり

一、國債の額は歳出經常部度支部所管中に就ひて算出す

一、光武四年度國債額十三萬三千九百五十五元と豫算表上に掲げあるは誤算なること注意すへし(第八章財政の部参照)

一、豫備費は豫算表に於て經常及び臨時費以外に獨立せる一科目として掲げあるも便宜の爲め之れを經常歳出部に合算す

故に光武四年度即ち昨年度を以て過ぐる六年前なる開國五百四年度に比すれば、歳入に於ては一百七十萬元弱を増加し、歳出に於ては二百三十萬元強を増加するに至りしなり。然り而して之れを豫算の上より比較すれば、韓國政府の今日の財政は呼價に於て大約我が政府の四十二分の一弱に當るなり、唯今日其貨幣の大部分は、近年濫發せる五錢の白銅補助貨幣を以て充すか故に、之れを實價に積れば遙に降つて其下にあるや知るべきなり。

予は此際に於て以上累年の豫算に對する決算を知るを得ざるを遺憾とす。蓋し豫算は決算ありて始めて首尾一貫すべく、決算なくんば豫算ありと雖も殆んど始めより豫算なきに同しと謂つて可なり。然り而して開國五百四年度三月法律第二號を以て公布せる韓國の會計法は、其第五章に於て

外國貿易累年比較表

第十一章 半島に關する附統計

六二六

明かに決算のことを規定せりと雖も、韓廷に於て果して決算なるものを行ひ來りしや否やは全く疑問なり、恐くは度支部大臣其人に於ても亦判斷に苦む疑問なるべし。
次に韓國の外國貿易を累年に見るに左の如し。

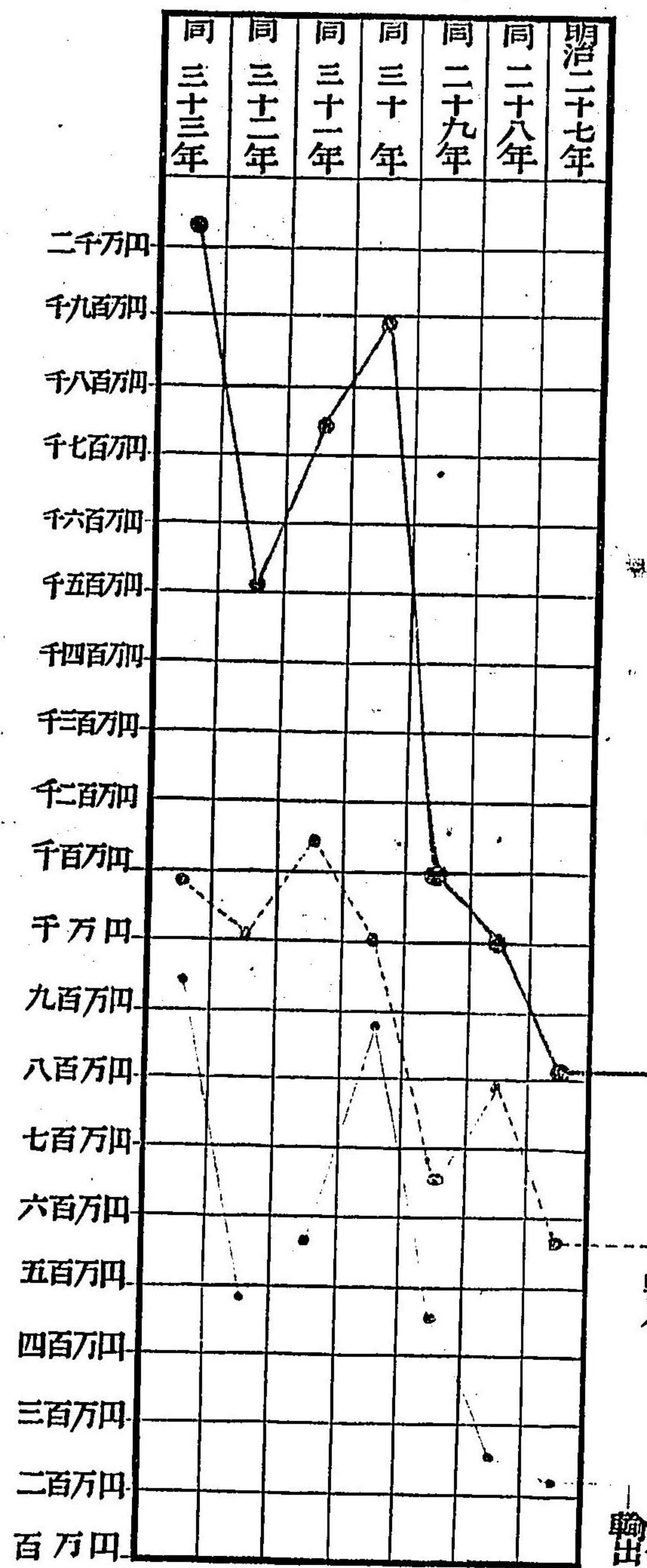
第二表 外國貿易累年比較表

年 別	輸 入		輸 出		總 計	再 輸 出
	外國より	開港場より	外國へ	開港場へ		
明治三十三年	一〇,九四〇,四六〇	米 詳	九,四三九,八六七	米 詳	二〇,三八〇,三三七	米 詳
同 三十二年	一〇,二七九,四七四	三,三六二,六一八	九,九九七,八四五	一,九四八,八三〇	二〇,五八八,七六七	一,四五四,五九九
同 三十一年	一一,九二二,二九六	三,五七〇,〇〇二	五,七〇九,四八九	二,三六〇,三八五	三,三三二,一七三	一,一五四,六六〇
同 三十年	一〇,一七九,一九六	一,九一三,九八九	八,九七三,八九五	一,一九六,二八六	三,二六三,三六六	七六六,〇九五
同 二十九年	六,六六九,六一二	一,一九二,六六八	四,七二八,七〇〇	七六八,九三四	一,三二八,五〇四	四四三,九九五
同 二十八年	八,三三九,九七八	一,四八三,〇三七	二,四八一,八〇八	一,四三三,四〇一	一,三三四,八三四	五六三,九九二
同 二十七年	五,九三四,〇〇六	一,三六三,〇三三	三,三二二,二二五	一,〇九九,八三三	一〇,九九八,〇八七	三三四,一五〇

備考

- 一、本表は韓國税關の調査に依る
- 一、三十三年の總計は開港場間の輸出入高を包含せず

明治二十七年 韓國純外國貿易元價一覽表



右表に依れば、韓國の外國貿易は去る二十七年までは一千万圓にありしも、一昨三十二年には更に倍加して二千万圓となり、殊に去る三十一年には二千三百万圓に上りしか如き、其進歩の著しき誠に驚くべきものあるを知る。其然る所以のものは他なし(甲)我が内地に於ける米價騰貴の結果韓國米の輸出額が増加せしこと(乙)戦争當時我が貨幣を夥しく韓國内に散布せしに次ぎ(丙)近年韓廷の諸工事頻繁に起り、随つて韓民の懐に入れる貨幣は少なからざるより、貨物に對する需要力は一般に増進せしこと(丁)清韓貿易は近年再び日韓貿易を凌駕するの勢を以て進みしこと(戊)開港場間の沿岸貿易逐年増進するに至りしこと等の諸現象乃ち之れか原因をなすものならんか。若し夫れ三十二年の貿易か三十一年に比して遜色ありし所以のものは他なし(甲)米價下落して輸出貿易不振を免かれざりしこと(乙)輸出貿易不振なるか故に韓貨の需要は減少せるに拘はらず其濫發は愈々甚しかりし爲め其供給は益々溢れ、随つて韓貨は一層下落せしこと(丙)韓貨下落したるか爲め輸入品の價格は騰貴し、随つて其販路に障礙を與へ、随つて輸入貿易までも前年に劣らしめたること等に外ならざるべし、此現象は特に京城仁川に於て見えしなり。今其輸入貿易に就き之れを品別にし、之れを累年に對照するに左の如し。

第三表 輸入品々別累年比較表

第十一章 半島に關する諸統計

品別	明治三十二年		同三十一年		同三十年		同二十九年		同二十八年		同二十七年	
	建	反	建	反	建	反	建	反	建	反	建	反
生金市	四六九、八〇六	同	四三八、三〇〇	同	五七五、九四三	同	四二八、九一一	同	六七八、五八九	同	四四八、五七〇	同
晒金市	三、八八九	同	三〇六一	同	七、六三三	同	六、七二五	同	一〇、五九一	同	一、六五〇	同
天竺金市	三、四七三	同	二、七四	同	二、八九五	同	五、四四五	同	七、五三四	同	四、二五	同
紋金市	六	同	二二	同	七	同	三	同	...	同	...	同
天竺布	七、五八九	同	一、三九二	同	一〇、九〇六	同	五、六四〇	同	一、九一五	同	五、四四七	同
天竺布	一、二一五	同	九三	同	七〇七	同	一、六六〇	同	二、八八一	同	一、七九七	同
雲齊布(英尺)	八、七八〇	同	二、九四九	同	一〇、九〇六	同	一、六六〇	同	二、八八一	同	一、七九七	同
雲齊布(英尺)	三、二六三	同	一九九二	同	三〇、九二五	同	一、一八三	同	一、三、七九四	同	一、七、五三三	同
唯綿布及綾綿布	三〇五	同	四〇六	同	二、七九四	同	一、六三	同	...	同	...	同
緋金巾(英)	一、二一八	同	四、九	同	四、七六	同	一、九〇	同	四、六一〇	同	二、八一九	同
緋金巾(英)	八、三六〇	同	八、九三三	同	七、一三三	同	七、五二九	同	三、九八九	同	七、八一三	同
寒冷紗及綿紗	一〇七、六八九	同	七、五三三	同	五、〇一六	同	一、六五二	同	四、六四四	同	五、六三三	同
寒冷紗及綿紗	三九〇、三三	同	一九、二四六	同	一、七三〇、四一	同	一〇、〇一四	同	一、九、三八七	同	二、五七、〇三	同
シヤンツ(英尺)	一四八、七九三	同	一、二五、四五六	同	六、四、三〇三	同	一、四、七九三	同	三〇、一、一	同	一、五、六八八	同
シヤンツ(英尺)	七、五、二七三	同	七、七、一七	同	六、四、三〇三	同	一、四、七九三	同	三〇、一、一	同	一、五、六八八	同
同(清)	一、八〇	同	...	同	六、一、七八七	同	三〇、一、一	同	三〇、一、一	同	三、八、六四三	同

品別	明治三十二年		同三十一年		同三十年		同二十九年		同二十八年		同二十七年	
	建	反	建	反	建	反	建	反	建	反	建	反
綿綾糸品	八、三、五〇	同	七、一、一八	同	八、一、〇、四	同	一、三、〇、一九	同	一、三、〇、六六	同	一、〇、〇、一一	同
綿布雜類(主日本)	七、九〇、一、六九	同	八、九二、九、四七	同	一、〇、一、四、五五	同	七、三九、四〇七	同	九、九四、八、七九	同	三〇、四、七、七四	同
紡績糸(英及印度)	...	同	...	同	...	同	...	同	...	同	...	同
同(日本)	五、一、八〇八	同	三、六、五、五三	同	三、三、六、七一	同	三、二、八、二二	同	一〇、四、一〇	同	二、一、七、七	同
同(清)	三	同	七、五	同	一、五	同	...	同	...	同	...	同
毛布	四、一、六一	同	三、九〇、一〇	同	二、五、一、四	同	一、四、一、〇	同	二、九、四、四	同	一〇、二、七、八	同
羅紗類	一、四、二九	同	一、三、一〇	同	九、九〇	同	四、八、八	同	六、八、二	同	一、七、一、七	同
綾糸	七、五、六	同	三、四、一〇	同	二、五、五	同	一、三、一〇	同	一、八、五、六	同	一、〇、一、〇	同
雜織物	五、四、五、六三	同	五、七、七、四四	同	六、二、〇、八六	同	三、六、七、四二	同	五、六、六、五五	同	四、四、四、一〇	同
綿毛交織物	一〇〇	同	七、九	同	三、五、七	同	一〇、一	同	六、九、七	同	三、三	同
綿組交織物	二、五、三、三	同	一、六、八、三	同	一、三、五、五	同	三、〇、六、三	同	四、七、九、一	同	二、四、七、〇	同
同	二	同	三	同	一	同	一	同	...	同	...	同
類計價格	七、七〇、七〇	同	八、三、五、一	同	一、一、一、一	同	七、四、五、六	同	九、五、六、六	同	二、二〇、六	同
銅担	三、一〇	同	四、五、〇、八	同	三、〇、二、〇	同	三、九、九、九	同	一、四、一、一	同	一、九、二、九	同

第十一章 半島に關する諸統計

類	金	
	板銅條銅及銅線	板鐵條鐵線及銅
板銅條銅及銅線	二六八	五八七
板鐵條鐵線及銅	六、一五五	一四、〇〇八
鉛	三、二二五	三三、八八六
鐵釘	一四、六八六	二、七六〇
丁鉛	一六四	二五、六
水銀	五三	一一二
亞鉛	...	二八二
鋼板	...	八、〇三九
錫板	...	一、九九三
折錫	...	四
業錫	...	九、九八
ホワイト、メタル	...	五、六
古真鍮	...	三、七
其他諸金屬製品	...	一、四、八、四二
類計價格	三、〇、八、九七	六、四、三、三六八
軍隊用品	...	六、二、一、七二
袋及包類	...	一、七、九、〇四

六三〇

外		國		産	
蠶	三、九、〇三	一、六、九、五九
木炭
下駄
衣服類
石灰
生炭
打綿
染料
新料
魚類(鮮乾、鹽)
麵粉
豆類及雜穀
互布
馬尼
鏡
鏡
洋酒類
燐寸

六三一

總計價格	類計價格	品		
		細物類	煙草	小麥
四	四	同	同	同
一、二、二、四、一、三、四	一、八、八、六、七、八、四	一、四、八、〇、九	五、六、六	八、五、八、八
一、四、三、八、九、三、三	三、四、一、一、三、七、一	八、四、九、三	四、九、六	二、五、九、八
一、一、三、〇、七、〇、九、〇	一、二、〇、六、四、九、三	八、五、〇、一	四、四、三	七、九、一
七、三、三、六、五、七、九	八、〇、五、三、五、五	一、六、四、九、四	二、五、四	一、〇、一、九
九、三、六、二、七、七、一	一、一、七、四、五、五、六	三、三、八、一、三	一、五、八	三、一、五
六、九、四、一、二、七、三	一、〇、九、七、〇、〇	一、八、一、三	一、一、〇	一、八

右表の示す所に依れば、韓國輸入貿易の殆んど半額を占むるものは實に綿布綿糸類にして、就中我が紡績糸は其第一位を占むるを見るべし。又金巾雲齋布等は依然英國產其主位に居り、シーチングの如きも英米產は今日再び本邦產を凌駕するに至りしを知る。是れと同時に注意すべきは我が縮反物の輸入逐年減退し、我が紡績糸の輸入逐年著しき増加を見ること是れなり。蓋し紡績糸は韓國にて從來僅に裁縫用鳶風用及び打紐等の原料に供せられしに過ぎざりしに、近年に至りては木綿製造の原料として盛に需要せらるること、乃ち以上の統計を示すに至りし原山たらすんはあらす、粗製品たる紡績糸に對する需要の増加は勢ひ精製品たる木綿に對する需要を減少せざるを得ざるは自然の理、是れ日韓貿易の營業者に向つて注意を促すべきものたると同時に、半島の産業が漸次其萌芽を見るに至れる所以を證するものに非ざるなきか。若し夫れ半島に輸入せらるる、

紡績糸には攝津岡山大阪平野三池讃岐等其種類一にして足らずと雖も、其今日最も賣行多きは攝津紡績にして、之れに次くを岡山紡績とす。將た夫れ半島は獨り我が紡績糸のみを需要するにあらず、英國製の如き亦巨額の輸入を現に半島に爲しつゝありと雖も、本邦製と英國製とは全く其用途を異にするもの、如く、即ち本邦製は殆んど十六年の單手に限り、隨つて木綿製織の材料となるべきに反し、英國製に至りては二子系若くは三子系等を主とし、率ね裁縫用及び打紐の材料たるに過ぎず、况んや英國製は價格の點に於て到底本邦製の敵にあらず、其他孟買產清國產に至りては目下殆んど計ふるに足らず、故に本邦製の紡績糸は今日實に最優勢力を有し、靡然濶歩して其販路を全道に擴めつゝあるなり。

絹織物は古來清國產を第一とす、本邦製の絹織物にして韓人に需要あるは唯一の甲斐絹あるのみ、其他の絹織物に至りては居留本邦人の需要に應ずるに過ぎずと謂つて可なり。半島亦多少の絹織物を産せざるにあらずと雖も、質は粗にして量は少なるか故に素より以て外來品を消長せしむるに足らざるなり、故に高官富豪の輩か仰ひて以て衣服の料に供するものは悉く是れ清國產のみ。清國產絹織物は之れを綢緞と總稱す、綢緞は大別して緞子、縐子、縮緬、紗、羅となし、更に小分して緞子に縮緬、縐綢等の種類あり、縐子縮緬紗羅中に花緞、木緞、羅緞、湖縐、花縐、花紗、素紗、花羅、抗羅等あるを見るべし、孰れも江蘇浙江附近の産に係るを多しとす。想ふに韓人の

清國産絹織物を需要するや已に數百年來の歴史を有し、其慣習の久しく嗜好の深き半として容易に抜くべからず、故に絹織物の點に於ては本邦産未だ清國産の敵たるべき地位には達し居らざるなり。

諸雜貨中逐年輸入増加の勢あるもの一は石油なり、是れと同時に我が當業者に向つて一大警醒を促すを最も急務とすべきものは亦石油なり。石油の輸入は近年六十萬圓臺を往來し、將來は需要尙ほ増加の傾向を有する有望の商品なりとす、而して此六十萬圓内外の其約九割までは米國産にして、近年石油の國産を以て鳴るに至りし本邦の如き、其輸入未だ二萬圓を超ゆるに至らざるは遺憾と謂ふべし。米國産中殊に需要多きは謂ゆる松印にして、韓人中石油といへば即ち松印を意味すと思惟する者すら少なからず。蓋し米國産は品質に於て我が越後産なそよりも多少勝る所あり、即ち煤氣割合に少なく、四面皆白紙を以て張れる韓人の房屋も之れか爲めに甚しく汚されず、是れ其好需要ある所以の一なり。然るに厭ふべきは本邦商人の好策にして、駐韓米國總領事は一昨年の商況報告中に於て、日本商人中米國産石油の空罫に他の劣等品を入れ需要者を瞞着する者ありとて其輸出元たるスタンダード商會に注意を促し、駐韓英國總領事の商況報告中にも亦日本石油は依然米國産石油の罫に入れて輸入す云々の語ありしか如き、果して事實なりとすれば此類の好手段は斷して排斥するを必要とす。兎角本邦商人の重きを信用の點に置かざるは貿易擴張の

前途に横はる最大障礙なり。

想ふに一國民に就いて其生活の程度を知らんと欲せば、先づ其衣食住中俗に謂ゆる奢侈品の需要如何を洞察するに若くはなし。特に口腹の欲を充たすに要する奢侈品に至りては、一たひ之れを用ゆれば習慣再ひ之れを廢するを許さず、煙草酒類の如きは實に其尤たるものなり。案するに韓人其國情の甚だ貧弱にして生活の程度亦頗る低劣なるに拘はらず、上流社會より下等勞働者に至るまで其男女老弱を通して喫烟の風盛に行はれ、四六時中其坐臥する時と勞役する時とを問はず之れを用ひて殆んど間斷なく、其煙草に對する嗜好の深き寔に驚くべきものあり、隨つて他の舶來品を需要するに連れ、舶來煙草の輸入も輒近亦著しきあるを見るべし、殊に優等煙草の輸入額漸を追ふて増加し來ること近き數年來の趨勢なりとす。目下半島内に於て最も勢力ある外國産の紙卷煙草（韓民多數の常用する煙草は自國産の葉煙草にして其供給亦潤澤なるか故に外國産の葉煙草は需要せられず、半島に輸入せらるゝは専ら紙卷煙草及び葉卷煙草のみと知るべし）は例の村井兄弟商會の「ヒーロー」にして、韓人中現に煙草と「ヒーロー」とを同一意義に解する者すら少なからざる程なり、之れに次ひては木村商會の「ハーロー」、大阪煙草會社の「チハロー」の類ならんか。一時聲價を博せる上海の「スフィートハート」は今や勢力なく、其餘の米國製に係る「オルトゴールト」乃至「ピンヘッド」等は迎も我が「ヒーロー」の如くに賞讃せられざるなり。半島

に遊ぶの客にして其知を韓人に交へんと欲する者、先づ我か蜂印葡萄酒の一打か將た「ローロー」の一二箱をたに贈るあらは、其歡迎を受くること概して間違ひなきなり。只上流の韓人に至りては往々にして土耳其埃及若くはマニラ産の優等煙草を口にし揚々たる者あり。要するに韓人は由來固く舊慣を保守するの性に於て名ありと雖も、或點に於ては却つて世の風潮に駕し流行を迎ふの速なること本邦人すら後へに瞠若たるものあり、其舶來に係る謂ゆる奢侈品の半島内に於ける今日の勢力を見れば、之れを知るに於て蓋し餘師あらん。

韓人は率ね大の喫煙家たると同時に大の飲酒家なり、去れと韓人の需要する主たる酒類は固有の自國製に係る酒にして、日本酒は勿論、麥酒其他の洋酒を飲用するものは尙ほ一小部分に過ぎずと謂つて可なり、故に輸入酒類の消長は概して半島在留の本邦人及び外國人の需要如何に依りて決すと謂ふを得へし。而も晩近本邦人の漸く増加するや、日本酒の如きは之れに連れて特に其輸入を増加し、現に京城のみに輸入せらるゝもの最近一ケ年に約千七百樽、此原價約二萬圓の多きを見るあり。今之れを原産地に依りて區別するに堺八分灘二分の割合に當り、白鶴澤龜金露二羽鶴正宗玄海洋喜久一文明一春駒等各種の輸入あり、其内需要最も多きは金露にして全輸入酒の七割を占む、之れに次くは菊正宗及び二羽鶴にして、他は孰れも少額に止まるか如し、以て居留本邦人の酒的思想の發達の程度を察すへきなり。左に掲ぐる京城領事館の報告は、京城に於ける日

本酒の商況に就ひて能く其詳を示すに足るものあらん。

(前略)目下堺若くは灘より當地まで一樽の運賃及關稅を加へて京城若諸掛合計二圓五拾錢内外なりとす然れとも本邦より輸出の際其造石稅全額の割戻あるかため價格は内地に於けるよりも却て安價なりとす今當地に於て賣行最も宜しき銘酒二三の價格を掲ぐれば左の如し

金露(堺産)一樽四斗三升入 一四、五〇〇 菊正宗(灘産)三斗七升入 一七、〇〇〇
二羽鶴 同 上 一四、五〇〇

當國に於ける一般人民の飲料としては當地釀造に係る燒酎様各種酒類ありと雖も品位孰も劣等に位し恰も我濁酒に類似せり只富豪及高等官吏社會には自家釀造に係る稍々上等の酒ありと雖も日本酒の精良なるに比すれば其品位固より同日の論にあらす蓋し當國濁酒は酸味を帶ふこと甚しく到底日本酒と競争するの力なきに似たりと雖も實際韓人の嗜好は彼にありて是にあらす目下の景況を以てすれば韓人に對する輸入日本酒將來の販路は殆んど其望なきに似たり元來韓人は新酒を好み所謂木香と稱する日本酒特有の香氣は彼等の最も忌む所にして日本酒に忌む所の麴臭あるものは韓人の賞美する所なればなり故に若し將來韓人に向ひて日本酒需要の道を開かんとせば必ず先づ此點に於て十分の改良を遂げ韓人特別の嗜好に應ずべき釀造を施すにあらざれば其目的は到底之を達するの望なしと云はざるべからず然るに近來居留本邦人にして當

地に清酒の業を営む者あり當國米を以て原料となし朝日酒と稱して一箇年醸造高昨年は四百石
本年は大凡六百石内外の見込なりと云ふ右は明治二十八年の創業に係り専ら韓人間に販路を擴
張するの目的を以てするものにして近來非常に好結果を得つゝあり

今本邦内地及び韓國に於ける日本酒醸造に就きて特殊の點を比較すれば左の如し

内 地

一、有税にして検査を要す

但し輸出の場合に於て造石税全部の割
戻あり

一、醸造米は韓國に於けるよりも高價なり

一、本邦人は古酒を好みて新酒を好まず

一、本邦人は古酒を好み木香を賞美するか故
に優等なる酒を造るには兩三年毎に新桶
を造り替ふるため多數の資本と手数を要
す

韓 國

一、無税にして検査を要せず

一、醸造米は本邦に於けるよりも安價なり

一、韓人は新酒を好みて古酒を好まず

一、韓人は新酒を好み木香のあるものを思み
麴臭あるものを賞美するか故に日本酒の
如く短期の間に新桶を造り替ふるの必要
なく之か爲めに資本と手数を要すること
なし

朝日酒は木香を防ぐため桶の内部に漆
を塗れり

一、本邦人は古酒を好むか故に長期の間貯藏
するの必要あり従て消耗多く割水を行ひ
難く且つ多數の桶を要す

一、長期の間貯藏するの必要あるか爲め資本
の運轉一期一回餘

一、氣候暖なるか故に沈澱悪しく腐敗の恐お
り

一、腐敗の氣味あるものは安價なり

一、品質精良にして朝日酒と同日の論にわら
す

更に韓國に於ける日本酒造と韓國固有日本酒造とを比較すれば左の如し

一、韓人は新酒を好むか故に長期の間貯藏す
るの必要なし従て消耗多からず隨意に割
水を行ひ得へく且つ多數の桶を要するこ
となし

一、長期の間貯藏するの必要なきか爲め資本
の運轉二期一回以上

一、氣候寒きか故に沈澱宜しく腐敗の恐なし

一、腐敗の氣味あるも韓人は其味を知らず故
に價格に變動なし

一、造酒の經驗日尙ほ淺く品質は輸入日本酒
に比すれば遙に劣れり

- 一、米一石に對し通常酒一石四斗を得べし
 - 一、酒粕は燒酎と爲す
 - 一、長期の間貯藏するも變味せず
 - 一、酒造賣として居留人賦課金として一個年四十八圓を要す
 - 一、目下一升の價韓貨二十六錢
 - 一、品位優等
-
- 一、米一石に對し酒八斗を得べし
 - 一、酒粕は豕の食料と爲す
 - 一、一箇月を経過すれば腐敗す
 - 一、無税
 - 一、目下上等酒日本升一升二十錢位
 - 一、品位劣等

夫れ斯の如く當地釀造朝日酒の輸入日本酒に比し其長所とする所は價格の非常に低廉なるに在り、と雖も其缺點とする所は其品位の頗る精良ならざるにあり然れとも劣等なる飲料に慣れたる韓人には頗る嗜好に適する所あるか如く殊に價格の低廉なるか爲め一般の氣受大に宜しく仁川輸送及當地少數本邦人の需要に係る二三分を除きては他は悉く韓人の需要に供給せらる目下開業日猶淺く其販路は單に京城附近殊に我が留民所在地近傍一部の韓人の需要に應ずるに止るも漸次廣く知らるゝに至らば將來大に其販路を擴張し得る望あり(下略)

(明治三十三年三月八日官報)

次に輸出貿易を品別に見れば左の如きなり。

輸出品々別累年比較表

第四表 輸出品々別累年比較表

品別	明治三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年	同二十八年	同二十七年
大豆	三、四九六	一〇、七九一	二、六〇三	四、八八三	九、九五五	三七八
煎豆	七三三、五七五	三九九、四八五	六六七、八七六	六四七、一三二	四七三、〇九一	二七三、七一九
家牛	三、九七五	二、七七一	一、八七九	一、四九六	二、五七七	三、一三三
生家牛	八、七四四	一〇、五九三	八、七〇九	一〇、一八八	一〇、一三六	八、八三三
魚類(乾鹽魚肚)	一、三三〇	一、二九九	九五〇	九九〇	三三二	一、四六三
鳥類	一、三三七	一、七、一七〇	三、三〇〇	六八六	四九一	一六五
毛類	一、五、六九	四、五、四五四	一、五、三三三	四、一、三三	六、九、一九	二、六、五五二
紅毛	三、三、七八	四、五、〇八七	三、三、〇三七	一、六、六八六
白毛	一、一	一、一	一、一	七
紙類	一、七、二八六	七、六、一六	八、一、九一	一、一、〇三三	三、〇、八九九	三、一、〇三三
牛乳	一、八、〇一	九、九	一、五、五三	一、〇、〇	一、五、四八	一、〇、七
海米	四、三、三三三	六、五、三、四〇〇	一、三、八、三三三	九、〇、五八五	三、〇、五、一九六	三、七、三、三三
海米類	一、三、六三三	二、〇、〇三三	一、八、〇三三	一、六、九四三	一、〇、六七五	一、〇、八九七
海米類	四、五、〇	二、三、八七	二、八三	三、一三	五、三三	五、九
胡椒	三、〇、九	四、六三	四、三三	三、三三	一、〇三	一、六〇
胡椒類

總計	生 獸 小		系 皮 麥		同 担
	担	担	担	担	
四、九九七、八四五	三三、五六三	二六	三三、〇四八	一	...
五七〇、九四九	三三、八九七	三八、三五〇	四二、八三八	六三、八一	五〇、六一七
八、九七三、八九五	八〇、七九一	二一、一〇六	九〇
四、七二八、七〇〇
三、四八一、八〇八
二、三二一、二二五

故に輸出品にありては米穀其第一位を占め、大豆人蔘海産物等之れに次ぐ(金地金は別として)、即ち韓國の輸出品は農作品其他何れも自然の産物のみにして、工業品に至りては皆無なること知るべきなり、以て韓國今日の文化の程度を知るに足らん。

抑も米穀が今日日韓貿易を支配するの最大動機にして、該貿易の消長は一に係りて歳の豊凶如何に相由るの次第は本篇第一章に於て詳述せる所の如し。去れば此際半島に於ける米の産出の状況及び輸出に關する商慣習に就いて其一斑を窺するは、前後相對照して世人の參考に資せらるゝ所亦無しとせし。案するに半島中、其産米の多寡を以て順位を立つれば全羅慶尙其第一に居り、忠清黃海之れに次ぎ、京畿更に之れに次ぎ、平安江原咸鏡は實に其下にあるなり。今其割合をいへば大約左の如し、

全羅慶尙二道
忠清黃海京畿三道

百分の四十五
百分の四十

米の産出状況
及び輸出に關
する商慣習

平安江原咸鏡三道

百分の十五

之れを稻作の方法に就いて觀れば、地方各々其方法を異にするか如しと雖も暫く例を忠清道に藉りて云はんには、其播種は陰曆三月中旬に之れを行ひ、四月より六月上旬限りは植附を施し、九月に至りて之れを刈取り、束ねて田畦の上に乾燥せしむること約二三週間、而して後之れを取入れ、十月に迚んで稻扱を終るなりと聞く。即ち老圃をして語らしめんか、

- 一、苗代 凡そ二三坪の面積に約三升の播種をなし、之れを以て一反歩内外の田に植ゆへき苗を得へし、
- 一、肥料 植附前即ち三月初旬までに二回ほど之れを施すへし、肥料は糞灰牛糞尿酸草にして、就中乾草は最も普通に且つ多量に用ひらる、
- 一、植附 陰曆四月より遅くも六月初め迄に終るへし、
- 一、草取 植附後五月と六月に一回、七月に入り數回行ふ、
- 一、收穫 九月に行ふ、

一、籾落 別に器械を用ひず唯稻束を握りて石臼若くは地上に叩きつけ籾を庭上に落すに過ぎざるを以て、籾の稻穂に殘留するもの多く、而も其殘留せる籾は小作人の所得に飯するか故に、其方法の不完全なるは會々却つて小作人の利とする所、又庭上に落ちたる籾は帚を

以て掃き取るのみなれば、砂礫の混し居るは往々免かれざるなり。

此くして粉落を終りたる粉は、俵裝の上直に製米商に賣渡すものなきに非ずと雖も、自家にて磨臼に掛け製米するか普通なり。去れと其方法の不完全なる、粉殻の脱却極めて遅緩なるのみならず、屑米を生ずること少なしとせず、故に本邦にありては中田にてすら一反歩につき年に二石五斗内外の玄米を得るか如きに反し、半島にては玄米の收得其半はにも及はざるを常とし、其上田と稱するものは我か一反歩につき粉五石を得るものなきに非ざるも、下田に至りては其一石を得るに止まり、之れを平均すれば二石乃至三石の間にあるに過ぎずと云ふ。

半島より輸出する米穀の主たる廻送先は大坂なり、即ち本支店等特別の關係あるもの、外、概して大阪に於ける其間屋に委託販賣せしむるを例とす。今仁川港より大坂に至る其輸出諸掛りを聞くに大約左の如し、以て其他港よりする費用をも推知するを得んか。

一、荷造費

一石に付 四拾錢

但し細吹代をも含む、本邦へ輸出する米穀は五斗八一俵とし總て細吹入にしてあるなり、

一、輸出税

従價五分

一、海上保険料分損

百圓に付 拾五錢八厘

但し右は保険料最低の分なり

一、荷爲替十日間

百圓に付 四拾五錢乃至一圓

但し右は金融の繁緩に依りて伸縮あるは勿論なり

一、大坂迄の運賃

百石に付 五拾圓内外

然り而して該委託販賣の方法に至りては亦本邦一定の商慣習以外に出ず、即ち輸出税荷造費荷爲替料保険料の如きは輸出者之れを其輸出港に於て支拂ふべく、運賃は先拂にして到着地に於ける荷受主之れを仕拂ひ、陸揚費も亦荷受主に於て代辨し、荷爲替の取附けにも荷受主之れに應じて支拂の義務を盡くし、然る後其賣揚けを俟つて之れを精算す。故に荷爲替金支拂の當日より委託米賣場濟みに至る迄の利子、運賃其他諸雜費の立替金、及び委託販賣手数料等、此等を精算して過剩若くは不足を生ぜし分こそ乃ち委託者の損益に歸すへき理屈なり。乞ふ是れより韓國外國貿易の其對手國を以て觀んに左の如し。

第五表 輸出入國別累年比較表

國 別	明治三十三年	同三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年	同二十八年	同二十七年
清 國	二,五八一,七〇四	三,四七三,三三三	四,九二九,四八三	三,五五五,九一八	二,一五九,〇六四	二,一九六,四二一	二,〇六四,八二一
合 計	一,九六八,六五〇	六八五,四五九	一,二九九,九七〇	七三六,三二七	二六三,九四一	九一,六八三	一六二,七五二
より輸入	四,五五〇,三五四	四,五六,七七三	六〇五九,四五三	四,二七,二三五	二,四三三,〇〇五	二,二二,三三三	二,三三,五七三
輸出	二,五八一,七〇四	三,四七三,三三三	四,九二九,四八三	三,五五五,九一八	二,一五九,〇六四	二,一九六,四二一	二,〇六四,八二一

第十一章 半島に關する諸統計

總計	日本		露領滿州		合計	貿易總額に對する百分比例
	より輸入	へ輸出	より輸入	へ輸出		
より輸入	八、三四一、三九六	六、六五九、二〇〇	一、〇七、〇〇四	五、六、五五六	一、二、九三三、〇〇〇	五、八三三、七五九
へ輸出	七、三三二、四一六	四、二〇五、三六二	一、〇七、〇〇四	四、九七三、八八九	四、三五六、三四六	二、〇五〇、九一〇
合計	一五、四七三、七二二	一〇、八六三、五八二	二、一四、〇〇八	一〇、六四七、五二四	二、九三三、〇〇〇	五、六九七、六三三
露領滿州より輸入	一一七、四六〇	九七、八二七	一〇九、〇〇八	九八、五三六	七、八、二五五	二、〇一九
露領滿州へ輸出	三三八、八〇一	一〇七、〇〇四	五、六、五五六	一、四七、五三九	三、六、六六八	九、九、五五五
合計	三五六、二六一	二〇四、〇三二	一、一六七、四六四	二、四七、〇七五	一、五三、五三一	二、一、五七二
日本より輸入	一〇、九四〇、四六〇	一〇、三三三、六三六	一、一八七、五六二	一〇、〇六七、五二四	六、五三三、三三四	八、〇八八、二二五
日本へ輸出	九、四三九、八六七	四、九九七、八四五	五、七〇九、四八九	八、九七三、八九五	四、七二八、七〇〇	二、四八、一八〇
合計	二〇、三八〇、三二七	一五、三三二、一八五	一、七、九七二、〇五一	一、九、〇四一、四一九	一、一、三六〇、三三四	一〇、五七〇、〇三二

故に日韓貿易は之れを露韓貿易に比すれば勿論、清韓貿易に比するも韓國全体に於ては優勢なりと雖も、商況の最も盛なる仁川港及び輸入品の販路最も廣き京城の如きに於ては清韓貿易は往々にして日韓貿易を凌ぐの勢あるは事實なり(第一章参照)。其京城に於ける清韓貿易は數字を取りて比較すること困難なるも、仁川港に於ける日清兩商の成績は實に左表の示す如きなり。

第六表 在仁川港日韓貿易及び清韓貿易累年比較表

年別	輸 入	輸 出	合 計	貿易總額に對する百分比例
明治三十一年	三、三八八、六四五 ^四	一、二七八、六〇二 ^四	四、六六七、二四七 ^四	四、五八
清韓貿易	四、三九五、五一 ^一	一、〇九六、九二五	五、四九二、四三六	五、三八

在仁川港日韓貿易及び清韓貿易累年比較表

同 三十年	同 二十九年	同 二十七年	同 二十六年
日韓貿易	日韓貿易	日韓貿易	日韓貿易
二、七四二、〇〇五	一、七八四、七五六	一、九四二、六〇三	一、五八九、一二六
清韓貿易	清韓貿易	清韓貿易	清韓貿易
三、二二一、〇五五	一、九二〇、六八七	一、七五九、六一九	八四五、三四九
六、九六三、〇六〇	三、七〇五、四五七	三、七〇一、一二二	二、四三四、四七五
二、九四一、〇〇三	二、五七二、二七七	一、一四五、四〇七	五七七、六三七
六、二一九、七一八	二、二〇〇、二七〇	九五、二二三	七九三、六六五
五、六八三、〇〇八	三、四二二、三四四	三、〇八八、〇一一	一、六六八、四九一
三、八一三、七七三	二、一七九、九六四	一、八九四、八二〇	
六〇九	三、八七、一八七	三、七三、七三三	
三九六	六、〇一五、七三三	六、一、五	
五九三	三、七三、七三三	三、七三、七三三	

備考

- 一、二十六年及び二十七年の分は駐韓英國總領事の商況報告(英國通商彙纂第千五百八十二號)に依り調製し、二十九年乃至三十一年の分は仁川日本人商業會議所の報告書に依る
- 一、二十八年及び三十二年の清韓貿易額は未詳

日韓貿易は今日事實に於て阪韓貿易、精しく言へば阪神と韓國との貿易なりと謂つて可なること本篇第一章に之れを述べたり、今之れに關する詳細なる統計を左に掲ぐ。

第七表 大阪より韓國への輸出高累年比較表

第十二章 半島に關する諸統計

大阪より韓國への輸出高累年比較表

品名	明治三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年	三十二年中國國輸出額全林に對し大坂より輸出せる百分比例
綿糸	一、七五一、五八〇	八七五、五八一	五五三、九九一	二二四、七二二	三七九一
白木綿	七三三、二六二	二七八、三九八	一五〇、五五四	一一六、一四五	一五八七
生金	四四四、三七六	二六五、二八五	二〇三、二三一	一〇二、一四二	九六二
天竺布	三四、七九六	二二、九一一	七五
緋金巾	二四、七八四	五四
浴巾	二七、一一四	九〇、六七	五八
綿肌衣	四九、八〇八	一七〇、一八	九九
綿フランクット	一六、四一七	一〇、一八九	三五
他の諸綿布	八四、一九五	一〇三、〇〇五	九五、一〇五	三五、三六五	一八二
綿花	一〇二、六七八	五九、八六五	二二二
靴足袋	一一、三五八	五、一一八	二七
絹布類	七二、八〇八	五七、五三六	四八、一二二	三九、六〇一	一五六
打紐及真田紐	三二、二八四	一八、二八四	六九

品名	明治三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年	三十二年中國國輸出額全林に對し大坂より輸出せる百分比例
諸衣服附屬品	九七、五四四	六〇、六二八	六八、六五八	...	二二一
鐵製品	五三、七〇一	五八、三三〇	四一、八〇九	...	一六
銅製品	...	一三、七七二
他の金屬製品	一二九、五一四	六九、二三五	四〇、八五四	七八、四〇〇	二八〇
細索及草	一三三、九六六	三二、五四三	二六八
紙卷煙草	九五、四五一	六五、五五三	二〇六
燐寸	四七、八五〇	二九、二七〇	一〇九、七二七	五三七、五九	一〇三
酒	一一九、七九二	一〇五、二八三	六〇、七四四	三一、五二五	二五九
擬洋紙	二四、八二二	一五、八九一	五四
磁器及陶器	三八、九六五	一六、二一五	八四
諸食物	三〇、一九二	二三、六二〇	六五
木製品	三四、三六九	七四
麥酒、洋酒類	二二〇、二四	一三六、〇四	四八
洋傘	二五、八一	二〇、六八八	五六
靴	二〇、二四	一七、六九六	四三

大阪の韓國より
の輸入高累
年比較表

品名	明治三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年	三十二年 中韓國輸 入額に對し 大阪の輸入 割合
獸毛	二七、七九五	一三、八六三	六〇
化粧石	一七、〇三三	五、三七〇	三七
玻璃製品	三三、二八二	二九、八六六	七二
諸金屬	一一、五二五	一〇〇、四四〇	八九、九六七	四〇、八一六	二七
皮革製品	一八、八〇二	八、八四四	四一
其他雜品	二六五、六三七	二三九、三六〇	三七、二六六	二〇七、九三二	五、七五
合計	四六二、〇五四九	二、七六七、七四一	一、八八九、二一六	九二三、一三八	...
米	八三三、九二〇 <small>円</small>	六二二、三八六 <small>円</small>	一、四四〇、五五四 <small>円</small>	一、四二二、六四四 <small>円</small>	三七・一三
豆類	六六、四六七	六六、三二五	一七三、三六一	三二五、〇三三	三四・〇四
生牛	三六八、一四七	一七五、四〇一	一三八、二六六	二二三、四二二	一六・三九
海羅皮	三二、九一八	...	二七、二九〇	三九五、〇三	一四・二

第八表 大阪の韓國よりの輸入高累年比較表

第十一章 半島に關する諸統計

神戸より韓國
への輸出高累
年比較表

品名	明治三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年
石花菜
乾菜
小麥	三二、九九五
藥材
其他雜品	七八、八三一	六五、〇九九	八三、二七八	六五、四〇四
合計	二、二四六、〇五四	九三一、七九九	一、八九二、二一七	二、〇八四、三三二
昆布	七五八	一四六五	二、九〇一	...
椎茸	...	一三五	二五四	...
寒天	...	五四	九八	...
鮭鱈	五五 <small>円</small>	四四 <small>円</small>	四四 <small>円</small>	...
品名

第九表 神戸より韓國への輸出高累年比較表

第十一章 半島に關する諸統計

落花生	海苔	蕃薯	酒類	醬油類	素麵	樟腦	木蠟	鉛蠟	生銅	熟銅	諸金屬	木材及板	綿糸	洗濯曹達
-----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	-----	------	----	------

...	四	三
-----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

...	三九	二
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

...	二
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

...
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

六五五

第十一章 半島に關する購統冊

蠶粉	麥酒類	麥洋酒類	豆類	鷓類	糖菓類	密柑	米實	蔬菓實	乾菜魚	飲料類	紅茶類	番茶類	綠茶類	刻昆布
----	-----	------	----	----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

...
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

...
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

...
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

...
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

第十一章 半島に關する購統冊

六五四

菜 鈕 諸 鐵 鐵 鐵 金 銅 銅 銅 青 同 眞 諸 蕙
 子 金 屬 及 器 器 線 釘 類 器 線 釘 器 器 線 物 索
 油 卸 器 器 線 釘 類 器 線 釘 器 器 線 物 索

二二五八
 一四六〇
 二五
 一六一
 五四
 五九
 六〇一一
 一九六八
 三三
 一九九

三〇五〇
 四九
 三九二四
 三〇
 二五六
 二九九五四
 八
 一七一九七
 六〇三
 五〇
 四五三

二二八四八
 二三五
 六二四
 二五
 八〇
 二七〇
 五、一三五
 一〇
 六
 七九
 四〇八五五
 四八〇六
 一、五一八

六五七

五五九
 三六

第十一章 半島に関する諸統計

染 製 藥 硫 硫 硝 蜂 阿 人 山 其 壁 撮 審 苛
 粉 茶 材 酸 黃 酸 蜜 膠 蔘 荳 紙 紙 紙 籍 性
 雜 雜 雜 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類
 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類

五〇
 五七七六
 一六七
 二五
 四、〇六一
 五八〇

三
 四、二九
 一〇
 一四六
 三三
 五、二四二
 三、六〇三
 一、一六〇
 七九二

二二五
 二七六七
 九七九
 二二六
 一二七七
 二〇
 一四四一
 三七
 一、四〇〇
 八〇
 一、八一四
 九〇八
 三、八三〇
 二、〇〇九

第十一章 半島に関する諸統計

六五六

手袋 帽子 麻布類 靴類 縮緬類 羽二重類 絹布類 諸絹布類 絹布手巾類 絹製物品 足袋 服裝附屬品 棉花 紙刻煙草 卷煙草及諸貨

第十一章 半島に関する統計

手袋	三四	七四	二〇九	...
帽子	三二八	一一八七	九九八	...
麻布類	三四八	一〇五	五、四〇一	...
靴類	五二	五九三	五、一五六	...
縮緬類	六〇五	...
羽二重類	一七	...
絹布類	一、三〇八	二一九	一〇	...
諸絹布類	一、三〇八	七、三二九	三、四、八〇八	...
絹布手巾類
絹製物品	七二〇	四二	六五	...
足袋	七〇	九〇	七〇一	...
服裝附屬品	四四八六	一、二二六	一、五、九八九	...
棉花	五七四	(?)二、八九八〇〇
紙刻煙草	五、五七五	一、三、七五四	二、五、六五四	...
卷煙草及諸貨	...	一九九	一、三、二〇	...

六五九

諸種 獸毛皮類 熟皮類 地氈類 線綿及打綿類 綿織糸類 綿フランチル類 手拭地類 諸綿布類 綿メリヤス肌衣類 眞綿類 綿襦袢類 打紐眞田類 絹製肩衣類

第十一章 半島に関する統計

諸種	一〇三	一〇六	一一三	...
獸毛皮類	九七	二、五八四	六、六一	...
熟皮類	一〇	八二	八六五	...
地氈類	一四三	四〇六	三、九四三	...
線綿及打綿類	六、一六六八	...
綿織糸類	二、二、二六八	二、三〇、一、二四	二、一八、二八〇	...
綿フランチル類	三二二	三〇七	九五四	...
手拭地類	二六七	三三〇	六三四	...
諸綿布類	七	一一	一一	...
綿メリヤス肌衣類	一、九七七	三、九三二七	六、八五、八〇四	...
眞綿類	三三〇	五五二	三、四六	...
綿襦袢類	一三六	五四	五	...
打紐眞田類	一、五、一八八	一〇、九九五
絹製肩衣類	三〇	二九

六五八

化粧石	洗滌石	和傘	洋傘	竹器	坡璃器	漆器	皮革器	紙器	木器	甲斐網	綿フランクット	瓦斯系織	金巾	綿手巾
二二二	三	八	一〇〇	一二四	二九四	四五	三九三	二九八	一〇九七	一〇一〇	七三八	五二〇〇	六〇	
一七〇三	六五	三六七	六二一九	六八	二二〇三	七五九	六三二	五三七	一八、七六六	二〇七三	七六〇	四五九七七	四八	
二、一三〇	一一二	八四一	四五二〇	四八一	八〇八二	二、二四八	一、一三九	八九一	一、九七三	
...	...	二八	三、九〇一	二八	六、八三一	二、一八五	...	二八二	

第十一章 牛島に關する諸統計

六六〇

草類	扇	團扇	家具	人車	鏡	磁器	玩弄物	香水	燐寸	地類	提燈	寫真書及畫	屏風
二八一	...	四	一八九四	一七五	一九九	一一〇	四四	四六	一一九	二二三	七四	一四七	三〇
一一五	...	二〇	一〇三二	...	三〇五二	二、五五〇	四六二	三〇四	三四	一九一	六八	一五	一〇
八三	...	一四七	一、四五二	五六	三七〇四一	二四五	六四	一〇	七八八
...	...	三七六	三〇	五、六六三	四、五六三	四二四	一五四

第十一章 牛島に關する諸統計

六六〇

神戶の韓國より
の輸入高累
年比較表

第十表 神戶の韓國よりの輸入高累年比較表

品名	明治三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年
生皮	九二九	三二一	七三〇	一三五
生牛卵
藥材類	五五四九	一四〇三	二三四五	...
五倍子
毛皮	二八五	一九六	六一二	...
銅貨

品名	明治三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年
浴布	七七八	一六九七
白木綿	一三五三七
天些布	四八〇
時計	八〇八	二〇三七
諸無稅品	一五、九一六	九五、一八一	二〇〇、一九二	...
合計	五二九、三三六	一、〇九八、九〇〇	一、五八〇、二五七	一、四二九、二五九

第十一章 半島に關する諸統計

六六二

品名	明治三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年
絹製	七三八	二、二二三	四〇、二六三	一六
海羅
磁器
角陶
鹹肉	二四一	九〇四	一五	...
諸品
大豆類	二六八、〇一〇	一、四〇、七五九	五八、二九二	五四三、八七〇
米類	四六四、〇三九	八七五、二五三	三、二二、二七六	八七〇〇、二八
小麦類	八、四九九	一五、九四七	一〇六、〇〇〇	...
牛	...	二、五九一	一一、九一四	...
馬
諸禽獸	七五〇	五、五四五

第十一章 半島に關する諸統計

六六三

韓國重要輸入品輸出港別比較表

品名	神戶	大阪	長崎	原	佐須野	鹿見	博多	唐津	門司
綿織	111,000	110,000	29,000	11,000	11,000	6,000

第十一表 明治三十一年中韓國重要輸入品輸出港別比較表

貨物合計	七五八、五〇二	一、〇六三、三六七	三、八八一、九七三	一、四七五、四六九
油
鹽魚	三〇
諸食物
人蔘	三〇〇
繭	九九〇
諸布帛及材料
歐肉	一〇五
亞米利加金貨	一五三、四三六
金	一三九七、一〇九
鉛地金	二六

第十一章 中島に關する諸統計

品名	神戶	大阪	長崎	原	佐須野	鹿見	博多	唐津	門司
白木及漆布
生金
天竺布
綿金
綿フランク
浴巾
靴袋
絹布類
打紐及真田紐
衣服及附屬品
棉花
鐵製
銅製
他諸金屬
他諸金屬製品
米
食鹽
麥酒
洋酒
粉

第十一章 中島に關する諸統計

韓國重要輸入品輸出港別比較表

品名	神戶	大阪	長崎	原	佐須野	鹿見	博多	唐津	門司
油
鹽
諸食物
入參
諸布帛及材料
獸肉
亞米利加金貨
金
金
鉛地金
貨物合計	七五八五〇二	一〇六三三六七	三、八八一、九七三	一、四七五、四六九

第十一章 中島に關する諸統計

六六四

第十一表 明治三十一年中韓國重要輸入品輸出港別比較表

品名	神戶	大阪	長崎	原	佐須野	鹿見	博多	唐津	門司
白木綿及諸綿布
生金
天竺布
緋金布
綿フランクヤット
綿肌衣
浴巾
靴足袋
絹布類
打紐及瓦田紐
衣服及附屬品
棉花
鐵製品
銅製品
他諸金屬
他諸金屬製品
米
食糧
麥酒
麥粉

第十一章 中島に關する諸統計

六六五

韓國重要輸出品別比較表

品名	神戶	大阪	長崎	原	佐須野	鹿見	博多
密酒	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
醬油	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
麵粉	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
糖	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
紙	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
布	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
皮革	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
磁器	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
化學	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
紙卷	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
洋傘	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
繩索	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
木材	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
石炭	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

第十一章 中島に關する諸統計

第十二表 明治三十年中韓國重要輸出品輸入港別比較表

品名	神戶	大阪	長崎	原	佐須野	鹿見	博多
米類	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
豆類	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
小麥	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
生皮	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
鹹肉	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
乾菜	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
石花菜	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
海骨	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
獸骨	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
牛乳	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
人參	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
木材	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
木炭	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
煤炭	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
食料	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

備考

第十一章 中島に關する諸統計

一、以上第七表乃至第十二表は本邦税関及び韓国税関の調査報告に依り調製す
前數表の示す所に依り、半島は大體に於て輸入超過の國なること知るべきなり。今更に各開港市
場に就き其輸出入を見るに左の如し。

第十三表 京城輸出入累年比較表

年 別	輸 入			輸 出	
	日本産貨物	外國産貨物	韓國産貨物	合 計	總 計
明治三十二年	四六五,二〇三	八一,〇三三	六二,七四六	六〇九,〇五〇	一,一五六,〇〇六
同三十一年	四一五,六八八	七三,三九六	七二,七二〇	五七〇,六九四	六三〇,七〇七
同三十年	三五七,〇〇九	一一六,六七七	二八,七七九	五〇二,〇六五	六一八,二六六
同二十九年	二四四,六八八	二〇二,三三九	五七,八〇七	五一四,八三四	六一三,六〇八
同二十八年	二四五,一六四	三二六,七二二	三〇,三三七	六〇二,二七三	七二〇,二五〇

備考

- 一、本表は在京城日本人商業會議所の報告に依る
- 二、本表に掲ぐる輸出入高は本邦人の取扱に係るもののみとす
- 三、京城に輸出入する貨物は殆んど仁川を経由せざるはなし故に韓國外國貿易表の上には京城輸出入の統計は當然仁川輸出入額中に包含せるゝなり

仁川港輸出入
累年比較表

一、三十二年の輸出額が前年よりも著しき増加を示すは金地金の輸出額同年に於て前年より著しく増加したるに由る

第十四表 仁川港輸出入累年比較表

年 別	輸 入	輸 出			總 計
		韓國産貨物	外國産貨物	合 計	
明治三十一年	七,七八五,六五一	二,三一九,四七八	九一,一九二	二,四一〇,六七〇	一〇,一九六,三三一
同三十年	五,八六八,六〇五	三,六四三,〇六六	九六,八二四	三,七三九,八九〇	九,六〇八,四九五
同二十九年	三,七〇九,三八三	一,七九五,八六二	一七,九五三	一,九一三,八一四	五,六二三,一九七
同二十八年	五〇,一七〇,八六六	一,二二二,三二六	一,四一五,七三七	一,四一五,七三七	六,四七三,八三三
同二十七年	三,七〇三,一七五	一,二七六,四五三	四四,四五六	一,三〇三,〇〇九	五,〇三三,〇八四
同二十六年	二,四三三,三二〇	六六四,六四九	一四,一七七	六七八,八二六	三,一〇二,一三六
同二十五年	三,〇八一,三三七	一,〇九九,四〇五	一三,七〇〇	一,〇六二,一〇五	三,一〇二,一三六
同二十四年	三,一六五,九三五	一,四二二,九二〇	一九,二五七	一,四四二,一七七	四,五九九,一五三

備考

一、本表は在仁川日本人商業會議所の報告に依る